

七 登記の目的である権利の消滅に関する定め
の登記

八 民法第三百九十三条（同法第三百六十一條において準用する場合を含む。）の規定による代位の登記

九 抵当証券交付又は抵当証券作成の登記

十 買戻しの特約の登記

第二章 登記記録等

第一節 登記記録

（登記簿の調製方法）

第三条の二 登記簿は、登記記録の記録に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するものとする。
（登記記録の編成）

第四条 土地の登記記録の表題部は、別表一の第一欄に掲げる欄に区分し、同表の第二欄に掲げる欄に区分するものとする。

2 建物（次項の建物を除く。）の登記記録の表題部は、別表二の第一欄に掲げる欄に区分し、同表の第二欄に掲げる欄に区分する事項を記録するものとする。

3 区分建物である建物の登記記録の表題部は、別表三の第一欄に掲げる欄に区分し、同表の第一欄に掲げる欄に同表の第二欄に掲げる事項を記録するものとする。

4 権利部は、甲区及び乙区に区分し、甲区には所有権に関する登記の登記事項を記録するものとし、乙区には所有権以外の権利に関する登記の登記事項を記録するものとする。
（移記又は転写）

第五条 登記官は、登記を移記し、又は転写するときは、法令に別段の定めがある場合を除き、現に効力を有する登記のみを移記し、又は転写しなければならない。

2 登記官は、登記を移記し、又は転写したときは、その年月日を新たに記録した登記の末尾に記録しなければならない。

3 登記官は、登記を移記したときは、移記前の登記記録を閉鎖しなければならない。
（記録事項過多による移記）

第六条 登記官は、登記記録に記録されている事項が過多となつたことその他の事由により取扱いが不便となつたときは、登記を移記することができる。この場合には、表示に関する登記及び所有権の登記であつて現に効力を有しないものも移記することができます。

第七条 登記官は、登記記録に登記事項を記録し、若しくは登記事項を抹消する記号を記録するとき又は登記を転写し、若しくは移記するときは、登記官の識別番号を記録しなければならない。共同担保目録又は信託目録に記録すべき事項を記録し、又は既に記録された事項を抹消する記号を記録する場合についても、同様とする。
（登記記録の閉鎖）

第八条 登記官は、登記記録を閉鎖するときは、開鎖の事由、閉鎖の年月日及び閉鎖する登記記録の不動産の表示（法第二十七条第一号に掲げる登記事項を除く。）を抹消する記号を記録するほか、登記官の識別番号を記録しなければならない。

第九条 法務大臣は、登記記録に記録されている事項（共同担保目録及び信託目録に記録されている事項を含む。）と同一の事項を記録する副登記記録を調製するものとする。登記官は、登記簿に記録した登記記録によって登記の事務を行うことができないときは、前項の副登記記録によつてこれを行なうことができる。この場合において、副登記記録に記録した事項は、登記記録に記録した事項とみなす。

2 登記官は、登記簿に記録した登記記録によつて登記の事務を行うことができないときは、前項の副登記記録によつてこれを行なうことができる。この場合において、副登記記録に記録した事項は、登記記録に記録した事項とみなす。

3 登記官は、登記簿に記録した登記記録によつて登記の事務を行うことができるようになつたときは、直ちに、前項の規定により副登記記録に記録した事項を登記記録に記録しなければならない。

第二節 地図等

（地図）

第十条 地図は、地番区域又はその適宜の一部ごとに、正確な測量及び調査の成果に基づき作成するものとする。ただし、地番区域の全部又は一部とこれに接続する区域を一体として地図を作成することを相当とする特段の事由がある場合は、当該接続する区域を含めて地図を作成することができる。

2 地図の縮尺は、次の各号に掲げる地域にあつては、当該各号に定める縮尺によるものとする。ただし、土地の状況その他の事情により、当該縮尺によることが適當でない場合は、この限りでない。

一 市街地地域（主に宅地が占める地域及びその周辺の地域をいう。以下同じ。）二百五十分の一又は五百分の一

二 村落・農耕地域（主に田、畠又は塩田が占める地域及びその周辺の地域をいう。以下同じ。）五百分の一又は千分の一

三 山林・原野地域（主に山林、牧場又は原野が占める地域及びその周辺の地域をいう。以下同じ。）一千分の一又は二千五百分の一

四 地図を作成するための測量は、測量法（昭和二十四年法律第百八十九号）第二章の規定による基本測量の成果である三角点及び電子基準点、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により認証され、若しくは同条第五項の規定により指定された基準点又はこれらと同等以上の精度を有すると認められる基準点（以下「基本三角点等」と総称する。）を基礎として行うものとする。

5 地図を作成するための一筆地測量及び地積測定における誤差の限度は、次によるものとする。

一 市街地地域については、国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）別表第四に掲げる精度区分（以下「精度区分」という。）
甲二まで

二 村落・農耕地域については、精度区分乙一まで

三 山林・原野地域については、精度区分乙三まで

4 地図を作成するための一筆地測量及び地積測定における誤差の限度は、次によるものとする。

一 市街地地域については、国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）別表第四に掲げる精度区分（以下「精度区分」という。）
甲二まで

二 村落・農耕地域については、精度区分乙一まで

三 山林・原野地域については、精度区分乙三まで

4 前三項の規定は、地図に準ずる図面及び建物所送付された地籍図の写しは、同条第二項又は第三項の規定による登記が完了した後に、地図として備え付けるものとする。ただし、地図は第三項の規定による登記が完了した後に、地図として備え付けることを不適当とする特別の事情がある場合は、この限りでない。

5 国土調査法第二十条第一項の規定により登記所に送付された地籍図の写しは、同条第二項又は第三項の規定による登記が完了した後に、地図として備え付けることを不適当とする特別の事情がある場合は、この限りでない。

6 前項の規定は、土地改良登記令（昭和二十六年政令第百四十六号）第五条第二項第三号又は土地区域画整理登記令（昭和三十年政令第二百二十一号）第四条第二項第三号の土地の全部についての所在図その他これらに準ずる図面について準用する。

（建物所在図）

第十二条 建物所在図は、地図及び建物図面を用いて作成することができる。

2 前項の規定にかかわらず、新住宅市街地開発法等による不動産登記に関する政令（昭和四十一年政令第三百三十号）第六条第二項（同令第十五條から第十三条までにおいて準用する場合を含む。）の建物の全部についての所在図その他の図面は、これに準ずる面は、これを建物所在図として

備え付けるものとする。ただし、建物所在図として備え付けることを不適当とする特別の事情がある場合は、この限りでない。

（地図等の閉鎖）

第十三条 登記官は、新たな地図を備え付けた場合において、従前の地図があるときは、当該従前の地図の全部又は一部を閉鎖しなければならない。地図を電磁的記録に記録したときも、同様とする。

2 登記官は、前項の規定により地図を閉鎖する場合には、当該地図に閉鎖の事由及びその年月日を記録するほか、当該地図が、電磁的記録に記録されている地図であるときは登記官の識別番号を記録し、その他の地図であるときは登記官印を押印しなければならない。

3 登記官は、従前の地図の一部を閉鎖したときは、当該閉鎖した部分と他の部分とを判然区別することができると講じなければならない。

4 前三項の規定は、地図に準ずる図面及び建物所在図について準用する。

（地図の記録事項）

第十四条 地図には、次に掲げる事項を記録するものとする。

一 地番区域の名称

二 地図の番号（当該地図が複数の図郭にまたがつて作成されている場合には、当該各図郭の番号）

三 縮尺

四 国土調査法施行令第二条第一項第一号に規定する平面直角座標系の番号又は記号

五 各土地の区画及び地番

六 基本三角点等の位置

七 隣接図郭との関係

八 精度区分

九 作成年月日

10 電磁的記録に記録する地図にあつては、前項各号に掲げるもののほか、各筆界点の座標値を記録するものとする。

（建物所在図の記録事項）

一 地番区域の名称

二 建物所在図の番号

三 縮尺

十七 筆界特定関係事務日記帳	二十一 登記簿保存簿
十八 閉鎖土地図面つづり込み帳	二十二 登記関係帳簿保存簿
十九 閉鎖地役権図面つづり込み帳	二十三 地図保存簿
二十 閉鎖建物図面つづり込み帳	二十四 建物所在図保存簿
二十一 登記識別情報通知書交付簿	二十五 登記事務日記帳
二十二 登記関係帳簿保存簿	二十六 登記事務日記帳
二十三 地図保存簿	二十七 登記事項証明書等用紙管理簿
二十四 建物所在図保存簿	二十八 登記免許税関係書類つづり込み帳
二十五 登記識別情報通知書交付簿	二十九 再使用説明申出書類つづり込み帳
二十六 登記事務日記帳	三十 不正登記防止申出書類つづり込み帳
二十七 登記事項証明書等用紙管理簿	三十一 土地価格通知書つづり込み帳
二十八 登記免許税関係書類つづり込み帳	三十二 建物価格通知書つづり込み帳
二十九 再使用説明申出書類つづり込み帳	三十三 諸表つづり込み帳
三十 不正登記防止申出書類つづり込み帳	三十四 雜書つづり込み帳
三十一 土地価格通知書つづり込み帳	三十五 法定相続情報一覧図つづり込み帳
三十二 建物価格通知書つづり込み帳	(受付帳)

第一十八条の二 受付帳は、登記の申請、登記識別情報の失効の申出及び登記識別情報に関する証明についてそれぞれ調製するものとする。	第二十二条 建物図面つづり込み帳には、建物面及び各階平面図（これらのものが書面である場合に限る。）をつづり込むものとする。
第一十九条 申請書類つづり込み帳には、申請書及びその添付書面、通知書、許可書、取下書その他の登記簿の附属書類（申請に係る事件を処理するために登記官が作成したものと含み、この省令の規定により第十八条第三号から第五号まで及び第七号の帳簿につづり込むものを除く。）をつづり込むものとする。（土地図面つづり込み帳等）	第二十三条 職業表示登記等書類つづり込み帳には、職業による表示に関する登記及び地図その他の図面の訂正に関する書類を立件の際に付した番号（以下「立件番号」という。）の順序に従つてつづり込むものとする。（職業表示登記等書類つづり込み帳）
第二十条 土地図面つづり込み帳には、土地所在図及び地積測量図（これららのものが書面である場合に限る。）をつづり込むものとする。	第二十四条 決定原本つづり込み帳には、申請又は申請を却下した決定の決定書の原本をつづり込むものとする。（審査請求書類等つづり込み帳）
第二十一条 土地図面つづり込み帳には、土地所在図及び地積測量図（これららのものが書面である場合は、前項の土地所在図及び地積測量図を同一の電磁的記録に記録して保存することができる。）登記官は、前項の規定により土地所在図及び地積測量図を電磁的記録に記録して保存したときは、第一項の土地所在図及び地積測量図を申請書類つづり込み帳には、第八十五条の規定により閉鎖した第一項の土地所在図及び地積測量図をつづり込むものとする。	第二十五条 審査請求書類等つづり込み帳には、審査請求書その他の審査請求事件に関する書類をつづり込むものとする。（登記識別情報失効申出書類つづり込み帳）
（請求書類つづり込み帳）	第二十六条 審査請求書類等つづり込み帳には、登記識別情報の失効の申出が電子情報処理組織を使用する方法によりされた場合は、当該請求に関する情報の内容を書面に出力したものを請求書類つづり込み帳につづり込むものとする。（登記識別情報失効申出書類つづり込み帳）

第二十七条 第二十二条の五 次の各号に掲げる帳簿には、当該各号に定める事項を記録するものとする。	第二十七条の二 申出立件事件簿には、代替措置等申出（第二百二条の四第一項に規定する代替措置等申出をいう。第三項及び第四項において同じ。）又は代替措置申出の撤回（第二百二条の十五第一項の規定による撤回をいう。第三項及び第四項において同じ。）の立件の年月日その他の必要な事項を記録するものとする。
二 登記関係帳簿の保存状況	第二十七条の三 代替措置等申出書写しつづり込み帳には、登記識別情報の失効の申出が電子情報処理組織を使用する方法によりされた場合は、当該申請書類をつづり込むものとする。（登記識別情報の失効の申出に関する事項）
三 地図保存簿又は建物所在図保存簿 地図等の事項	第二十七条の四 登記関係帳簿の保存状況
四 登記識別情報通知書交付簿 登記識別情報の登記関係帳簿を除く一切の登記簿保存簿 登記簿の保存状況	第二十七条の五 登記事務日記帳、受付帳その他の帳簿に記録しない書類の発送及び受領に関する事項
五 登記事務日記帳 受付帳その他の帳簿に記録しない書類の発送及び受領に関する事項	第二十七条の六 次の各号に掲げる帳簿には、当該各号に定める書類をつづり込むものとする。

一 登記免許税関係書類つづり込み帳 登録免許法（昭和四十二年法律第三十五号）第二条の十五第七項及び第二百二条の十六第六項において準用する場合を含む。）の規定により交付を受けた書類をつづり込むものとする。（登記免許税関係書類つづり込み帳等）	第一登記の六 次の各号に掲げる帳簿には、当該各号に定める書類をつづり込むものとする。
二 登記記録に記録されている事項の概要を記載した書面（以下「登記事項要約書」といふ。）の交付の請求	第二登記の六 次の各号に掲げる帳簿には、当該各号に定める書類をつづり込むものとする。
（登記事項要約書）	第三登記の六 次の各号に掲げる帳簿には、当該各号に定める書類をつづり込むものとする。
（登記事項要約書）	第四登記の六 次の各号に掲げる帳簿には、当該各号に定める書類をつづり込むものとする。
（登記事項要約書）	第五登記の六 次の各号に掲げる帳簿には、当該各号に定める書類をつづり込むものとする。

二 再使用証明申出書類つづり込み帳 登録免 許税法第三十一条第三項の申出に関する書類	三 不正登記防止申出書類つづり込み帳 登記 人義人若しくはその相続人その他の一般承継 人又はその代表者若しくは代理人(委任によ る代理人を除く)からのそれらの者に成り すました者が登記の申請をしている旨又はそ のおそれがある旨の申出に関する書類	四 土地価格通知書つづり込み帳又は建物価格 通知書つづり込み帳 地方税法(昭和二十五 年法律第二百一十六号)第四百二十二条の三 の通知に関する書類
五 諸表つづり込み帳 登記事件及び登記以外 の事件に関する各種の統計表	六 雜書つづり込み帳 第十八条第二号から第 五号まで、第七号から第九号まで、第十一 号、第十二号、第十二号の三、第十二号の 五、第十三号、第十八号から第二十号まで及 び第二十八号から第三十三号までに掲げる帳 簿につづり込まない書類	(土地所在図等の副記録)
七 信託目録 信託の登記の抹消をした日から 二十年間	八 受付帳に記録された情報 受付の年の翌年 から十年間(登記識別情報に関する証明の請 求に係る受付帳にあっては、受付の年の翌年 から一年間)	九 表示に関する登記の申請情報及びその添付 情報(申請情報及びその添付情報以外の情報 であつて申請書類つづり込み帳につづり込ま れた書類に記載されたもの含む。次号にお いて同じ)受付の日から三十年間(第二十 条第三項(第二十二条第二項において準用す る場合を含む)の規定により申請書類つづり込み 帳に記載されたものにあつては、電磁的記録に記 録して保存した日から三十年間)
十 権利に関する登記の申請情報及びその添付 情報 受付の日から三十年間(第二十一条第 二項において準用する第二十条第三項の規定 により申請書類つづり込み帳に記載され たものにあつては、電磁的記録に記録して保 存した日から三十年間)	十一 職権表示登記等事件簿に記録された情 報 立件の日から五年間	十二 職権表示登記等書類つづり込み帳につづ り込まれた書類に記載された情報 立件の日 から三十年間
十三 土地所在図、地積測量図、建物図面及び 各階平面図(第二十条第三項(第二十二条第 二項において準用する場合を含む)の規定 により申請書類つづり込み帳につづり込まれ たものを除く)永久(閉鎖したものにあつ ては、閉鎖した日から三十年間)	十四 地役権図面(第二十一条第二項において 準用する第二十条第三項の規定により申請書 類つづり込み帳につづり込まれたものを除 く)閉鎖した日から三十年間	十五 決定原本つづり込み帳又は審査請求書類 等つづり込み帳につづり込まれた書類に記載 された情報 申請又は申出を却下した決定又 は審査請求の受付の年の翌年から五年間
十六 各種通知簿に記録された情報 通知の年 の翌年から一年間	十七 登記識別情報の失効の申出に関する情 報 当該申出の受付の日から十年間	十八 請求書類つづり込み帳につづり込まれた 書類に記載された情報 受付の日から一年間
十九 申出立件事務日記帳 作成の年の翌年 から五年間	二十 申出立件事務日記帳 作成の年の翌年 から一年間	二十一 代替措置等申出書写しつづり込み帳に つづり込まれた書類に記載された情報 送付 を受けた日から五年間
二十二 申出立件事務日記帳 作成の年の翌年 から一年間	二十三 登記識別情報通知書交付簿、登記事務日記 帳及び登記事務日記帳 作成の年の翌年 から一年間	二十四 不正登記防止申出書類つづり込み帳、土地 価格通知書つづり込み帳、建物価格通知書つ づり込み帳及び諸表つづり込み帳 作成の年 の翌年から五年間
二十五 登記簿保存簿、登記關係帳簿保存簿、地圖 保存簿及び建物所在図保存簿 作成の日から 三十年間	二十六 法定相続情報一覧図つづり込み帳 作成の 年の翌年から五年間	二十五 登記簿保存簿、登記關係帳簿保存簿、地圖 保存簿及び建物所在図保存簿 作成の年から 三十年間
二十七 登記簿保存簿、登記關係帳簿保存簿、地圖 保存簿及び建物所在図保存簿 作成の年から 三十年間	二十八 登記識別情報通じ書交付簿、登記事務日記 帳及び登記事務日記帳 作成の年の翌年 から一年間	二十六 登記簿保存簿、登記關係帳簿保存簿、地圖 保存簿及び建物所在図保存簿 作成の年から 三十年間
二十八 登記簿保存簿、登記關係帳簿保存簿、地圖 保存簿及び建物所在図保存簿 作成の年から 三十年間	二十九 登記簿に記載された情報 立件の日から 五年間	二十七 登記簿に記載された情報 立件の日から 五年間
二十九 登記簿に記載された情報 立件の日から 五年間	三十 登記簿に記載された情報 立件の日から 五年間	二十八 登記簿に記載された情報 立件の日から 五年間
三十 登記簿に記載された情報 立件の日から 五年間	三十一 登記簿、地図等及び登記簿の附属書 類は、事変を避けるためにする場合を除き、登 記所の外に持ち出してはならない。	二十九 登記簿に記載された情報 立件の日から 五年間

一 登記簿に記載された情報 立件の日から 五年間	二 登記簿に記載された情報 立件の日から 五年間	三 登記簿に記載された情報 立件の日から 五年間
四 登記簿に記載された情報 立件の日から 五年間	五 登記簿に記載された情報 立件の日から 五年間	六 登記簿に記載された情報 立件の日から 五年間
七 登記簿に記載された情報 立件の日から 五年間	八 登記簿に記載された情報 立件の日から 五年間	九 登記簿に記載された情報 立件の日から 五年間
十 登記簿に記載された情報 立件の日から 五年間	十一 登記簿に記載された情報 立件の日から 五年間	十二 登記簿に記載された情報 立件の日から 五年間
十三 登記簿に記載された情報 立件の日から 五年間	十四 登記簿に記載された情報 立件の日から 五年間	十五 登記簿に記載された情報 立件の日から 五年間
十六 登記簿に記載された情報 立件の日から 五年間	十七 登記簿に記載された情報 立件の日から 五年間	十八 登記簿に記載された情報 立件の日から 五年間
十九 登記簿に記載された情報 立件の日から 五年間	二十 登記簿に記載された情報 立件の日から 五年間	二十一 登記簿に記載された情報 立件の日から 五年間
二十二 登記簿に記載された情報 立件の日から 五年間	二十三 登記簿に記載された情報 立件の日から 五年間	二十四 登記簿に記載された情報 立件の日から 五年間
二十五 登記簿に記載された情報 立件の日から 五年間	二十六 登記簿に記載された情報 立件の日から 五年間	二十七 登記簿に記載された情報 立件の日から 五年間
二十八 登記簿に記載された情報 立件の日から 五年間	二十九 登記簿に記載された情報 立件の日から 五年間	三十 登記簿に記載された情報 立件の日から 五年間

一 登記簿に記載された情報 立件の日から 五年間	二 登記簿に記載された情報 立件の日から 五年間	三 登記簿に記載された情報 立件の日から 五年間
四 登記簿に記載された情報 立件の日から 五年間	五 登記簿に記載された情報 立件の日から 五年間	六 登記簿に記載された情報 立件の日から 五年間
七 登記簿に記載された情報 立件の日から 五年間	八 登記簿に記載された情報 立件の日から 五年間	九 登記簿に記載された情報 立件の日から 五年間
十 登記簿に記載された情報 立件の日から 五年間	十一 登記簿に記載された情報 立件の日から 五年間	十二 登記簿に記載された情報 立件の日から 五年間
十三 登記簿に記載された情報 立件の日から 五年間	十四 登記簿に記載された情報 立件の日から 五年間	十五 登記簿に記載された情報 立件の日から 五年間
十六 登記簿に記載された情報 立件の日から 五年間	十七 登記簿に記載された情報 立件の日から 五年間	十八 登記簿に記載された情報 立件の日から 五年間
十九 登記簿に記載された情報 立件の日から 五年間	二十 登記簿に記載された情報 立件の日から 五年間	二十一 登記簿に記載された情報 立件の日から 五年間
二十二 登記簿に記載された情報 立件の日から 五年間	二十三 登記簿に記載された情報 立件の日から 五年間	二十四 登記簿に記載された情報 立件の日から 五年間
二十五 登記簿に記載された情報 立件の日から 五年間	二十六 登記簿に記載された情報 立件の日から 五年間	二十七 登記簿に記載された情報 立件の日から 五年間
二十八 登記簿に記載された情報 立件の日から 五年間	二十九 登記簿に記載された情報 立件の日から 五年間	三十 登記簿に記載された情報 立件の日から 五年間

(申請の取下げ)

第三十九条 申請の取下げは、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定める方法によつてしなければならない。

一 電子申請 法務大臣の定めるところにより電子情報処理組織を使用して申請を取り下げることのできない。

二 書面申請 申請を取り下げる旨の情報を記載した書面を登記所に提出する方法

三 申請を取り下げる旨の情報を記載した書面を登記所に提出する方法

四 申請の取下げは、登記完了後は、することができない。

五 登記官は、書面申請がされた場合において、申請の取下げがされたときは、申請書及びその添付書面を還付するものとする。前条第三項ただし書の規定は、この場合について準用する。(管轄区域がまたがる場合の移送等)

第四十条 法第六条第三項の規定に従つて登記の申請がされた場合において、他の登記所が同条第二項の登記所に指定されたときは、登記の申請を受けた登記所の登記官は、当該指定がされた他の登記所に当該申請に係る事件を移送するものとする。

六 登記官は、前項の規定により事件を移送したときは、申請人に対し、その旨を通知するものとする。

七 法第六条第二項の登記所に指定された登記所の登記官は、当該指定に係る不動産について登記を完了したときは、速やかに、その旨を他の登記所に通知するものとする。

八 前項の通知を受けた登記所の登記官は、適宜の様式の帳簿にその通知事項を記入するものとする。

第二款 電子申請

(電子申請の方法)

第四十一条 電子申請における申請情報は、法務大臣の定めることにより送信しなければならない。令第十条の規定により申請情報と併せて送信すべき添付情報についても、同様とする。(電子署名)

第四十二条 令第十二条第一項及び第二項の電子署名は、電磁的記録に記録しができる情報に、産業標準化法(昭和二十四年法律第八百十五号)に基づく日本産業規格(以下「日本産業規格」という。)X五七三一一八の附屬書Dに適合する方法であつて同附属書に定めるNの長さの値が二千四十八ビットであるものを講ずる措置とする。

(電子証明書)

第四十三条 令第十四条の法務省令で定める電子証明書は、第四十七条第三号イからニまでに掲げる者に該当する申請人又はその代表者若しくは代理人(委任による代理人を除く。同条第二号及び第三号並びに第四十九条第一項第一号及び第二号において同じ。)が申請情報又は委任による代理人の権限を証する情報に電子署名を行つた場合には、次に掲げる電子証明書とする。ただし、第三号に掲げる電子証明書については、第一号及び第二号に掲げる電子証明書を取得する場合に限る。

一 電子署名を行つた者が商業登記法第十二条の二(他の法令において準用する場合を含む。)に規定する被証明者であるときは、商業登記規則(昭和三十九年法務省令第二十三号)第三十三条の八第二項(他の法令において準用する場合を含む。)に規定する電子証明書を作成された署名用電子証明書

二 電子署名を行つた者が商業登記法第十二条の二(他の法令において準用する場合を含む。)に規定する被証明者であるときは、商業登記規則(昭和三十九年法務省令第二十三号)第三十三条の八第二項(他の法令において準用する場合を含む。)に規定する電子証

明書

三 電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第二百二号)第八条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書(電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号)第四条第一号に規定する電子証明書をいう。)その他の電子証明書であつて、氏名、住所、出生の年月日その他の事項により電子署名を行つた者を確認することができるものとして法務大臣の定めるものとする。

第四十四条 官庁又は公署が嘱託する場合にあっては、登記官が電子署名を行つた者を確認することができるもの

四 官庁又は公署が嘱託する場合にあっては、官庁又は公署が作成した電子証明書であつて、登記官が電子署名を行つた者を確認する

五 申請書に記載すべき情報に記載した書面が二枚以上であるときは、各用紙のつづり目に契印をしなければならない。

六 申請書に記載すべき情報に記載した書面が二枚以上であるときは、各用紙のつづり目に契印をしなければならない。

七 申請書に記載すべき情報に記載した書面が二枚以上であるときは、各用紙のつづり目に契印をしなければならない。

八 申請書に記載すべき情報に記載した書面が二枚以上であるときは、各用紙のつづり目に契印をしなければならない。

九 申請書に記載すべき情報に記載した書面が二枚以上であるときは、各用紙のつづり目に契印をしなければならない。

十 申請書に記載すべき情報に記載した書面が二枚以上であるときは、各用紙のつづり目に契印をしなければならない。

十一 申請書に記載すべき情報に記載した書面が二枚以上であるときは、各用紙のつづり目に契印をしなければならない。

十二 申請書に記載すべき情報に記載した書面が二枚以上であるときは、各用紙のつづり目に契印をしなければならない。

十三 申請書に記載すべき情報に記載した書面が二枚以上であるときは、各用紙のつづり目に契印をしなければならない。

十四 申請書に記載すべき情報に記載した書面が二枚以上であるときは、各用紙のつづり目に契印をしなければならない。

十五 申請書に記載すべき情報に記載した書面が二枚以上であるときは、各用紙のつづり目に契印をしなければならない。

十六 申請書に記載すべき情報に記載した書面が二枚以上であるときは、各用紙のつづり目に契印をしなければならない。

十七 申請書に記載すべき情報に記載した書面が二枚以上であるときは、各用紙のつづり目に契印をしなければならない。

十八 申請書に記載すべき情報に記載した書面が二枚以上であるときは、各用紙のつづり目に契印をしなければならない。

十九 申請書に記載すべき情報に記載した書面が二枚以上であるときは、各用紙のつづり目に契印をしなければならない。

二十 申請書に記載すべき情報に記載した書面が二枚以上であるときは、各用紙のつづり目に契印をしなければならない。

二十一 申請書に記載すべき情報に記載した書面が二枚以上であるときは、各用紙のつづり目に契印をしなければならない。

二十二 申請書に記載すべき情報に記載した書面が二枚以上であるときは、各用紙のつづり目に契印をしなければならない。

二十三 申請書に記載すべき情報に記載した書面が二枚以上であるときは、各用紙のつづり目に契印をしなければならない。

二十四 申請書に記載すべき情報に記載した書面が二枚以上であるときは、各用紙のつづり目に契印をしなければならない。

二十五 申請書に記載すべき情報に記載した書面が二枚以上であるときは、各用紙のつづり目に契印をしなければならない。

二十六 申請書に記載すべき情報に記載した書面が二枚以上であるときは、各用紙のつづり目に契印をしなければならない。

二十七 申請書に記載すべき情報に記載した書面が二枚以上であるときは、各用紙のつづり目に契印をしなければならない。

第四十五条 申請書(申請情報の全部を記録した証明書は、第四十七条第三号イからニまでに掲げる者に該当する申請人又はその代表者若しくは代理人(委任による代理人を除く。同条第二号及び第三号並びに第四十九条第一項第一号及び第二号において同じ。)が申請情報又は委任による代理人の権限を証する情報に電子署名を行つた場合にあっては、次に掲げる電子証明書とする。ただし、第三号に掲げる電子証明書については、第一号及び第二号に掲げる電子証明書を取得する場合に限る。)

一 電子署名を行つた者が商業登記法第十二条の二(他の法令において準用する場合を含む。)に規定する被証明者であるときは、商業登記規則(昭和三十九年法務省令第二十三号)第三十三条の八第二項(他の法令において準用する場合を含む。)に規定する電子証

明書

二 電子署名を行つた者が商業登記法第十二条の二(他の法令において準用する場合を含む。)に規定する被証明者であるときは、商業登記規則(昭和三十九年法務省令第二十三号)第三十三条の八第二項(他の法令において準用する場合を含む。)に規定する電子証

明書

三 前項の規定は、同項の電子証明書によつて登記の権限を証することができる代理権限を証する

四 前項の規定は、同項の電子証明書によつて登記の権限を証することができる代理権限を証する

五 前項の規定は、同項の電子証明書によつて登記の権限を証することができる代理権限を証する

六 前項の規定は、同項の電子証明書によつて登記の権限を証することができる代理権限を証する

七 前項の規定は、同項の電子証明書によつて登記の権限を証することができる代理権限を証する

八 前項の規定は、同項の電子証明書によつて登記の権限を証することができる代理権限を証する

九 前項の規定は、同項の電子証明書によつて登記の権限を証することができる代理権限を証する

十 前項の規定は、同項の電子証明書によつて登記の権限を証することができる代理権限を証する

十一 前項の規定は、同項の電子証明書によつて登記の権限を証することができる代理権限を証する

十二 前項の規定は、同項の電子証明書によつて登記の権限を証することができる代理権限を証する

十三 前項の規定は、同項の電子証明書によつて登記の権限を証することができる代理権限を証する

十四 前項の規定は、同項の電子証明書によつて登記の権限を証することができる代理権限を証する

十五 前項の規定は、同項の電子証明書によつて登記の権限を証することができる代理権限を証する

十六 前項の規定は、同項の電子証明書によつて登記の権限を証することができる代理権限を証する

十七 前項の規定は、同項の電子証明書によつて登記の権限を証することができる代理権限を証する

十八 前項の規定は、同項の電子証明書によつて登記の権限を証することができる代理権限を証する

十九 前項の規定は、同項の電子証明書によつて登記の権限を証することができる代理権限を証する

二十 前項の規定は、同項の電子証明書によつて登記の権限を証することができる代理権限を証する

二十一 前項の規定は、同項の電子証明書によつて登記の権限を証することができる代理権限を証する

二十二 前項の規定は、同項の電子証明書によつて登記の権限を証することができる代理権限を証する

二十三 前項の規定は、同項の電子証明書によつて登記の権限を証することができる代理権限を証する

二十四 前項の規定は、同項の電子証明書によつて登記の権限を証することができる代理権限を証する

二十五 前項の規定は、同項の電子証明書によつて登記の権限を証することができる代理権限を証する

三 申請人が次に掲げる者のいずれにも該当せず、かつ、当該申請人又はその代表者若しくは代理人が申請書に署名した場合(前号に掲げる登記の登記名義人を含む。)であつて、次に掲げる登記を申請するもの

(1) 当該登記名義人が登記義務者となる権利に関する登記(担保権(根抵当権及び根質権を除く。)の債務者に関する変更登記及び更正の登記を除く。)

(2) 共有物分割禁止の定めに係る権利の変更の登記

(3) 所有权の移転の登記がない場合における所有権の登記の抹消

(4) 信託法(平成十八年法律第八百八号)第三号に掲げる方法によつてされた信託による権利の変更の登記

(5) 仮登記の抹消(法第八百十一条の規定により所有権に関する仮登記の登記名義人が単独で申請するものに限る。)

(6) 合筆の登記、合体による登記等又は建物の合併の登記

(7) 所有权の登記名義人であつて、法第二十二条に掲げる登記識別情報により登記識別情報を提供することなく担保権(根抵当権及び根質権を除く。)の債務者に関する変更の登記又は更正の登記を申請するもの

(8) 所有权以外の権利の登記名義人であつて、法第二十二条に掲げる登記識別情報を提供することなく当該登記識別情報を申請するもの

(9) 情報の通知を受けることとなる申請人

(10) 記識別情報を提供することなく当該登記識別情報を申請するもの

(11) 申請書に記名押印を要しない場合

(12) 法第二十一条の規定により登記識別情報を申請するもの

(13) 法第二十二条に掲げる登記識別情報を申請するもの

(14) 法第二十二条に掲げる登記識別情報を申請するもの

(15) 法第二十二条に掲げる登記識別情報を申請するもの

(16) 法第二十二条に掲げる登記識別情報を申請するもの

(17) 法第二十二条に掲げる登記識別情報を申請するもの

(18) 法第二十二条に掲げる登記識別情報を申請するもの

(19) 法第二十二条に掲げる登記識別情報を申請するもの

(20) 法第二十二条に掲げる登記識別情報を申請するもの

(21) 法第二十二条に掲げる登記識別情報を申請するもの

(22) 法第二十二条に掲げる登記識別情報を申請するもの

(23) 法第二十二条に掲げる登記識別情報を申請するもの

(24) 法第二十二条に掲げる登記識別情報を申請するもの

(25) 法第二十二条に掲げる登記識別情報を申請するもの

(26) 法第二十二条に掲げる登記識別情報を申請するもの

(27) 法第二十二条に掲げる登記識別情報を申請するもの

(28) 法第二十二条に掲げる登記識別情報を申請するもの

(29) 法第二十二条に掲げる登記識別情報を申請するもの

(30) 法第二十二条に掲げる登記識別情報を申請するもの

(31) 法第二十二条に掲げる登記識別情報を申請するもの

(32) 法第二十二条に掲げる登記識別情報を申請するもの

4 第一項の証明は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法によりするものとする。

一 前項第一号に掲げる方法により有効証明請求情報が提供された場合 法務大臣の定めるところにより、登記官の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報を電子情報処理組織を使用して送信し、これを請求人又はその代理人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

二 前項第二号に掲げる方法により有効証明請求情報が提供された場合 登記官が証明に係る事項を記載した書面を交付する方法 有効証明請求情報の内容である登記名義人の氏名若しくは名称又は住所が登記記録と合致しないときは、有効証明請求情報と併せて当該登記名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更又は誤謬若しくは遗漏があつたことを証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した情報を提供しなければならない。ただし登記名義人の相続人その他の一般承継人が第

6 一項の証明の請求をするときは、その有効証明請求情報と併せて相続その他的一般承継があつては、これに代わるべき情報を提供すれば足りる。

7 令第四条並びに第七条第一項第一号及び第二号の規定は、第一項の証明の請求をする場合においては、資格者代理人により第一項の証明の請求をする場合は、第一項の証明の請求をする場合を除く。)について準用する。この場合において、令第四条たゞし書中「申請する登記の目的並びに登記原因及びその日付が同一であるときその他法務省令で定めるとき」とあるのは、「有効証明請求情報の内容である登記名義人の氏名又は名称及び住所が同一であるとき」と読み替えるものとする。

8 第三十六条第一項から第三項までの規定は前項において準用する令第七条第一項第一号及び第二号の法務省令で定める場合について、第三十七条及び第三十七条の二の規定は第一項の証明の請求をする場合について、それぞれ準用す

9 令第十條から第十二条まで及び第十四条の規定は、第三項第一号に掲げる方法により第一項の証明の請求をする場合について準用する。

10 第四十二条及び第四十三条の規定は前項において準用する令第十四条の法務省令で定められる電子証明書について、それぞれ准用する。

11 令第十五条から第十八条までの規定は、第三項第二号に掲げる方法により第一項の証明の請求をする場合について準用する。

12 第四十五条、第四十六条第一項及び第二項、第五十三条並びに第五十五条(第一項ただし書きを除く。)の規定は前項に規定する場合について、第四十七条第一号及び第二号の規定は前項において準用する令第十六条第一項の法務省令で定める場合について、第四十八条第一号から第三号までの規定は前項において準用する令第十六条第二項の法務省令で定める場合について、第四十九条第一項第一号及び第三号の規定は前項において準用する令第十八条第一項の法務省令で定める場合について、第四十九条第二項各号(第四号を除く。)の規定は前項において準用する令第十八条第二項の法務省令で定める場合について、それぞれ准用する。

13 第百九十七条第六項及び第一百四条の規定は、第四項第二号に定める方法により第一項の証明をする場合について準用する。

14 資格者代理人によつて第一項の証明の請求をするときは、当該資格者代理人が登記の申請の代理を業とすることができる者であることを証する情報(当該資格者代理人が法人である場合においては、当該法人の代表者の資格を証する情報を含む。)を併せて提供しなければならない。

15 (登記識別情報を持載した書面の廃棄) 第六十九条 登記官は、第六十六条第一項第二号(前項第二項後段において準用する場合を含む。)の規定により登記識別情報を記載した書面が提出された場合において、当該登記識別情報を提供した申請に基づく登記を完了したときは、速やかに該書面を廃棄するものとする。

2 第二十九条の規定は、前項の規定により登記識別情報を記載した書面を廃棄する場合には、適用しない。

第六款 登記識別情報の提供がない場合の手続

(事前通知)

第七十条 法第二十三条第一項の通知は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めた方法により書面を送付してするものとする。

一 法第二十二条に規定する登記義務者が自然人である場合又は当該登記義務者が法人である場合において当該登記義務者である法人の代表者の住所に宛てて書面を送付するとき

日本郵便株式会社の内国郵便約款の定めるところにより宛宛本人に限り交付し、若しくは配達する本人限定受取郵便又はこれに準ずる方法

二 法第二十二条に規定する登記義務者が法人である場合(前号に掲げる場合を除く。)書面

留郵便又は信書便の役務であつて信書便事業者において引受け及び配達の記録を行うもの

三 法第二十二条に規定する登記義務者が外国に住所を有する場合書留郵便若しくは信書便の役務であつて信書便事業者において引受け及び配達の記録を行うもの又はこれらに準ずる方法

四 前項の書面には、当該通知を識別するための番号、記号その他の符号(第五項第一号において「通知番号等」という。)を記載しなければならない。

5 第一項の規定による送付は、申請人が当該郵便物をこれと同一の種類に属する他の郵便物に優先して送達する取扱いの料金に相当する郵便切手を提出したときは、当該取扱いによらなければならぬ。同項第二号又は第三号の場合において準用する。この場合において、令第四条たゞし書中「申請する登記の目的並びに登記原因及びその日付が同一であるときその他法務省令で定めるとき」とあるのは、「有効証明請求情報の内容である登記名義人の氏名又は名称及び住所が同一であるとき」と読み替えるものとする。

6 法第二十三条第二項の法務省令で定める場合は、通知を発送した日から二週間とする。ただし、法第二十二条に規定する登記義務者が外国人に住所を有する場合には、四週間とする。

7 第四十三条の規定は、前項において準用する令第十四条の法務省令で定める電子証明書について準用する。

8 法第二十三条第一項の法務省令で定める期間は、通知を発送した日から二週間とする。ただし、法第二十二条に規定する登記義務者が外国人に住所を有する場合には、四週間とする。

二 法第二十三条第二項の法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法第二十三条第二項の登記義務者の住所についての変更の登記(更正の登記を含む。以下この項において同じ。)の登記原因が、行政区域若しくはその名称又は字若しくはその名称についての変更又は錯誤若しくは遗漏である場合

二 法第二十三条规定の登記の申請の日が、同項の登記義務者の住所についてされた最後の変更の登記の申請に係る受付の日から三月を経過している場合

三 法第二十三条规定の登記義務者が法人である場合

四 前三项に掲げる場合において、当該登記義務者の住所についてされた最後の変更の登記の申請に係る受付の日から三月を経過している場合

定し、申請の内容が眞実である旨の情報に電子署名を行つた上、登記所に送信する方法

二 書面申請 法第二十二条に規定する登記義務者が、第一項の書面に通知に係る申請の内容が眞実である旨を記載し、これに記名し、申請書又は委任状に押印したものとの印を用いて当該書面に押印した上、登記所に提出する方法(申請情報の全部を記録した磁気ディスクを提出した場合にあつては、法第二十二条に規定する登記義務者が、申請の内容が眞実である旨の情報に電子署名を行つて、申請情報を記録した磁気ディスクを提出する方法)

三 法第二十二条に規定する登記義務者が、第一項の書面に押印した上、登記所に提出する方法(申請書に記載した電子署名を行つて、申請情報を記録した磁気ディスクを提出する方法)

四 電子申請 法第二十二条に規定する登記義務者が登記の申請に係る受付の日から三月を経過している場合

五 法第二十三条规定する申出は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定めた方法によりしなければならない。

一 電子申請 法第二十二条に規定する登記義務者が登記の申請に係る受付の日から三月を経過している場合

二 法第二十三条规定の登記の申請の日が、同項の登記義務者の住所についてされた最後の変更の登記の申請に係る受付の日から三月を経過している場合

三 法第二十三条规定の登記義務者が法人である場合

四 前三项に掲げる場合において、当該登記義務者の住所についてされた最後の変更の登記の申請に係る受付の日から三月を経過している場合

(資格者代理人による本人確認情報の提供)
第七十二条 法第二十三条第四項第一号の規定により登記官が資格者代理人から提供を受ける申請人が申請の権限を有する登記名義人であることを確認するために必要な情報(以下「本人確認情報」という。)は、次に掲げる事項を明らかにするものでなければならない。

一 資格者代理人(資格者代理人が法人である場合にあっては、当該申請において該法人を代表する者をいう。以下この条において同じ。)が申請人(申請人が法人である場合にあっては、代表者又はこれに代わるべき者。以下この条において同じ。)と面談した日時、場所及びその状況

二 資格者代理人が申請人の氏名を知り、かつ、当該申請人と面識があるときは、当該申請人の氏名を知り、かつ、当該申請人と面識がある旨及びその面識が生じた経緯

三 資格者代理人が申請人の氏名を知らず、又は当該申請人と面識がないときは、申請の権限を有する登記名義人であることを確認するために当該申請人から提示を受けた次項各号に掲げる書類の内容及び当該申請人が申請の権限を有する登記名義人であると認められた理由前項第三号に規定する場合において、資格者代理人が申請人について確認をするときは、次に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。ただし、第一号及び第二号に掲げる書類及び有効期間又は有効期限のある第三号に掲げる書類にあっては、資格者代理人が提示を受ける日において有効なものに限る。

一 運転免許証(道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第九十二条第一項に規定する運転免許証をいう。)、個人番号カード(行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十五回に規定する旅券及び同条第六号に規定する在留カードをいう。)、特別永住者証明書(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第七条に規定す

る特別永住者証明書をいう。)又は運転経歴証明書(道路交通法第百四条の四第五項(同法第百五条第二項において準用する場合を含む。)に規定する運転経歴証明書をいう。)の

二 国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、基礎年金番号通知書(国民年金法施行規則(昭和三十五年厚生省令第十二号)第一条第一項に規定する基礎年金番号通知書をいう。)

、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、母子健康新手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳又は戦傷病者手帳であつて、当該申請人の氏名、住所及び生年月日の記載があるもののうちいずれか二以上上の提示を求める方法

三 前号に掲げる書類のうちいずれか一以上及び官公署から発行され、又は発給された書類の他のこれに準ずるものであつて、当該申請人の氏名、住所及び生年月日の記載があるもののうちいずれか二以上上の提示を求める方法

三 資格者代理人が本人確認情報を提供するときとすることができる者であることの証する情報を併せて提供しなければならない。

三 地役権面(土地所在図には、方位、縮尺、土地の形状及び隣地の地番を記録しなければならない。)の土地ごとに作成しなければならない。

二 分筆の登記を申請する場合において提供する分筆後の土地の地積測量図は、分筆前の土地ごとに作成するものとする。

(土地所在図の内容)

第七十六条 土地所在図には、方位、縮尺、土地の形状及び隣地の地番を記録しなければならない。

(地役権面の内容)

第七十七条 地積測量図には、次に掲げる事項を記録しなければならない。

一 地番区域の名称

二 方位

三 縮尺

四 地番(隣接地の地番を含む。)

(地積測量図の内容)

第七十八条 地積測量図には、地役権面には、地役権設定の範囲

第十四条第一項の地図と同一の縮尺により作成するものとする。

三 第十条第四項の規定は、土地所在図について準用する。

(地積測量図の内容)

第七十九条 地役権面には、地役権設定の範囲を明確にし、方位、縮尺、地番及び隣地の地番並びに申請人の氏名又は名称を記録しなければならない。

四 地役権面(書面である場合に限る。)には、地役権者が署名し、又は記名押印しなければならない。

五 地役権面(地役権面の作成方式)

第六 地界点間の距離

七 國土調査法施行令第二条第一項第一号に規定する平面直角座標系の番号又は記号

八 基本三角点等に基づく測量の成果による筆記的記録に記録して提出する場合についても同様とする。

九 境界標(筆界点にある永続性のある石杭又は金属標その他これに類する標識をいう。以下同じ。)があるときは、当該境界標の表示及び作成者の氏名又は名称を記録しなければならない。

九 境界標(筆界点にある永続性のある石杭又は金属標その他これに類する標識をいう。以下同じ。)があるときは、当該境界標の表示及び作成者の氏名又は名称を記録しなければならない。

十 测量の年月日

十一 近傍に基本三角点等が存しない場合その他の基本三角点等に基づく測量ができる特別の事情がある場合には、前項第七号及び第八号に掲げる事項に代えて、近傍の恒久的な地物に基づく測量の成果による筆界点の座標値を記録しなければならない。

(建物図面及び各階平面図の作成単位)

第十八条 第七十三条第一項及び第七十四条第一項の規定は、地役権面について準用する。

二 書面申請において提出する地役権面(電磁的記録に記録して提出するものを除く。)は、別記第三号様式により、日本産業規格B列四番の丈夫な用紙を用いて作成しなければならない。

(建物図面及び各階平面図の作成単位)

第十九条 建物図面及び各階平面図は、一個の建物(附属建物があるときは、主である建物と附属建物を合わせて一個の建物とする。)ごとに作成しなければならない。

(建物図面の内容)

第二十条 建物図面は、建物の敷地並びにその位置及び形状を明確にするものでなければならぬ。

二 建物図面には、方位、縮尺、敷地の地番及びその形状、隣接地の地番並びに附屬建物がある

請求人が記名するとともに、その作成者が署名し、又は記名押印しなければならない。

方法その他これに準ずる方法によってするものとする。

四 地積測量図は、二百五十分の一の縮尺により作成するものとする。ただし、土地の状況その他事情により当該縮尺によることが適当でないときは、この限りでない。

五 第十条第四項の規定は、地積測量図について準用する。

(分筆の登記の場合の地積測量図)

六 地役権面には、作成の年月日を記録しなければならない。

(地役権面の内容)

七 地役権面には、地役権設定の範囲を明確にし、方位、縮尺、地番及び隣地の地番並びに申請人の氏名又は名称を記録しなければならない。

八 地役権面(書面である場合に限る。)には、地役権者が署名し、又は記名押印しなければならない。

(地役権面の作成方式)

九 第七十三条第一項及び第七十四条第一項の規定は、地役権面について準用する。

二 書面申請において提出する地役権面(電磁的記録に記録して提出するものを除く。)は、別記第三号様式により、日本産業規格B列四番の丈夫な用紙を用いて作成しなければならない。

(建物図面及び各階平面図の作成単位)

第十八条 建物図面及び各階平面図は、一個の建物(附属建物があるときは、主である建物と附属建物を合わせて一個の建物とする。)ごとに作成しなければならない。

(建物図面の内容)

二 建物図面には、方位、縮尺、敷地の地番及びその形状、隣接地の地番並びに附屬建物がある

請求人が記名するとともに、その作成者が署名し、又は記名押印しなければならない。

方法その他これに準ずる方法によってするものとする。

四 地積測量図は、二百五十分の一の縮尺により作成するものとする。ただし、土地の状況その他事情により当該縮尺によることが適当でないときは、この限りでない。

五 第十条第四項の規定は、地積測量図について準用する。

(分筆の登記の場合の地積測量図)

六 地役権面には、作成の年月日を記録しなければならない。

(地役権面の内容)

七 地役権面には、地役権設定の範囲を明確にし、方位、縮尺、地番及び隣地の地番並びに申請人の氏名又は名称を記録しなければならない。

(地役権面の作成方式)

八 第七十三条第一項及び第七十四条第一項の規定は、地役権面について準用する。

二 書面申請において提出する地役権面(電磁的記録に記録して提出するものを除く。)は、別記第三号様式により、日本産業規格B列四番の丈夫な用紙を用いて作成しなければならない。

(建物図面及び各階平面図の作成単位)

第十八条 建物図面及び各階平面図は、一個の建物(附属建物があるときは、主である建物と附属建物を合わせて一個の建物とする。)ごとに作成しなければならない。

(建物図面の内容)

二 建物図面には、方位、縮尺、敷地の地番及びその形状、隣接地の地番並びに附屬建物がある

トルを超えるものについては、一平方メートル）未満の端数は、切り捨てる。

（分筆の登記における表題部の記録方法）

第一百一条 登記官は、甲土地から乙土地を分筆する分筆の登記をするときは、乙土地について新たな登記記録を作成し、当該登記記録の表題部に何番の土地から分筆した旨を記録しなければならない。

登記官は、前項の場合には、甲土地に新たな地番を付し、甲土地の登記記録に、残余部分の土地の表題部の登記事項、何番の土地を分筆した旨及び従前の土地の表題部の登記事項の変更部分を抹消する記号を記録しなければならぬ。

前項の規定にかかわらず、登記官は、分筆後の甲土地について従前の地番と同一の地番を付すことができる。この場合には、甲土地の登記記録の表題部の従前の地番を抹消する記号を記録することを要しない。

（分筆の登記における権利部の記録方法）

第一百二条 登記官は、前条の場合において、乙土地の登記記録の権利部の相当区に、甲土地の登記記録から権利に関する登記（地役権の登記にあつては、乙土地に地役権が存続することとなる場合は、乙土地に地役権を抹消する）を転写し、かつ、分筆の登記に係る申請の受付の年月日及び受付番号を記録しなければならない。この場合において、所有権及び担保権以外の権利（地役権を除く。）については分筆後の甲土地が共にその権利の目的である旨を記録し、担保権については既にその権利についての共同担保目録が作成されているときを除き共同担保目録を作成し、転写した権利の登記の末尾にその共同担保目録の記号及び目録番号を記録しなければならない。

登記官は、前項の場合において、転写する権利が担保権であり、かつ、既にその権利についての共同担保目録が作成されているときは、共同の規定により転写された乙土地に関する権利を当該共同担保目録に記録しなければならない。

登記官は、甲土地の登記記録から乙土地の登記記録に所有権以外の権利に関する登記を転写したときは、分筆後の甲土地の登記記録の当該権利に関する登記に、担保権以外の権利（地役権を除く。）については乙土地が共にその権利の目的である旨を、担保権については既にその権利についての共同担保目録が作成されている

トキを除き第一項の規定により作成した共同担保目録の記号及び目録番号を記録しなければならない。

（地役権の登記）

第一百三条 登記官は、承役地についてする地役権の登記がある土地の分筆の登記をする場合において、法第四十条の規定により分筆の登記をする場合において、地役権設定の範囲及び地役権図面番号を記録しなければならない。

登記官は、前項の場合には、要役地の登記記録の第百五十九条第一項各号に掲げる事項に関する変更の登記をしなければならない。

登記官は、第一項の場合において、要役地が他の登記所の管轄区域内にあるときは、遅滞なく、当該他の登記所に承役地の分筆の登記をした旨を通知しなければならない。

前項の通知を受けた登記所の登記官は、遅滞なく、第二項に規定する登記をしなければならない。

（分筆に伴う権利の消滅の登記）

第一百四条 法第四十条の規定による権利が消滅した旨の登記は、分筆の登記の申請情報と併せて次に掲げる情報が提供された場合にするものとする。

一 当該権利の登記名義人（当該権利が抵当権である場合において、抵当証券が発行されているときは、当該抵当証券の持人又は裏書人を含む。）が当該権利を消滅させることを承諾したことの証する当該登記名義人が作成した情報又は当該登記名義人に対する抗争ができる裁判があつたことを証する情報

二 前号の権利を目的とする第三者的権利に関する登記があるときは、当該第三者が承諾したことの証する登記があるときは、当該第三者が承諾したことの証する登記記録の当該権利に対する抗争があつたことを証する情報

三 第一百四十二条に規定する地役権の登記は、次に掲げる登記とする。

（合筆の登記の制限の特例）

第一百五条 法第四十一条第六号の合筆後の土地の登記記録に登記することができる権利に関する登記は、次に掲げる登記とする。

一 承役地についてする地役権の登記

二 担保権の登記であつて、登記の目的、申請の受付の年月日及び受付番号並びに登記原因及びその日付が同一のもの

三 信託の登記であつて、法第九十七条第一項各号に掲げる登記事項が同一のものがあるときは、当該信託の登記

四 合筆の登記に係る申請の受付の年月日及び受付番号

五 信託の登記であつて、法第九十七条第一項各号に掲げる登記事項が同一のものがあるときは、当該信託の登記に承役地についてする地役権の登記があるときは、当該地役権の登記に当該地役権設定の範囲及び地役権図面番号を記録しなければならない。

登記官は、第一項の場合において、甲土地の登記記録に承役地についてする地役権の登記があるときは、乙土地の登記記録の乙区に甲土地の登記記録から当該地役権の登記を移記し、当該移記された地役権の登記に当該地役権設定の範囲及び地役権図面番号を記録しなければならない。

三十年法務省令第四十七号）第二条に規定する登録番号が同一のもの

（合筆の登記における表題部の記録方法）

第一百六条 登記官は、甲土地を乙土地に合筆する合筆の登記をするときは、乙土地の登記記録の表題部に、合筆後の土地の表題部の登記事項、何番の土地を合筆した旨及び従前の土地の表題部の登記事項の変更部分を抹消する記号を記録しなければならない。

登記官は、前項の場合には、甲土地の登記記録がある甲土地から乙土地を分筆する分筆の登記をする場合において、法第四十条の規定により分筆の登記をする場合において、地役権設定の範囲及び地役権図面番号を記録しなければならない。

甲土地から乙土地を分筆する分筆の登記によって分筆後の甲土地に地役権が消滅した旨を記録し、当該権利に関する登記を抹消するときは、分筆後の甲土地の登記記録の当該権利に関する登記に付する付記登記によつて分筆後の甲土地又は乙土地の登記記録の当該地役権に関する登記に当該地役権設定の範囲及び地役権図面番号を記録しなければならない。

（合筆の登記における権利部の記録方法）

第一百七条 登記官は、前条第一項の場合において、合筆前の甲土地及び乙土地が所有権の登記の登記をする場合において、乙土地に地役権が存しないこととなるとき（法第四十条の場合を除く。）について準用する。

第三項の規定は、承役地についてする地役権の登記がある甲土地から乙土地を分筆する分筆の登記をする場合において、乙土地に地役権が存しないこととなるとき（法第四十条の場合を除く。）について準用する。

（合筆の登記における法人識別事項等）

第一百八条 登記官は、前条第一項の場合において、合筆前の甲土地及び乙土地が所有権の登記がある土地であるときは、乙土地の登記記録の甲区に次に掲げる事項を記録しなければならない。

一 合併による所有権の登記をする旨

二 所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所並びに登記名義人が二人以上であるときは当該所有権の登記名義人ごとの持分

三 甲土地又は乙土地に第百五十六条の四に規定する法人識別事項又は第百五十六条の六第一項に規定する国内連絡先事項（以下「法人識別事項等」という。）の登記があるときは、当該法人識別事項等

四 合筆の登記に係る申請の受付の年月日及び受付番号

五 信託の登記であつて、法第九十七条第一項各号に掲げる登記事項が同一のものがあるときは、当該信託の登記に承役地についてする地役権の登記があるときは、当該地役権の登記に当該地役権設定の範囲及び地役権図面番号を記録しなければならない。

登記官は、第一項の場合において、甲土地の登記記録に承役地についてする地役権の登記があるときは、乙土地の登記記録の乙区に甲土地の登記記録から当該地役権の登記を移記し、当該移記された地役権の登記に当該地役権設定の範囲及び地役権図面番号を記録しなければならない。

登記官は、前項の規定により地役権の登記を移記すべき場合において、乙土地に登記の目

四 鉛害賠償登録令（昭和三十年政令第二十七号）第二十六条规定する鉛害賠償登録に関する登記であつて、鉛害賠償登録規則（昭和二十四年登記規則）

的、申請の受付の年月日及び受付番号並びに登記原因及びその日付が同一の承役地にする地役権の登記があるときは、同項の規定にかかるわらず、乙土地の登記記録に甲土地の地番及び甲土地につき同一事項の登記がある旨を記録しなければならない。

5 第百三條 第二項から第四項までの規定は、前項の場合について準用する。

6 登記官は、第一項の場合において、甲土地及び乙土地の登記記録に登記の目的、申請の受付の年月日及び受付番号並びに登記原因及びその日付が同一の担保権の登記があるときは、乙土地の登記記録に当該登記が合筆後の土地の全部に関する旨を付記登記によつて記録しなければならない。

(分合筆の登記)

第一百八條 登記官は、甲土地の一部を分筆して、これを乙土地に合筆する場合において、分筆の登記及び合筆の登記をするときは、乙土地の登記記録の表題部に、合筆後の土地の表題部の登記事項、何番の土地の一部を合併した旨及び從前の土地の表題部の登記事項の変更部分を抹消する記号を記録しなければならない。この場合には、第六条の規定は、適用しない。

2 登記官は、前項に規定する登記をするときは、甲土地の登記記録の表題部に、残余部分の土地の表題部の登記事項、何番の土地に一部を合併した旨及び從前の土地の表題部の登記事項の変更部分を抹消する記号を記録しなければならない。この場合には、第二項の規定は、適用しない。

3 第百二条 第一百条第一項(承役地についての登記)の登記に係る部分に限る。)、第三百三条、第四百四条及び前条の規定は、第一項の場合について準用する。

二項の規定は、適用しない。

3 第百二条第一項(承役地についての登記)の登記に係る部分に限る。)、第三百三条、第四百四条及び前条の規定は、第一項の場合について準用する。

(土地の滅失の登記)

第一百九條 登記官は、土地の滅失の登記をするとときは、当該土地の登記記録の表題部の登記事項を抹消する記号を記録し、当該登記記録を閉鎖しなければならない。

第一百十条 登記官は、前条の場合において、滅失した土地が他の不動産と共に所有権以外の権利の目的であつたとき(その旨が登記記録に記録されている場合に限る。)は、当該他の不動産の登記記録の乙区に滅失した土地の不動産所在事項並びに滅失の原因及び当該土地が滅失したことを記録し、かつ、当該滅失した土地が当

該他の不動産と共に権利の目的である旨の記録における当該滅失した土地の不動産所在事項を抹消する記号を記録しなければならない。

2 登記官は、滅失した土地が他の不動産と共に担保権の目的であつたときは、前項の規定による記録(滅失した土地の不動産所在事項の記録を除く。)は、共同担保目録にしなければならない。

3 登記官は、第一項の場合において、当該他の不動産が他の登記所の管轄区域内にあるときは、遅滞なく、その旨を当該他の登記所に通知しなければならない。

4 前項の規定による通知を受けた登記所の登記官は、遅滞なく、第一項及び第二項の規定による登記をしなければならない。

第三款 建物の表示に関する登記

第一百一一条 建物は、屋根及び周壁又はこれらに類するものを有し、土地に定着した建造物であつて、その目的とする用途に供し得る状態にあるものでなければならない。

(家屋番号)

第一百十二条 家屋番号は、地番区域ごとに建物の敷地の地番と同一の番号をもつて定めるものとする。ただし、二個以上の建物が一筆の土地の上に存するとき、一個の建物が二筆以上の土地の上に存するとき、その他特別の事情があるときは、敷地の地番と同一の番号に支号を付す方法その他の方法により、これを定めるものとする。

2 附属建物には、符号を付すものとする。

(建物の種類)

第一百三十三条 建物の種類は、建物の主要な用途により、居宅、店舗、寄宿舎、共同住宅、事務所、旅館、料理店、工場、倉庫、車庫、発電所及び変電所に区分して定め、これらに区分に該当しない建物については、これに準じて定めるものとする。

2 附屬建物には、符号を付すものとする。

(区分建物の家屋番号)

第一百四十四条 建物の区分建物である建物の登記記録の表題部には、建物の表題部の登記事項のほか、当該建物が属する一棟の建物に属する他の建物の家屋番号を記録するものとする。

2 登記官は、区分建物である建物の家屋番号に関する変更の登記又は更正の登記をしたときは、当該建物が属する一棟の建物に属する他の建物の登記記録に記録されていた当該建物の家屋番号を抹消する記号を記録し、変更後又は更正後の家屋番号を記録しなければならない。

(区分建物の登記記録の閉鎖)

第一百五十七条 登記官は、区分建物である建物の登記記録を閉鎖する場合において、当該登記記録の閉鎖後においても当該建物(以下この条において「閉鎖建物」という。)が属する一棟の建物の構造及び階数により、次のように区分して定め、これらの区分に該当しない建物については、これに準じて定めるものとする。

2 成材料、屋根の種類及び階数により、次のように区分して定め、これらの区分に該当しない建物については、これに準じて定めるものとする。

3 当該敷地権の登記をした区分建物が属する一棟の建物の所在する市、区、郡、町、村、字及び土地の地番

4 当該敷地権が一棟の建物に属する一部の建物についての敷地権であるときは、当該一部の建物の家屋番号

一 構成材料による区分

一 一棟の建物の所在する市、区、郡、町、村、字及び土地の地番

二 一棟の建物の構造及び床面積

三 一棟の建物の名称があるときは、その名称

四 前条第一項の規定により記録されている当他の建物の家屋番号

五 他の建物の名称があるときは、その名称

六 前条第一項の規定により記録されている当他の建物の家屋番号を抹消する記号を記録しなければならない。

7 登記官は、前項の場合には、閉鎖建物が属する一棟の建物に属する他の建物の登記記録に記録されている当該閉鎖建物の家屋番号を抹消する記号を記録しなければならない。

8 登記官は、第一項に規定する場合以外の場合において、区分建物である建物の登記記録を閉鎖するときは、閉鎖建物の登記記録及び当該閉鎖建物が属する一棟の建物に属する他の建物の登記記録(閉鎖されたものも含む。)の第一項各号に掲げる事項を抹消する記号を記録しなければならない。

(表題部に対する敷地権の記録方法)

第一百八十八条 登記官は、区分建物である建物の登記記録の表題部に法第四十四条第一項第九号に掲げる敷地権を記録するときは、敷地権の登記原因及びその日付のほか、次に掲げる事項を記録しなければならない。

3 登記官は、前項に規定する場合以外の場合において、区分建物である建物の登記記録を閉鎖するときは、当該土地を記録する順序に従つて付した各号に掲げる事項を抹消する記号を記録しなければならない。

(敷地権の登記)

第一百八十九条 登記官は、法第四十六条の敷地権である旨の登記をするときは、次に掲げる事項を敷地権の目的である土地の登記記録の権利部の相当区に記録しなければならない。

2 一 敷地権の割合

(敷地権である旨の登記)

三百一十条 登記官は、法第四十六条の敷地権である旨の登記をするときは、次に掲げる事項を敷地権の登記記録をした区分建物が属する建物の構造及び階数により、次のように区分して定め、これらの区分に該当しない建物については、これに準じて定めるものとする。

2 一 敷地権である旨

3 当該敷地権の登記をした区分建物が属する一棟の建物の構造及び床面積又は当該一棟の建物の名称

4 当該敷地権が一棟の建物に属する一部の建物についての敷地権であるときは、当該一部の建物についての敷地権であるときは、当該一部

<p>五 登記の年月日</p> <p>登記官は、敷地権の目的である土地が他の登記所の管轄区域内にあるときは、遅滞なく、当該他の登記所に前項の規定により記録すべき事項を通知しなければならない。</p> <p>第六十条 合体後の建物についての建物の表題登記をする場合において、合体前の建物に所有権の登記がある建物があるときは、合体後の建物の登記記录の表題部に表題部所有者に関する登記事項を記録することを要しない。法第四十九条第一項後段の規定により併せて所有権の登記の申請があつた場合についても、同様とする。</p> <p>登記官は、前項前段の場合において、表題登記をしたときは、当該合体後の建物の登記記録の甲区に次に掲げる事項を記録しなければならない。</p> <p>一 合体による所有権の登記をする旨</p> <p>二 所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所並びに登記名義人が二人以上であるときは当該所有権の登記名義人ごとの持分</p> <p>三 合体前の建物に法人識別事項等の登記があるときは、当該法人識別事項等</p> <p>四 登記の年月日</p> <p>登記官は、法第四十九条第一項後段の規定により併せて所有権の登記の申請があつた場合において、当該申請に基づく所有権の登記をするときは、前項各号に掲げる事項のほか、第一百五十六条の四に規定する法人識別事項、第一百六十一条の六第一項に規定する国内連絡先事項並びに当該申請の受付の年月日及び受付番号も記録しなければならない。</p> <p>登記官は、合体前の建物について存続登記（令別表の十三の項申請情報欄ハに規定する存続登記をいう。以下この項において同じ。）がある場合において、合体後の建物の持分について当該存続登記と同一の登記をするときは、合体前の建物の登記記録から合体後の建物の登記記録の権利部の相当区に当該存続登記を移記し、その末尾に本項の規定により登記を移記した旨及びその年月日を記録しなければならない。</p>	<p>二 登記の年月日</p> <p>登記は、合体による登記等の申請情報と併せて記載される事項並びに敷地権の登記原因及びその日付とする。</p> <p>第三百二十二条 合体の表題部の変更の登記</p> <p>法第五十三条第二項において準用する第五十条第一項の法務省令で定める事項は、前項各号に掲げる事項並びに敷地権の登記原因及びその日付とする。</p> <p>第三百二十三条 登記の登記</p> <p>登記官は、建物の表題部の登記事項に関する変更の登記又は更正の登記により新たに敷地権の登記をした場合において、建物についての所有権又は特定担保権（一般的な先取権、質権又は抵当権をいう。以下同じ。）に係る権利に関する登記があるときは、所有権の登記を除き、当該権利に関する登記において、第一項の土地の登記記録の権利部の相当区に前項の規定に基づいてする付記登記によって建物のみに関する旨を記録しなければならない。以下この条において承諾したことと証する当該登記名義人が作成した情報又は当該登記名義人に対抗することができる裁判があつたことを証する</p>
---	---

<p>五 法第五十三条第二項において準用する第五十条第一項の法務省令で定める事項は、次とのおりとする。</p> <p>一 敷地権の目的となる土地の不動産所在事項、地目及び地積</p> <p>二 敷地権の種類</p>	<p>二 法第五十三条第二項において準用する第五十条第一項の法務省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 敷地権の登記は、合体による登記等の申請情報と併せて記載される事項並びに敷地権の登記原因及びその日付とする。</p> <p>第三百二十二条 合体の表題部の変更の登記</p> <p>法第五十三条第二項において準用する第五十条第一項の法務省令で定める事項は、前項各号に掲げる事項並びに敷地権の登記原因及びその日付とする。</p> <p>第三百二十三条 登記の登記</p> <p>登記官は、前項の場合において、第一項の土地の登記記録の権利部の相当区に前項の規定により転写すべき登記に後れる登記があるときは、同項の規定にかかわらず、新たに当該土地の登記記録を作成した上、当該登記記録の表題部に従前の登記記録の表題部にされていた登記登記の権利部に係る権利に関する登記であつて、当該登記の目的等（登記の目的、申請の受付の年月日及び受付番号並びに登記原因及びその日付をいう。以下この項において同じ。）が当該敷地権についてされた特定担保権に係る権利に関する登記の目的等と同一であるものは、この限りでない。</p> <p>登記官は、前項ただし書の場合には、職権で、当該敷地権についてされた特定担保権に係る権利に関する登記の権利に関する登記の抹消をしなければならない。この場合には、敷地権の目的である土地の登記記録の権利部の相当区に本項の規定により抹消する旨及びその年月日を記録しなければならない。</p> <p>（敷地権の登記の抹消）</p> <p>第三百二十四条 登記官は、敷地権付き区分建物について、合体前の建物のすべての敷地権の割合を合算した敷地権の割合が合体後の建物の敷地権の割合となるときは、適用しない。</p> <p>第一百四十四条の規定は、合体前の建物の表題部の登記の抹消について準用する。</p>
---	--

<p>二 法第五十三条第二項において準用する第五十条第一項の法務省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 敷地権の登記は、附属建物の新築による建物の表題部の登記事項に関する変更の登記を記載するときは、建物の登記記録の表題部に、附属建物の符号、種類、構造及び床面積を記録しなければならない。</p> <p>第三百二十二条 合体の表題部の変更の登記</p> <p>登記官は、附屬建物の新築による建物の表題部の登記事項に関する変更の登記を記載するときは、建物の登記記録の表題部に、附属建物の符号、種類、構造及び床面積を記録しなければならない。</p>	<p>二 法第五十三条第二項において準用する第五十条第一項の法務省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 敷地権の登記は、前項前段の場合には、同項の土地の登記記録の権利部の相当区に、敷地権である旨及び住所、当該登記名義人の法人識別事項等並びに登記名義人が二人以上であるときは当該権利の登記名義人ごとの持分を記録し、敷地権である旨の登記番号を記録しなければならない。</p> <p>登記官は、前項の規定により登記をした場合において、敷地権の目的である土地が他の登記所に記載される事項並びに敷地権の登記原因及びその日付とする。</p> <p>第三百二十三条 登記の登記</p> <p>登記官は、前項の変更の登記をした場合に、既に共同担保目録が作成されていて、登記官には、当該共同担保目録の従前の敷地権付き区分建物を目的とする権利を抹消する記号を記録し、敷地権の消滅後の建物及び土地を目的とする権利を記録して、土地の登記記録の当該権利の登記の末尾に当該共同担保目録の記号及び目録番号を記録しなければならない。</p>
--	---

の登記所に同項の登記をした旨及び第二項又は第三項の規定により記録し、又は転写すべき事項を通知しなければならない。

9

前項の通知を受けた登記所の登記官は、遅滞なく、第一項から第七項までに定める手続をしなければならない。

10 第六条後段の規定は、第四項の規定により登記を移記する場合について準用する。

(特定登記に係る権利の消滅の登記)

第一百二十五条 特定登記に係る権利が消滅した場合の登記は、敷地権の変更の登記の申請情報と併せて次に掲げる情報が提供された場合にするものとする。

一 当該権利の登記名義人、当該権利が抵当権である場合において、抵当証券が発行されているときは、当該抵当証券の所持人又は裏書人を含む。)が当該権利を消滅させることを承諾したことを証する当該登記名義人が作成した情報又は当該登記名義人に対抗することができる裁判があつたことを証する情報

二 前号の権利を目的とする第三者の権利に関する登記があるときは、当該第三者が承諾したことと証する当該第三者が作成した情報又は当該第三者に対抗することができる裁判があつたことを証する情報

三 第一号の権利が抵当証券の発行されている抵当権であるときは、当該抵当証券

2 前項の場合における特定登記に係る権利が土地について消滅した旨の登記は、付記登記によつてするものとする。この場合には、前条第三項の規定にかかわらず、当該消滅した旨の登記を土地の登記記録に転写することを要しない。

3 第一項の場合における特定登記に係る権利が建物について消滅した旨の登記は、付記登記によつてするものとする。この場合には、登記の年月日及び当該権利に関する登記を抹消する記号を記録しなければならない。

4 前項の規定は、法第五十五条第二項から第四項までの規定による特定登記に係る権利が消滅した場合の登記について準用する。

(敷地権の不存在による更正の登記)

第一百二十六条 登記官は、敷地権の不存在を原因とする建物の表題部に関する更正の登記をしたときは、その権利の目的である土地の登記記録の権利部の相当区に敷地権の更正の登記により敷地権を抹消する旨及びその年月日を記録し、

同区の敷地権である旨の登記の抹消をしなければならない。

2 登記官は、前項の場合において、法第七十三条第一項本文の規定により敷地権の移転の登記としての効力を有する登記があるときは、前項の土地の登記記録の権利部の相当区に当該登記の全部を転写しなければならない。

3 第百二十四条第三項から第十項までの規定は、前項の場合について準用する。

(建物の分割の登記における表題部の記録方法)

第一百二十七条 登記官は、甲建物からその附属建物を分割して乙建物とする建物の分割の登記をするときは、乙建物について新たに登記記録を作成し、当該登記記録の表題部に家屋番号何番の建物から分分割した旨を記録しなければならない。

2 登記官は、前項の場合には、区分前の甲建物の登記記録の表題部に家屋番号何番及び何番の建物の登記記録に移記した旨並びに従前の建物の表題部の登記事項を抹消する記号を記録し、当該登記記録を閉鎖しなければならぬ。

(建物の分割の登記における表題部の記録方法)

第一百二十八条 登記官は、前項の場合には、甲建物と乙建物とする建物の区分の登記をするときは、乙建物について新たに登記記録を作成し、これに家屋番号何番の建物から分分割した旨を記録しなければならない。

2 登記官は、前項の場合には、甲建物の登記記録の表題部に、家屋番号何番の建物に分割した旨及び分割した附属建物を抹消する記号を記録しなければならない。

3 登記官は、第一項の場合において、分割により不動産所在事項に変更が生じたときは、変更後の不動産所在事項、分割により変更した旨及び変更前の不動産所在事項を抹消する記号を記録しなければならない。

(建物の区分の登記における権利部の記録方法)

第一百二十九条 登記官は、前条第一項の場合には、甲建物からその附属建物を分割して乙建物とする記号を記録しなければならない。

2 登記官は、前項の場合は、甲建物の登記記録の表題部に、残余部分の建物の表題部の登記事項、家屋番号何番の建物を区分した旨及び従前の建物の表題部の登記事項の変更部分を抹消する記号を記録しなければならない。

(建物の区分の登記における権利部の記録方法)

第一百三十条 登記官は、前条第一項の場合には、区分後の各建物についての新登記記録の権利部の相当区に、区分前の建物の登記記録から権利に関する登記を移記し、かつ、建物の区分の登記に係る申請の受付の年月日及び受付番号を記録しなければならない。この場合においては、第二百二条第一項後段、第二項及び第三項並びに第四条第一項から第三項までの規定を準用する。

(建物の区分の登記における権利部の記録方法)

第一百三十二条 登記官は、第一項の規定にかかる旨の登記を甲建物に区分した旨及び乙建物に区分した旨並びに従前の建物の表題部の登記事項を抹消する記号を記録しなければならない。

(区分合併の登記における表題部の記録方法)

第一百三十三条 登記官は、区分建物である甲建物を乙建物又は乙建物の附属建物に合併する建物の合併(乙建物又は乙建物の附属建物が甲建物と接続する区分建物である場合に限る。以下「区分合併」という。)に係る建物の合併の登記をするときは、乙建物の登記記録の表題部に、区分合併後の建物の表題部の登記事項、家屋番号何番の建物を合併した旨及び従前の建物の表題部の登記事項の変更部分を抹消する記号を記録しなければならない。

2 登記官は、前項に規定する場合には、甲建物の登記記録の表題部に家屋番号何番の建物に合併した旨及び従前の建物の表題部の登記事項を抹消する記号を記録し、当該登記記録を閉鎖しなければならない。

(建物の合併の登記の制限の特例)

第一百三十四条 法第五十六条第五号の合併後の建物の登記記録に登記することができる権利に関する登記は、次に掲げる登記とする。

一 分割による所有権の登記をする旨

二 所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所並びに登記名義人が二人以上であるときは当該所有権の登記名義人ごとの持分

三 甲建物に法人識別事項等の登記があるときは、当該法人識別事項等

四 登記官は、区分建物でない甲建物

五 合併(甲建物を乙建物の附属建物に合併する場合を除く。)に係る建物の合併の登記をする場合において、区分合併後の建物が区分建物でないときは、区分合併後の乙建物について新たに登記記録を作成し、当該登記記録の表題部に区分合併後の建物の表題部の登記事項及び合併において、区分合併後の建物が区分建物でないときは、区分合併後の乙建物について新たに登記記録を作成し、当該登記記録の表題部に区分合併前の乙建物の表題部の登記事項及び合併により家屋番号何番の建物の登記記録から移記した旨を記録しなければならない。

4 登記官は、前項の場合には、区分合併前の乙建物の登記記録に登記した旨及び乙建物についての登記記録を抹消する記号を記録し、乙建物の登記記録を閉鎖しなければならぬ。

登記をするときは、区分後の各建物について新たに登記記録を作成し、各登記記録の表題部に、附属合併後の建物番号何番の建物から区分した旨を記録しなければならない。

2 登記官は、前項の場合において、附属合併の登記記録の表題部に家屋番号何番の建物に合併した旨を記録しなければならない。

3 登記官は、第一項の場合には、甲建物の登記記録の表題部に家屋番号何番の建物に合併した旨及び従前の建物の表題部の登記事項を抹消する記号を記録し、当該登記記録を閉鎖しなければならぬ。

(区分合併の登記における表題部の記録方法)

第一百三十五条 登記官は、第一項の場合には、甲建物と乙建物とする建物の区分の登記をするときは、乙建物について新たに登記記録を作成し、これに家屋番号何番の建物から区分した旨を記録しなければならない。

2 登記官は、前項の場合には、甲建物の登記記録の表題部に、残余部分の建物の表題部の登記事項、家屋番号何番の建物を区分した旨及び従前の建物の表題部の登記事項の変更部分を抹消する記号を記録しなければならない。

(建物の区分の登記における権利部の記録方法)

第一百三十六条 登記官は、前条第一項の場合には、甲建物からその附属建物を合併して乙建物とする記号を記録しなければならない。

2 登記官は、前項の場合は、甲建物の登記記録の表題部に、残余部分の建物の表題部の登記事項、家屋番号何番の建物を合併した旨及び従前の建物の表題部の登記事項を抹消する記号を記録しなければならない。

(建物の区分の登記における権利部の記録方法)

第一百三十七条 登記官は、第一項の規定にかかる旨の登記を甲建物に区分した旨及び乙建物に区分した旨並びに従前の建物の表題部の登記事項を抹消する記号を記録しなければならない。

(区分合併の登記における表題部の記録方法)

第一百三十八条 登記官は、前条第一項の場合には、区分合併後の建物の表題部の登記事項を抹消する記号を記録しなければならない。

2 登記官は、前項の場合は、区分合併後の建物の表題部の登記事項を抹消する記号を記録し、当該登記記録を閉鎖しなければならない。

(建物の合併の登記の制限の特例)

第一百三十九条 法第五十六条第五号の合併後の建物の登記記録に登記することができる権利に関する登記は、次に掲げる登記とする。

一 担保権の登記であつて、登記の目的、申請の受付の年月日及び受付番号並びに登記原因及びその日付が同一のもの

二 信託の登記であつて、法第九十七条第一項各号に掲げる登記事項が同一のもの

三 附属合併の登記における表題部の記録方法

四 附屬合併の登記における表題部の記録方法

五 甲建物と乙建物とする建物の区分の登記における表題部の記録方法

六 甲建物に法人識別事項等の登記があるときは、当該法人識別事項等

七 甲建物に法人識別事項等の登記があるときは、当該法人識別事項等

八 甲建物に法人識別事項等の登記があるときは、当該法人識別事項等

九 甲建物に法人識別事項等の登記があるときは、当該法人識別事項等

十 甲建物に法人識別事項等の登記があるときは、当該法人識別事項等

十一 甲建物に法人識別事項等の登記があるときは、当該法人識別事項等

十二 甲建物に法人識別事項等の登記があるときは、当該法人識別事項等

十三 甲建物に法人識別事項等の登記があるときは、当該法人識別事項等

十四 甲建物に法人識別事項等の登記があるときは、当該法人識別事項等

十五 甲建物に法人識別事項等の登記があるときは、当該法人識別事項等

う。に係る建物の合併の登記をするときは、乙建物の登記記録の表題部に、附属合併後の建物の表題部の登記事項及び家屋番号何番の建物を合併した旨を記録しなければならない。

2 登記官は、前項の場合において、附属合併の登記記録の表題部に家屋番号何番の建物に合併した旨を記録しなければならない。

3 登記官は、第一項の場合には、区分合併後の建物の表題部に、家屋番号何番の建物に合併した旨及び従前の建物の表題部の登記事項を抹消する記号を記録し、当該登記記録を閉鎖しなければならぬ。

(区分合併の登記における表題部の記録方法)

第一百四十条 登記官は、第一項の場合には、区分合併後の建物の表題部の登記事項を抹消する記号を記録しなければならない。

2 登記官は、前項の場合は、区分合併後の建物の表題部の登記事項を抹消する記号を記録し、当該登記記録を閉鎖しなければならない。

(建物の合併の登記の制限の特例)

第一百四十一条 法第五十六条第五号の合併後の建物の登記記録に登記することができる権利に関する登記は、次に掲げる登記とする。

一 分割による所有権の登記をする旨

二 所有権の登記名義人の登記をする旨

三 甲建物に法人識別事項等の登記があるときは、当該法人識別事項等

四 甲建物に法人識別事項等の登記があるときは、当該法人識別事項等

五 甲建物に法人識別事項等の登記があるときは、当該法人識別事項等

六 甲建物に法人識別事項等の登記があるときは、当該法人識別事項等

七 甲建物に法人識別事項等の登記があるときは、当該法人識別事項等

八 甲建物に法人識別事項等の登記があるときは、当該法人識別事項等

九 甲建物に法人識別事項等の登記があるときは、当該法人識別事項等

十 甲建物に法人識別事項等の登記があるときは、当該法人識別事項等

十一 甲建物に法人識別事項等の登記があるときは、当該法人識別事項等

十二 甲建物に法人識別事項等の登記があるときは、当該法人識別事項等

十三 甲建物に法人識別事項等の登記があるときは、当該法人識別事項等

十四 甲建物に法人識別事項等の登記があるときは、当該法人識別事項等

十五 甲建物に法人識別事項等の登記があるときは、当該法人識別事項等

十六 甲建物に法人識別事項等の登記があるときは、当該法人識別事項等

十七 甲建物に法人識別事項等の登記があるときは、当該法人識別事項等

十八 甲建物に法人識別事項等の登記があるときは、当該法人識別事項等

十九 甲建物に法人識別事項等の登記があるときは、当該法人識別事項等

二十 甲建物に法人識別事項等の登記があるときは、当該法人識別事項等

二十一 甲建物に法人識別事項等の登記があるときは、当該法人識別事項等

二十二 甲建物に法人識別事項等の登記があるときは、当該法人識別事項等

う。に係る建物の合併の登記をするときは、乙建物の登記記録に移記した旨及び乙建物についての登記記録に移記した旨及び乙建物についての登記記録を閉鎖しなければならぬ。

(建物の合併の登記における権利部の記録方法)

第一百三十四条 第百七条第一項及び第六項の規定は、建物の合併の登記について準用する。

2 登記官は、前条第三項の場合において、区分合併前のすべての建物に第百三十一条に規定する登記があるときは、同項の規定により区分合併後の建物について新たに作成した登記記録の乙区に当該登記を移記し、当該登記が合併後の建物の全部に関する旨を付記登記によって記録しなければならない。

3 第百二十四条の規定は、区分合併に係る建物の合併の登記をする場合において、区分合併後の建物が敷地権のない建物となるときについて準用する。

(建物の分割及び附属合併の登記における表題部の記録方法)

第一百三十五条 登記官は、甲建物の登記記録から甲建物の附属建物を分割して、これを乙建物の附属建物としようとする場合において、建物の分割の登記及び建物の合併の登記をするときは、乙建物の登記記録の表題部に、附属合併後の建物の表題部及び家屋番号何番の建物から合併した旨を記録しなければならない。この場合には、第百三十二条第一項及び第三項の規定は、適用しない。

2 登記官は、前項の場合には、甲建物の登記記録の表題部の登記事項及び家屋番号何番の建物から合併した旨を記録しなければならない。この場合には、第百二十七条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

(建物の分割及び区分合併の登記における表題部の記録方法)

第一百三十六条 登記官は、甲建物の登記記録から甲建物の附属建物(区分建物に限る)を分割して、これを乙建物又は乙建物の附属建物に合併しようとする場合(乙建物又は乙建物の附属建物が甲建物の附属建物と接続する区分建物である場合に限る)において、建物の分割の登記及び建物の合併の登記をするときは、乙建物の登記記録の表題部に、区分合併後の建物の表題部の登記事項、家屋番号何番の一部を合併した旨及び從前の建物の表題部の登記事項の変更部分を抹消する記号を記録しなければならない。この場合には、第百三十三条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

2 前条の場合にあっては、甲建物の登記記録から甲建物の附属建物を分割して、これを乙建物の附属建物としようとする場合において、区分合併後の乙建物が区分建物となるときの登記記録の表題部の記録方法について準用する。

(建物の区分及び附属合併の登記における表題部の記録方法)

第一百三十七条 第百三十五条第一項の規定は、甲建物を区分してその一部を乙建物の附属建物としようとする場合において、建物の区分の登記及び附属合併の登記をするときにおける乙建物の登記記録の表題部の記録方法について準用する。

第一百三十八条 登記官は、第一項の場合は、甲建物が区分建物でない建物であつたときは、区分後の甲建物について新たに登記記録を作成し、当該登記記録の表題部に家屋番号何番の建物から区分した旨を記録するとともに、区分前の甲建物の登記記録に区分及び合併によつて家屋番号何番及び何番の建物の登記記録を移記し、当該登記記録の表題部に家屋番号何番の建物から区分した旨を記録するとともに、区分前の甲建物について新たに登記記録を作成し、当該登記記録の表題部に同項の規定により登記記録を作成し、当該登記記録の表題部に本項の規定により登記を移記した旨を記録しなければならない。

2 登記官は、第一項の場合は、変更前の建物の登記記録の権利部の相当区に、変更前の建物の登記記録から権利部に関する登記を移記し、登記の年月日及び本項の規定により登記を移記した旨並びに從前の建物の表題部の登記事項を抹消する記号を記録し、当該登記記録を閉鎖しなければならない。この場合には、第百二十九条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

3 登記官は、第一項の場合において、区分前の甲建物が区分建物であったときは、甲建物の登記記録の表題部に、残余部分の建物の表題部の登記事項を抹消する記号を記録し、当該登記記録を閉鎖しなければならない。この場合には、第百二十九条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

4 登記官は、第一項の場合は、区分合併以外の原因により区分建物である建物が区分建物でない建物となつたときについて準用する。この場合において、第一項中「区分建物である建物」とあるのは、「建物」と読み替えるものとする。

(共用部分である旨の登記等)

第一百三十九条 登記官は、共用部分である旨の登記又は団地共用部分である旨の登記をするときは、所有権の登記がない建物があつては表題部所有者に関する登記事項を抹消する記号を記録し、所有権の登記がある建物があつては権利に関する登記の抹消をしなければならない。

第一百四十条 登記官は、法第五十二条第一項及び第三項に規定する表題部の登記事項に関する変更の登記をするときは、当該変更の登記に係る区分建物である建物について新たに登記記録を作成し、当該登記記録の表題部に本項の規定により登記を移記した旨を記録しなければならない。

(建物の滅失の登記)

第一百四十四条 登記官は、建物の滅失の登記をするときは、当該建物の登記記録の表題部の登記事項を抹消する記号を記録し、当該登記記録を閉鎖しなければならない。

第一百四十五条 第百二十四条第一項から第五項まで及び第八項から第十項までの規定は、敷地権付き区分建物の滅失の登記について準用する。

2 第百二十四条第六項及び第七項の規定は、前項の場合において、当該敷地権付き区分建物の敷地権の目的であつた土地が二筆以上あるときについて準用する。

第三節 権利に関する登記

第一款 通則

(権利部の登記)

第一百四十六条 登記官は、権利部の相当区に権利に関する登記をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、権利に関する登記の登記事項のうち、登記の目的、申請の受付の年月日及び受付番号並びに登記原因及びその日付のほか、新たに登記すべきものを記録しなければならない。

(順位番号等)

第一百四十七条 登記官は、権利に関する登記をするときは、権利部の相当区に登記事項を記録する順序を示す番号を記録しなければならない。

2 登記官は、同順位である二以上の権利に関する登記をするときは、順位番号に当該登記を識別するための符号を付さなければならない。

(共用部分である旨を定めた規約等の廃止による建物の表題登記)

第一百四十三条 登記官は、共用部分である旨又は団地共用部分である旨を定めた規約を廃止したことによる建物の表題登記の申請があつた場合において、当該申請に基づく表題登記をするときは、当該建物の登記記録の表題部に所有者の氏名又は名称及び住所並びに所有者が二人以上であるときはその所有者ごとの持分並びに敷地権があるときはその内容を記録すれば足りる。

この場合には、共用部分である旨又は団地共用部分である旨の記録を抹消する記号を記録しなければならない。

3 令第二条第八号の順位事項は、順位番号及び前項の符号とする。

(付記登記の順位番号)

第百四十八条 付記登記の順位番号を記録するとときは、主登記の順位番号に付記何号を附加する方法により記録するものとする。

(権利の消滅に関する定めの登記)

第百四十九条 登記官は、登記の目的である権利の消滅に関する定めの登記をした場合において、当該定めにより権利が消滅したことによる登記の抹消その他の登記をするときは、当該権利の消滅に関する定めの登記の抹消をしなければならない。

(権利の変更の登記又は更正の登記)

第百五十条 登記官は、権利の変更の登記又は更正の登記をするときは、変更前又は更正前の事項を抹消する記号を記録しなければならない。

(登記の更正)

第百五十二条 登記官は、法第六十七条第二項の規定により登記の更正をするときは、同項の許可をした者の職名、許可の年月日及び登記の年月日を記録しなければならない。

(登記の抹消)

第百五十三条 登記官は、権利の登記の抹消をするときは、抹消の登記をするとともに、抹消すべき登記を抹消する記号を記録しなければならない。

(登記の抹消)

第百五十四条 登記官は、前項の場合において、抹消に係る権利を目的とする第三者の権利に関する登記があるときは、当該第三者の権利に関する登記の抹消をしなければならない。この場合には、当該権利の登記の抹消をしたことにより当該第三者的権利に関する登記の抹消をする旨及び登記の年月日を記録しなければならない。

(法第七十条第二項の相当の調査)

第百五十五条 登記官は、次の場合に掲げる措置をとる方法とする。

(法第七十条第二項に規定する登記の抹消の登記義務者(以下この条において単に「登記義務者」という)が自然人である場合

イ 共同して登記の抹消の申請をするべき者の調査として次の(1)から(5)までに掲げる措置

(1) 登記義務者が記録されている住民基本台帳、除票簿、戸籍簿、除籍簿、戸籍の

附票又は戸籍の附票の除票簿(以下この条において「住民基本台帳等」という)を備えると思料される市町村の長に対する登記義務者の住民票の写し又は住民票記載事項証明書、除票の写し又は除票記載事項証明書、戸籍及び除かれた戸籍の賃本又は全部事項証明書並びに戸籍の附票の写し及び戸籍の附票の除票の写し

(以下この条において「住民票の写し等」という)の交付の請求

(1) の措置により登記義務者の死亡

が判明した場合には、登記義務者が記録されている戸籍簿又は除籍簿を備えると思料される市町村の長に対する登記義務者の出生時からの戸籍及び除かれた戸籍の賃本又は全部事項証明書の交付の請求

(2) の措置により登記義務者の相続人が判明した場合には、当該相続人が記録されている戸籍簿又は除籍簿を備えると思料される市町村の長に対する当該相続人の戸籍及び除かれた戸籍の賃本又は全部事項証明書の交付の請求

(3) の措置により登記義務者の相続人の死亡が判明した場合には、当該相続人についてとる(2)及び(3)に掲げる措置

(4) (3) の措置により登記義務者の相続人が判明した場合には、当該相続人の清算人又は破産管財人。以下この号において同じ。)として登記されている者が判明した場合には、当該代表者の調査として当該代表者が記録されている住民基本台帳等を備えると思料される市町村の長に対する当該代表者の住民票の写し等の交付の請求

(5) (1)から(4)までの措置により共

同して登記の抹消の申請をすべき者が判明した場合には、当該者が記録されている住民基本台帳又は戸籍の附票を備えると思料される市町村の長に対する当該者

の住民票の写し又は住民票記載事項証明書及び戸籍の附票の写し(1)の措置により交付の請求をしたものと除く。)

(2) (1)から(4)までの措置により共

同して登記の抹消の申請をすべき者が判明した場合には、当該者が記録されている住民基本台帳又は戸籍の附票を備えると思料される市町村の長に対する当該者

の住民票の写し又は住民票記載事項証明書及び戸籍の附票の写し(1)の措置により交付の請求をしたものと除く。)

(3) (1)から(4)までの措置により共

同して登記の抹消の申請をすべき者が判明した場合には、当該者が記録されている住民基本台帳又は戸籍の附票を備えると思料される市町村の長に対する当該者

の住民票の写し又は住民票記載事項証明書及び戸籍の附票の写し(1)の措置により交付の請求をしたものと除く。)

(4) (1)から(4)までの措置により共

同して登記の抹消の申請をすべき者が判明した場合には、当該者が記録されている住民基本台帳又は戸籍の附票を備えると思料される市町村の長に対する当該者

の住民票の写し又は住民票記載事項証明書及び戸籍の附票の写し(1)の措置により交付の請求をしたものと除く。)

(5) (1)から(4)までの措置により共

同して登記の抹消の申請をすべき者が判明した場合には、当該者が記録されている住民基本台帳又は戸籍の附票を備えると思料される市町村の長に対する当該者

の住民票の写し又は住民票記載事項証明書及び戸籍の附票の写し(1)の措置により交付の請求をしたものと除く。)

(6) (1)から(4)までの措置により共

同して登記の抹消の申請をすべき者が判明した場合には、当該者が記録されている住民基本台帳又は戸籍の附票を備えると思料される市町村の長に対する当該者

の住民票の写し又は住民票記載事項証明書及び戸籍の附票の写し(1)の措置により交付の請求をしたものと除く。)

(7) (1)から(4)までの措置により共

同して登記の抹消の申請をすべき者が判明した場合には、当該者が記録されている住民基本台帳又は戸籍の附票を備えると思料される市町村の長に対する当該者

の住民票の写し又は住民票記載事項証明書及び戸籍の附票の写し(1)の措置により交付の請求をしたものと除く。)

(8) (1)から(4)までの措置により共

同して登記の抹消の申請をすべき者が判明した場合には、当該者が記録されている住民基本台帳又は戸籍の附票を備えると思料される市町村の長に対する当該者

の住民票の写し又は住民票記載事項証明書及び戸籍の附票の写し(1)の措置により交付の請求をしたものと除く。)

(9) (1)から(4)までの措置により共

同して登記の抹消の申請をすべき者が判明した場合には、当該者が記録されている住民基本台帳又は戸籍の附票を備えると思料される市町村の長に対する当該者

の住民票の写し又は住民票記載事項証明書及び戸籍の附票の写し(1)の措置により交付の請求をしたものと除く。)

(10) (1)から(4)までの措置により共

同して登記の抹消の申請をすべき者が判明した場合には、当該者が記録されている住民基本台帳又は戸籍の附票を備えると思料される市町村の長に対する当該者

の住民票の写し又は住民票記載事項証明書及び戸籍の附票の写し(1)の措置により交付の請求をしたものと除く。)

(2) イの措置により共同して登記の抹消の申請をすべき者が所在すると思料される場所が判明した場合には、その場所に宛ててする当該者に対する書面の送付

(1) 共同して登記の抹消の申請をすべき者の法人の登記簿上の代表者の住所に宛ててする当該代表者に対する書面の送付

(2) イ及びロの措置により当該代表者が所

在すると思料される場所が判明した場合

には、その場所に宛ててする当該代表者

に対する書面の送付

(職権による登記の抹消)

(1) 登記官は、法第七十一条第四項の規定により登記の抹消をするときは、登記記録にその事由を記録しなければならない。

(2) (1)の措置により登記の抹消の場合は、登記の抹消の申請をすべき者が合併により設立された法人についてとる

(1)に掲げる措置

イの措置により法人の登記簿に共同して登記の抹消の申請をすべき者の代表者(共

同して登記の抹消の申請をすべき者が合併

(1)に掲げる措置

イの措置により登記の抹消の申請をすべき者が合併により解散していることが判明した場合

には、登記の抹消の申請をすべき者が合併

(1)に掲げる措置

イの措置により登記の抹消の申請をすべき者が合併により設立された法人についてとる

(1)に掲げる措置

イの措置により登記の抹消の申請をすべき者が合併により解散した法人である場合

には、その清算人又は破産管財人。以下この号において同じ。)として登記されてい

る者が判明した場合には、当該代表者の調

査として当該代表者が記録されている住

民基本台帳等を備えると思料される市町

村の長に対する当該代表者の住民票の写

し等の交付の請求

ハ 共同して登記の抹消の申請をすべき者が判明した場合には、当該者が記録されてい

る住民基本台帳等を備えると思料される市町

村の長に対する当該代表者の住民票の写

し等の交付の請求

ことができる方法による次の(1)及び(2)に掲げる措置

(1) (2)に掲げる措置

(1) 共同して登記の抹消の申請をすべき者の法人の登記簿上の代表者の住所に宛ててする当該代表者に対する書面の送付

(2) イ及びロの措置により当該代表者が所

在すると思料される場所が判明した場合

には、その場所に宛ててする当該代表者

に対する書面の送付

(職権による登記の抹消)

(1) 登記官は、法第七十一条第四項の規定により登記の抹消をするときは、登記記録にその事由を記録しなければならない。

(2) (1)の措置により登記の抹消の場合は、登記の抹消の申請をすべき者が合併

(1)に掲げる措置

イの措置により法人の登記簿に共同して登記の抹消の申請をすべき者の代表者(共

同して登記の抹消の申請をすべき者が合併

(1)に掲げる措置

イの措置により法人の登記簿に共同して登記の抹消の申請をすべき者が合併

(1)に掲げる措置

(法人識別事項)

第二款 所有权に関する登記

第一項 第百五十六条の二 法第七十三条の二第一項第一号の法務省令で定める事項は、次の各号に掲げ

る

二

三

四

五

六

七

八

九

十

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

十八

十九

二十

二十一

二十二

二十三

二十四

二十五

二十六

二十七

二十八

二十九

三十

三十一

三十二

三十三

三十四

三十五

三十六

三十七

二

三

四

五

六

七

八

九

十

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

十八

十九

二十

二十一

二十二

二十三

二十四

二十五

二十六

二十七

二十八

二十九

三十

三十一

三十二

三十三

三十四

三十五

三十六

三十七

三十八

三十九

四十

四十一

三

四

氏併記申出添付情報を記載した書面（以下この項において「旧氏併記申出添付書面」という。）を送付する場合について、第五十五条の規定は、旧氏併記申出添付書面を提出した申出人について、それぞれ準用する。
第十五条 第五十七条及び第一百五十八条の十四（第五項を除く。）の規定は、旧氏併記申出情報が提供された場合について準用する。
登記官は、旧氏併記の申出があつたときは、職権で、次に掲げる事項を所有権の登記に付記する方法によって登記記録に記録するものとする。
一 登記の目的
二 申出の受付の年月日及び受付番号（相続人申告登記への準用）
三 登記原因及びその日付
四 所有権の登記名義人の氏名
五 申出に係る旧氏
六 登記官は、前項の規定による記録をするときは、従前の所有権の登記名義人の氏名を抹消する記号を記録しなければならない。
七 第百五十八条の三十六 登記記録に旧氏が記録されたいる所有権の登記名義人は、登記官に対し、当該旧氏の記録を希望しない旨を申し出ることができる。
八 第百五十八条の十八の規定は、第十六項の規定による記録をした場合について準用する。（旧氏併記の終了）
九 登記記録に旧氏が記録されている所有権の登記名義人は、登記官に対し、当該旧氏の記録を希望しない旨を申し出ることができる。
十 前条第三項から第十項まで（第三項第五号及び第八項第二号を除く。）、第十四項及び第十五項の規定は、前項の規定による申出について準用する。
十一 登記官は、第一項の規定による申出があつたときは、職権で、次に掲げる事項を所有権の登記に付記する方法によって登記記録に記録するものとする。
一二 申出の受付の年月日及び受付番号
三四 登記官は、前項の規定による記録をするときは、従前の所有権の登記名義人の氏名及び旧氏を抹消する記号を記録しなければならない。
五 第百五十八条の十八の規定は、第三項の規定による記録をした場合について準用する。（相続人申告登記への準用）
第六百五十九条 法第八十条第四項に規定する法務省令で定める事項は、次のとおりとする。
一 要役地の地役権の登記である旨
二 承役地に係る不動産所在事項及び当該土地が承役地である旨
三 地役権設定の目的及び範囲
四 登記の年月日
五 登記官は、地役権の設定の登記をした場合において、要役地が他の登記所の管轄区域内にあるときは、遅滞なく、当該他の登記所に承役地、要役地、地役権設定の目的及び範囲並びに地役権の設定の登記の申請の受付の年月日を通知しなければならない。
六 登記官は、地役権の登記事項に関する変更の登記若しくは更正の登記又は地役権の登記の抹消をしたときは、要役地の登記記録の第一項各号に掲げる事項についての変更の登記若しくは登記記録又は要役地の地役権の登記の抹消をしなければならない。
七 第二項（前項において準用する場合を含む。）の通知を受けた登記所の登記官は、遅滞なく、要役地の登記記録の乙区に、通知を受けた事項を記録し、又は第三項の登記をしなければならない。
八 第百六十条 登記官は、地役権の設定の範囲が承役地の一部である場合において、地役権の設定の登記をするときは、順位の譲渡又は放棄による変更の登記をするときは、当該担保権の登記の順位番号の次に変更の登記の順位番号を括弧を付して記録しなければならない。（地役権因面番号の記録）
九 第百六十四条 登記官は、担保権の順位の変更の登記をするときは、順位の変更があつた担保権の登記の順位番号の次に変更の登記の順位番号を括弧を付して記録しなければならない。
一〇 第百六十五条 第三条第五号の規定にかかるわざ、民法第三百九十八条の十二第二項（同法第三百六十一条において準用する場合を含む。）の規定により根質権又は根抵当権（所有権以外の権利を目的とするものを除く。）を分割して

は相続人申告名義人の氏についての変更又は更正の申出をする場合における当該相続人申告名義人（当該申出の申出人である場合に限る。）について、第一百五十八条の三十五の規定は相続人申告名義人について、前条の規定は登記記録に記載される登記を申請する」とあるのは「相続人申告名義人が記録されている相続人申告名義人の氏についての変更又は更正の申出をする場合に、その都度準用する。この場合において、第一百五十八条の三十四第二項中「前項第二号に掲げる登記を申請する」とあるのは「相続人申告名義人の氏についての変更又は更正の申出をする」と、「同号に定める者」とあるのは「相続人申告名義人」と読み替えるものとする。
（地役権の登記）
（建物の建築が完了した場合の登記）
（建物を新築する場合の不動産工事の先取特權の保存の登記）
（建物を新築する場合の不動産工事の先取特權の保存の登記）

第四款 担保権等に関する登記
（建物を新築する場合の不動産工事の先取特權の保存の登記）
（建物を新築する場合の不動産工事の先取特權の保存の登記）
（建物を新築する場合の不動産工事の先取特權の保存の登記）
（建物を新築する場合の不動産工事の先取特權の保存の登記）

図面番号を記録しなければならない。地役権設定の範囲の変更の登記又は更正の登記をする場合において、変更後又は更正後の地役権設定の範囲が承役地の一部となるときも、同様とする。
（第四款 担保権等に関する登記）
（第四款 担保権等に関する登記）
（第四款 担保権等に関する登記）
（第四款 担保権等に関する登記）

二 当該担保権の登記（他の登記所の管轄区域にある不動産に関するものを除く。）の順位番号

2 前項第二号の目録番号は、同号の記号[○]とともに更新するものとする。

(追加共同担保の登記)

第百六十八条 令別表の四十二の一の項申請情報欄口、同表の四十六の項申請情報欄ハ、同表の四十七の項申請情報欄ホ（4）、同表の四十九の項申請情報欄ホ（4）、同表の五十五の項申請情報欄ハ、同表の五十六の項申請情報欄ニ（4）並びに同表の五十八の項申請情報欄ハ及びヘ（4）の法務省令で定める事項は、共同担保目録の記号及び目録番号とする。

2 登記官は、一又は二以上の不動産に関する権利を目的とする担保権の保存又は設定の登記をした後に、同一の債権の担保として他の一又は二以上の不動産に関する権利を目的とする担保権の保存若しくは設定又は処分の登記の申請がなされた場合において、当該申請に基づく登記をするときは、当該登記の末尾に共同担保目録の記号及び目録番号を記録しなければならない。

3 登記官は、前項の場合において、前の登記に関する共同担保目録があるときは、当該共同担保目録に、前条第一項各号に掲げる事項のほか、当該申請に係る権利が担保の目的となつた旨並びに申請の受付の年月日及び受付番号を記録しなければならない。

4 登記官は、第二項の場合において、前の登記に関する共同担保目録がないときは、新たに共同担保目録を作成し、前の担保権の登記についてする付記登記によつて、当該担保権に担保を追加した旨、共同担保目録の記号及び目録番号並びに登記の年月日を記録しなければならない。

5 登記官は、第二項の申請に基づく登記をした場合において、前の登記に他の登記所の管轄区域にある不動産に関するものがあるときは、遅滞なく、当該他の登記所に同項の申請に基づく登記をした旨を通知しなければならない。

6 前項の通知を受けた登記所の登記官は、遅滞なく、第二項から第四項までに定める手続をしなければならない。

(共同担保の根抵当権等の分割譲渡の登記)

第百六十九条 令別表の五十一の項申請情報欄口及び同表の六十の項申請情報欄ホの法務省令で定める事項は、共同担保目録の記号及び目録番号とする。

2 登記官は、共同担保目録を作成しなければならない。

3 登記官は、前項の場合には、分割後の根質権又は根抵当権について第百六十五条第二項の登記をするときは、分割後の根質権又は根抵当権について当該共同担保目録と同一の不動産に関する権利を記録した共同担保目録を作成しなければならない。

(共同担保の一部消滅等)

第一百七十条 登記官は、二以上の不動産に関する権利が担保権の目的である場合において、その一の不動産に関する権利を目的とする担保権の登記の抹消をしたときは、共同担保目録に、申請の受付の年月日及び受付番号、当該不動産について担保権の登記が抹消された旨並びに当該登記に係る第百六十七条第一項第三号に掲げる事項を抹消する記号を記録しなければならない。

登記官は、共同担保目録に記録されている事項に関する変更の登記又は更正の登記をしたときは、共同担保目録に、変更後又は更正後の第百六十七条第一項第三号に掲げる事項、変更の登記又は更正の登記の申請の受付の年月日及び受付番号、変更又は更正をした旨並びに変更又は更正前の権利に係る同号に掲げる登記事項を抹消する記号を記録しなければならない。

第百六十八条第五項の規定は、前二項の場合について準用する。

4 前項において準用する第百六十八条第五項の規定による通知を受けた登記所の登記官は、遅滞なく、第一項又は第二項に定める手続をしなければならない。

5 第一項、第三項及び第四項の規定は、第百十一条第二項(第百四十四条第二項において準用する場合を含む)の規定により記録をする場合について準用する。

(抵当証券交付の登記)

第一百七十二条 法第九十四条第一項の抵当証券交付の登記(同条第三項の規定による嘱託に基づくものを除く。)においては、何番抵当権につき何登記成の登記においては、何番抵当権につき何登記

所の嘱託により抵当証券を作成した旨、抵当証券を作成した日、抵当証券の番号及び登記の年月日を記録しなければならない。

2 法第九十四条第三項の規定による嘱託に基づく抵当証券交付の登記においては、何番抵当権につき何番抵当証券を交付した旨、抵当証券交付の旨、何登記所で交付した旨並びに抵当証券の番号を記録しなければならない。
(抵当証券交付の登記の抹消)

第一百七十三条 登記官は、抵当証券交付の登記の抹消をする場合において、当該抵当証券について法第九十四条第二項の抵当証券作成の登記があるときは、当該抵当証券作成の登記の抹消をしなければならない。

(買戻しの特約の登記の抹消)

第一百七十四条 登記官は、買戻しによる権利の取得の登記をしたときは、買戻しの特約の登記の抹消をしなければならない。

第五款 信託に関する登記

(信託に関する登記)

第一百七十五条 登記官は、法第九十八条第一項の規定による登記の申請があつた場合において、当該申請に基づく権利の移転の登記若しくは変更の登記又は権利の抹消の登記及び信託の登記をするときは、権利部の相当区分に一の順位番号を用いて記録しなければならない。

2 登記官は、法第一百四条第一項の規定による登記の申請があつた場合において、当該申請に基づく権利の移転の登記若しくは変更の登記又は権利の抹消の登記及び信託の登記をするときは、権利部の相当区分に一の順位番号を用いて記録しなければならない。

3 登記官は、前二項の規定にかかわらず、法第四条の二第一項の規定による登記の申請があつた場合において、当該申請に基づく権利の変更の登記及び信託の登記又は信託の抹消の登記をするときは、権利部の相当区分に一の順位番号を用いて記録しなければならない。

(信託目録)

登記官は、信託の登記をするときには、法第九十七条第一項各号に掲げる登記事項を記録した信託目録を作成し、当該目録に日録番号を付した上、当該信託の登記の末尾に信託番号を記録しなければならない。

2 第百二十二条第一項後段の規定は、信託の登記がある不動産について分筆の登記又は建物の分割の登記若しくは建物の区分の登記をする場合の目録の日録番号を記録しなければならない。

信託目録について準用する。この場合には、登記官は、分筆後又は分割後若しくは区分後の信託目録の目録番号を変更しなければならない。

3 登記官は、信託の変更の登記をするときは、信託目録の記録を変更しなければならない。

第一百七十七条 削除

第六款 仮登記

(法第五百五十五条第一号の仮登記の要件)

第一百七十八条 法第五百五十五条第一号に規定する法務省令で定める情報は、登記識別情報又は第三者の許可、同意若しくは承諾を証する情報とする。

(仮登記及び本登記の方法)

第一百七十九条 登記官は、権利部の相当区に仮登記をしたときは、その次に当該仮登記の順位番号と同一の順位番号により本登記をすることができる旨を設けなければならない。

2 登記官は、仮登記に基づいて本登記をするとときは、当該仮登記の順位番号と同一の順位番号を用いてしなければならない。

3 前二項の規定は、保全仮登記について準用する。

(所有権に関する仮登記に基づく本登記)

第一百八十条 登記官は、法第五百九十五条第二項の規定により同条第一項の第三者の権利に関する登記の抹消をするときは、権利部の相当区に、本登記により第三者の権利を抹消する旨、登記の年月日及び当該権利に関する登記を抹消する記号を記録しなければならない。

第四節 補則

第一款 通知

(登記完了証)

第一百八十二条 登記官は、登記の申請に基づいて登記を完了したときは、申請人に対し、登記完了証を交付することにより、登記が完了した旨を通知しなければならない。この場合において、申請人が二人以上あるときは、その一人(登記権利者及び登記義務者が申請人であるときは、登記権利者及び登記義務者の各一人)に通知すれば足りる。

2 前項の登記完了証は、別記第六号様式により、次の各号に掲げる事項を記録して作成するものとする。

一 申請の受付の年月日及び受付番号

二 第百四十七条第二項の符号

三 不動産番号

四 法第三十四条第一項各号及び第四十四条第一項各号（第六号及び第九号を除く。）に掲げる事項	五 共同担保目録の記号及び目録番号（新たに共同担保目録を作成したとき及び共同担保目録に記録された事項を変更若しくは更正し、又は抹消する記号を記録したときに限る。）
六 法第二十七条第二号の登記の年月日	七 申請情報（電子申請の場合にあっては、第三十四条第一項第一号に規定する情報及び第三十六条第四項に規定する住民票コードを除き、書面申請の場合にあっては、登記の目的に限る。）
八 登記完了証（登記完了証の交付の方法）	九 登記完了証を交付する場合において、登記完了証を記録しないとき。
十 申請情報（電子申請の場合にあっては、登記の目的に限る。）	十一 前条第一項第二号に規定する方法により登記完了証を交付する場合において、登記完了証を記録しても、自己の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該登記完了証を記録しないとき。
十一 前条第一項第一号に規定する方法により登記完了証を交付する場合において、登記完了証を記録しても、登記完了証を受領しないとき。	十二 前条第一項第二号に規定する方法により登記完了証を交付する場合において、登記完了証を記録しても、登記完了証を受領しないとき。
十二 承継させる旨の遺言による所有権の取得	十三 証の交付を受けるべき者が、登記官の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに登記完了証が記録され、電子情報処理組織を使用して送信することが可能になった時から三十日を経過しても、自己の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該登記完了証を記録しないとき。

一 遺産（相続人にに対する遺贈に限る。）による所有権の取得	二 遺贈（相続人にに対する遺贈に限る。）による所有権の取得
（各種の通知の方法）	（各種の通知の方法）
（処分の制限の登記における通知）	（処分の制限の登記における通知）
（登記官は、表題登記がない不動産による所有権の登記がいて、当該登記をしたときは、当該不動産の所有者に対し、登記が完了した旨を通知しなければならない。）	（登記官は、表題登記がない不動産による所有権の登記がいて、当該登記をしたときは、当該不動産の所有者に対し、登記が完了した旨を通知しなければならない。）
（前項の通知は、当該登記に係る次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。）	（前項の通知は、当該登記に係る次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。）
一 不動産所在事項及び不動産番号	一 不動産所在事項及び不動産番号
二 登記の目的	二 登記の目的
三 登記原因及びその日付	三 登記原因及びその日付
四 登記名義人の氏名又は名称及び住所	四 登記名義人の氏名又は名称及び住所
（職権による登記の抹消における通知）	（職権による登記の抹消における通知）
（登記官は、法第七十一条第一項の通知は、次の事項を明らかにしてしなければならない。）	（登記官は、法第七十一条第一項の通知は、次の事項を明らかにしてしなければならない。）
一 抹消する登記に係る次に掲げる事項	一 抹消する登記に係る次に掲げる事項
イ 不動産所在事項及び不動産番号	イ 不動産所在事項及び不動産番号
ロ 登記の目的	ロ 登記の目的
ハ 申請の受付の年月日及び受付番号	ハ 申請の受付の年月日及び受付番号
ニ 登記原因及びその日付	ニ 登記原因及びその日付
ホ 申請人の氏名又は名称及び住所	ホ 申請人の氏名又は名称及び住所
（登録免許税を納付する場合における申請情報等）	（登録免許税を納付する場合における申請情報等）
（第二款 登記免許税）	（第二款 登記免許税）

一 遺贈（相続人にに対する遺贈に限る。）による所有権の取得	一 遺贈（相続人にに対する遺贈に限る。）による所有権の取得
（各種の通知の方法）	（各種の通知の方法）
（処分の制限の登記における通知）	（処分の制限の登記における通知）
（登記官は、表題登記がない不動産による所有権の登記がいて、当該登記をしたときは、当該不動産の所有者に対し、登記が完了した旨を通知しなければならない。）	（登記官は、表題登記がない不動産による所有権の登記がいて、当該登記をしたときは、当該不動産の所有者に対し、登記が完了した旨を通知しなければならない。）
（前項の通知は、当該登記に係る次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。）	（前項の通知は、当該登記に係る次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。）
一 不動産所在事項及び不動産番号	一 不動産所在事項及び不動産番号
二 登記の目的	二 登記の目的
三 登記原因及びその日付	三 登記原因及びその日付
四 登記名義人の氏名又は名称及び住所	四 登記名義人の氏名又は名称及び住所
（職権による登記の抹消における通知）	（職権による登記の抹消における通知）
（登記官は、法第七十一条第一項の通知は、次の事項を明らかにしてしなければならない。）	（登記官は、法第七十一条第一項の通知は、次の事項を明らかにしてしなければならない。）
一 抹消する登記に係る次に掲げる事項	一 抹消する登記に係る次に掲げる事項
イ 不動産所在事項及び不動産番号	イ 不動産所在事項及び不動産番号
ロ 登記の目的	ロ 登記の目的
ハ 申請の受付の年月日及び受付番号	ハ 申請の受付の年月日及び受付番号
ニ 登記原因及びその日付	ニ 登記原因及びその日付
ホ 申請人の氏名又は名称及び住所	ホ 申請人の氏名又は名称及び住所
（登録免許税を納付する場合における申請情報等）	（登録免許税を納付する場合における申請情報等）
（第二款 登記免許税）	（第二款 登記免許税）

一 遺贈（相続人にに対する遺贈に限る。）による所有権の取得	一 遺贈（相続人にに対する遺贈に限る。）による所有権の取得
（各種の通知の方法）	（各種の通知の方法）
（処分の制限の登記における通知）	（処分の制限の登記における通知）
（登記官は、表題登記がない不動産による所有権の登記がいて、当該登記をしたときは、当該不動産の所有者に対し、登記が完了した旨を通知しなければならない。）	（登記官は、表題登記がない不動産による所有権の登記がいて、当該登記をしたときは、当該不動産の所有者に対し、登記が完了した旨を通知しなければならない。）
（前項の通知は、当該登記に係る次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。）	（前項の通知は、当該登記に係る次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。）
一 不動産所在事項及び不動産番号	一 不動産所在事項及び不動産番号
二 登記の目的	二 登記の目的
三 登記原因及びその日付	三 登記原因及びその日付
四 登記名義人の氏名又は名称及び住所	四 登記名義人の氏名又は名称及び住所
（職権による登記の抹消における通知）	（職権による登記の抹消における通知）
（登記官は、法第七十一条第一項の通知は、次の事項を明らかにしてしなければならない。）	（登記官は、法第七十一条第一項の通知は、次の事項を明らかにしてしなければならない。）
一 抹消する登記に係る次に掲げる事項	一 抹消する登記に係る次に掲げる事項
イ 不動産所在事項及び不動産番号	イ 不動産所在事項及び不動産番号
ロ 登記の目的	ロ 登記の目的
ハ 申請の受付の年月日及び受付番号	ハ 申請の受付の年月日及び受付番号
ニ 登記原因及びその日付	ニ 登記原因及びその日付
ホ 申請人の氏名又は名称及び住所	ホ 申請人の氏名又は名称及び住所
（登録免許税を納付する場合における申請情報等）	（登録免許税を納付する場合における申請情報等）
（第二款 登記免許税）	（第二款 登記免許税）

その申請が書面申請であるときは登録免許税額等を記載した申請書（申請情報の全部を記録した磁気ディスクにあつては、登記所の定める書類）に登録免許税の領収証書又は登録免許税額相当の印紙をはり付けて他の申請書にはその旨を記録しなければならない。

6 登記官の認定した課税標準の金額が申請情報の内容とされた課税標準の金額による税額を超える場合において、申請人がその差額を納付するときは、差額として納付する旨も申請情報の内容として追加しなければならない。

7 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律（昭和三十七年法律第六十六号）第七十五条第一項の規定による審査請求に対する裁決により確定した課税標準の金額による登録免許税を納付して登記の申請をする場合は、当該課税標準の金額が確定している旨を申請情報の内容とし、かつ、当該金額が確定していることを証する情報をその申請情報と併せて提供しなければならない。

（課税標準の認定）

2 登記官は、前項の場合において、申請が書面申請であるときは、申請書（申請情報の全部を記録した磁気ディスクにあつては、適宜の用紙）に登録官が認定した課税標準の金額を記載しなければならない。

（登記の嘱託）

（審査請求を受けた法務局又は地方法務局の長の命令による登記）

2 第百九十二条 この省令に規定する登記の申請には当該規定を法第十六条第二項において準用する場合を含むものとし、この省令中「申請」、「申請人」及び「申請情報」にはそれぞれ嘱託、嘱託者及び嘱託情報を含むものとする。

第四章 登記事項の証明等

第一節 登記事項の証明等に関する請求

（登記事項証明書の交付の請求情報等）

2 第百九十三条 登記事項証明書、登記事項要約書、地図等の全部若しくは一部の写し（地図等）

が電磁的記録に記録されているときは、当該記録された情報の内容を証明した書面。以下この条において同じ。又は土地所在図等の全部若しくは一部の写し（土地所在図等が電磁的記録に記録されているときは、当該記録された情報の内容を証明した書面。以下この条において同じ。）の交付の請求をするときは、次に掲げる事項を内容とする情報（以下この章において「請求情報」という。）を提供しなければならない。

2 第百九十四条 登記簿の附属書類の閲覧の請求

3 第百九十五条 削除

（登記事項証明書の種類等）

2 第百九十六条 登記事項証明書の記載事項は、次の各号の種類の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

一 全部事項証明書 登記記録（閉鎖登記記録を除く。以下この項において同じ。）に記録されている事項の全部

二 現在事項証明書 登記記録に記録されている事項のうち現に効力を有するもの

3 第百九十七条 登記簿の甲区又は乙区の記録が二人以上であるときは当該登記名義人の住所及び法人識別事項並びに当該登記名義人の持分

4 第二項第五号の閲覧の請求をするときは、同号の閲覧する附属書類が自己を申請人とする登記官から求めがあったときは、当該登記官から提出しなければならない。

5 第二項の閲覧の請求をする場合において、請求人が法人であるときは、当該法人の代表者の資格を証する書面を提示しなければならない。ただし、当該法人の会社法人等番号をも請求情報の内容としたときは、この限りでない。

6 第二項の閲覧の請求を代理人によってするとときは、当該代理人の権限を証する書面を提示しなければならない。ただし、支配人等が法人を代理して同項の閲覧の請求をする場合において、当該法人の会社法人等番号をも請求情報の代理人の代表者の資格を証する書面を提示することを要しない。

7 法人である代理人によつて第二項の閲覧の請求をする場合において、当該代理人の会社法人等番号をも請求情報の内容としたときは、当該代理人の代表者の資格を証する書面を提示する

（登記事項証明書等の交付の請求の方法等）

2 第百九十八条 登記簿の附属書類の閲覧の請求をするときは、前項第一号及び第二号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を請求情報の内容とする。

一 請求人の住所

2 第百九十九条 代理人によつて請求するときは、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名

3 第百九十条 請求人が法人であるときは、その代表者の

（登記事項証明書の作成及び交付）

2 第百九十七条 登記官は、登記事項証明書を作成するときは、請求に係る登記記録に記録された事項の全部又は一部である旨の認証文を付した上で、作成の年月日及び職氏名を記載し、職印を押印しなければならない。この場合において、当該登記記録の甲区又は乙区の記録がないときは、認証文にその旨を付記しなければならない。

3 第百九十八条 前項の規定により作成する登記事項証明書は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める様式によるものとする。ただし、登記記録に記録した事項の一部についての登記事項証明書については適宜の様式によるものとする。

一 土地の登記記録 別記第七号様式

二 建物（次号の建物を除く。）の登記記録

三 区分建物である建物に関する登記記録 別記第八号様式

記第九号様式

四 共同担保目録 別記第十号様式
五 信託目録 別記第五号様式

- 3 登記事項証明書を作成する場合において、第一項百九十三条第一項第五号に掲げる事項が請求情報の内容とされていないときは、共同担保目録又は信託目録に記録された事項の記載を省略するものとする。登記事項証明書に登記記録に記録した事項を記載するときは、その順位番号の順序に従つて記載するものとする。
- 4 登記記録に記録されている事項を抹消する記号が記録されている場合において、登記事項証明書に抹消する記号を表示するときは、抹消に係る事項の下に線を付して記載するものとする。
- 5 登記記録に記録されている事項を抹消する記号が記録されている場合において、登記事項証明書に抹消する記号を表示するときは、抹消に係る事項の下に線を付して記載するものとする。
- 6 登記事項証明書の交付は、請求人の申出により、送付の方法によりすることができる。
(登記事項証明書の受領の方)法
- 第七百九十七条の二 第百九十四条第三項前段の規定により登記事項証明書の交付を請求した者が当該登記事項証明書を登記所で受領するときは、法務大臣が定める事項を当該登記所に申告しなければならない。
- (登記事項要約書の作成)
- 第二百九十八条 登記事項要約書は、別記第十一号様式により、不動産の表示に関する事項のほか、所有権の登記については申請の受付の年月日及び受付番号、所有権の登記名義人の氏名又は名称、住所及び法人識別事項並びに登記名義人が二人以上であるときは当該所有権の登記名義人との持分並びに所有権の登記以外の登記については現に効力を有するもののうち主要な事項を記載して作成するものとする。
- 前項の規定にかかるらず、登記官は、請求人の申出により、不動産の表示に関する事項について現に効力を有しないものを省略し、かつ、所有権の登記以外の登記については現に効力を有するものの個数のみを記載した登記事項要約書を作成することができる。この場合には、前項の登記事項要約書を別記第十二号様式により作成するものとする。
- 3 登記官は、請求人から別段の申出がない限り、一の用紙により二以上の不動産に関する事項を記載した登記事項要約書を作成することができる。
- 第二百九十九条 削除
(地図等の写し等の作成及び交付)
- 第二百十条 登記官は、地図等の全部又は一部の写しを作成するときは、地図等の全部又は一部の

写しである旨の認証文を付した上で、作成の年月日及び職氏名を記載し、職印を押印しなければならない。

第二百九十七条第六項の規定は、地図等の全部又は一部の写し及び前項の書面の交付について準用する。

第二百九十四条第二項及び第三項並びに第二百九十五条の二の規定は、第二項の書面の交付について準用する。

第二百九十七条の二 第百九十四条第三項の規定により登記事項証明書の交付を請求した者が当該登記事項証明書を登記所で受領するときは、法務大臣が定める事項を当該登記所に申告しなければならない。

(土地所在図等の写し等の作成及び交付)

第二百一条 登記官は、土地所在図等の写しを作成するときは、土地所在図等の全部又は一部の写しである旨の認証文を付した上で、作成の年月日及び職氏名を記載し、職印を押印しなければならない。

第二百二条 登記官は、土地所在図等が電磁的記録に記録されている場合において、当該登記された土地所在図等の内容を証明した書面を作成するときは、電磁的記録に記録されている土地所在図等を書面に出力し、これに土地所在図等に記録されている内容を証明した書面である旨の認証文を付した上で、作成の年月日及び職氏名を記載し、職印を押印しなければならない。

第二百二条第六項の規定は、土地所在図等の写し及び前項の書面について準用する。

第二百九十四条第二項及び第三項並びに第二百九十五条の二の規定は、第二項の書面の交付について準用する。

(閲覧の方法)

- 3 第一百二条 地図等又は登記簿の附属書類の閲覧は、登記官(その指定する職員を含む。第三項において同じ。)の面前でさせるものとする。
- 4 法第百二十一条第二項及び第二十一条第二項の法務省令で定める方法は、電磁的記録に記録された情報の内容を書面に出力して表示する方法とする。
- 第二百二条 地図等の写し等の作成及び交付
- 第二百十条 登記官は、法第百二十一条第三項又は第四項の規定による登記簿の附属書類の閲覧をさせる

場合において、請求人から別段の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、第一項の規定にかかるらず、電子計算機を使用して登記官及び請求人が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法によって閲覧をさせることができるものとする。

第三節 登記事項証明書等における代替措置

第一款 通則

(公示用住所管理ファイル)

第二百二条の二 法務大臣は、第二百二条の十二第一項各号に掲げる事項を記録する公示用住所管理ファイルを備えるものとする。

2 公示用住所管理ファイルは、法第百十九条第六項の申出(以下この節において「代替措置申出」という。)の申出人ごとに電磁的記録に記録して調製するものとする。

3 第一項各号に掲げる事項を記録された情報の保存期間は、永久とする。

(代替措置の要件)

第二百二条の三 法第百十九条第六項の法務省令で定める場合は、当該登記記録に記録されている者その他の者(自然人であるものに限る。)について次に掲げる事由がある場合とする。

一 ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成十二年法律第八十一号)第六条に規定するストーカー行為等に係る被害を受けた者であつて更に反復して同法第一条第一項に規定するつまとい等又は同条第三項に規定する位置情報無承諾取得等をされるおそれがあること。

二 児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)第二条に規定する児童虐待(同条第一号に掲げるものを除く。以下この号において同じ。)を受けた児童であること。

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第一条第二項に規定する被害者であつて更なる児童虐待を受けるおそれがあること。

4 法律第八十二号)第二条に規定する児童虐待(同条第一号に掲げるものを除く。以下この号において同じ。)を受けた児童であること。

5 代替措置等申出書は、申出の目的に応じ、申名押印した場合におけるその印鑑に関する証明書(住所地の市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、市長又は区長若しくは総合区長とする。)が作成するも

を受けた者であつて、更なる心身に有害な影響を及ぼす言動(身体に対する暴力に準ずるものに限る。以下この号において同じ。)を除く)を受けるおそれがあること。

四 前二号に掲げるもののほか、心身に有害な影響を及ぼす言動(身体に対する暴力に準ずるものに限る。以下この号において同じ。)を除く)を受けるおそれがあること。

5 代替措置等申出書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 申出人が代替措置等申出書又は委任状に記名押印した場合におけるその印鑑に関する証明書(住所地の市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、市長又は区長若しくは総合区長とする。)が作成するも

のに限る。)その他の申出人となるべき者が申出をしていることを証する書面

二 申出人の氏名又は住所が法第百十九条第六項の登記記録に記録されている者の氏名又は住所と異なる場合にあっては、当該者であることを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した書面(公務員が職務上作成した書面がない場合にあっては、これに代わるべき書面)

三 代理人によつて代替措置等申出をするときは、当該代理人の権限を証する書面

7 前項第一号の規定は、申出人が同号の書面(印鑑に関する証明書を除く)を登記官に提示した場合には、適用しない。この場合において、登記官から求めがあつたときは、当該書面又はその写しを登記官に提出しなければならない。

8 第三十七条及び第三十七条の二の規定は、代替措置等申出をする場合について準用する。

9 第五十三条の規定は、申出人が代替措置等申出書及びその代替措置等申出添付書面を送付する場合について準用する。(立件)

第二百二条の五 登記官は、代替措置等申出書が提出されたときは、これを立件しなければならない。

2 前項の場合には、登記官は、申出立件事件簿に立件の年月日及び立件番号を記録しなければならない。

3 登記官は、第一項の規定により立件をする際、代替措置等申出書に立件の年月日及び立件番号を記載しなければならない。(調査)

第二百二条の六 登記官は、代替措置等申出があつたときは、遅滞なく、申出に関する全ての事項を調査しなければならない。

2 登記官は、前項の場合において、必要があると認めるときは、申出人又はその代理人に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示その他必要な情報の提供を求める方法により、申出人となるべき者が申出をしているかどうか又は法第百十九条第六項に規定する場合に該当する事実の有無を調査することができる。

3 登記官は、前項に規定する申出人又は代理人が遠隔の地に居住しているとき、その他相当と認めるときは、他の登記所の登記官に同項の調査を嘱託することができる。

第二百二条の七 登記官は、次に掲げる場合に

は、理由を付した決定で、代替措置等申出を却下しなければならない。ただし、当該代替措置等申出の不備が補正ができるものである場合において、登記官が定めた相当の期間内に、申出人がこれを補正したときは、この限りでない。

一 申出に係る事項が公示用住所管理ファイルに既に記録されているとき。

二 申出の権限を有しない者の申出によるとき。

三 替代措置等申出書の記載事項又はその提出の方法がこの省令により定められた方式に適合しないとき。

四 替代措置等申出添付書面に記載された事項が登記記録と合致しないとき。

五 替代措置等申出書の記載事項の内容が代替措置等申出添付書面の内容と合致しないとき。

六 替代措置等申出添付書面が添付されないとき。

七 替代措置申出がされた場合において、法第一百十九条第六項に規定する場合に該当する事実が認められないとき。

2 登記官は、前項ただし書の期間を定めたときは、当該期間内は、当該補正すべき事項に係る不備を理由に当該代替措置等申出を却下することができない。

3 第三十八条の規定は、代替措置等申出を却下する場合について準用する。この場合において、同条第一項中「申請人」とあるのは「申出人に」と、同条第三項中「書面申請がされた」とあるのは「代替措置等申出添付書面が提出された」と読み替えるものとする。(代替措置等申出の取下げ)

第二百二条の八 代替措置等申出の取下げは、代替措置等申出を取り下げる旨を記載した書面を

方法によつてしなければならない。

第二百二条の九 代替措置等申出をした申出人

は、代替措置等申出添付書面の原本の還付を請求することができる。ただし、第二百二条の四第六項第一号の書面(第二百二条の十一第四項(第二百二条の十六第四項において準用する場合を含む。)の印鑑に関する証明書及び当該代替措置等申出のためのみ作成された委任状その他の書面については、この限りでない。

2 前項本文の規定により原本の還付を請求する申出人は、原本と相違ない旨を記載した謄本を提出しなければならない。

3 登記官は、第一項本文の規定による請求があつた場合には、調査完了後、当該請求に係る書面の原本を還付しなければならない。この場合には、前項の謄本と当該請求に係る書面の原本を照合し、これらの内容が同一であることを確認した上、同項の謄本に原本還付の旨を記載し、これに登記官印を押印しなければならない。

4 前項後段の規定により登記官印を押印した第二項の謄本は、公示用住所管理ファイルへの記録完了後、申出立件関係書類つづり込み帳につづり込むものとする。

5 第三項前段の規定にかかるわらず、登記官は、偽造された書面その他の不正な代替措置等申出のために用いられた疑いがある書面については、これを還付することができない。

6 第三項の規定による原本の還付は、申出人の申出により、原本を送付する方法によつてできる。この場合においては、申出人は、送付先の住所をも申し出なければならない。

7 前項の場合における書面の送付は、同項の住所に宛てて、書留郵便又は信書便の役務であつて信書便事業者において引受け及び配達の記録を行ふものによつてするものとする。

8 前項の送付における費用は、郵便切手又は信書便の役務に関する料金の支払のために使用す

るものとし、当該費用は、申出人によるものとされる。

9 前項の指定は、告示してしなければならない。

第二百二条の十 法第百十九条第六項の法務省令で定める事項は、当該登記記録に記録されている者と連絡をとることのできる者(以下この節において「公示用住所提供者」という。)の住所又は営業所、事務所その他これらに準ずるものとの所在地(以下この節において「公示用住所」という。)とする。

第二百二条の十一 代替措置申出においては、次に掲げる事項をも代替措置等申出書に記載しなければならない。

一 法第百十九条第六項に規定する代替措置を講ずべき住所(以下この節において「措置対象住所」という。)

二 第二百二条の十三に規定する代替措置を講ずべき住所(以下この節において「措置対象住所」という。)

三 措置対象住所に係る登記記録を特定するための必要な事項

四 公示用住所及び公示用住所提供者の氏名又は名称

2 代替措置申出においては、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 法第百十九条第六項に規定する場合に該当する事実を明らかにする書面

二 前項第四号に掲げる事項を証する書面

三 公示用住所提供者の承諾を証する当該公示用住所提供者が作成した書面(公示用住所提供者が法務局又は地方法務局であるときを除く。)

四 法務局又は地方法務局を公示用住所提供者とするとときは、申出人に宛てて当該法務局又は地方法務局に送付された文書その他の物の保管、廃棄その他の取扱いに関し必要な事項として法務大臣が定めるものを記載した書面

5 前項第三号の書面には、当該公示用住所提供者が記名押印しなければならない。ただし、当該公示用住所提供者が署名した同号の書面について公証人又はこれに準ずる者の認証を受けたときは、この限りでない。

4 第二項第三号の書面には、前項の規定により記名押印した者の印鑑に関する証明書（住所地の市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、市長又は区長若しくは総合区長とする。）若しくは登記官が作成するもの又はこれに準ずるものに限る。）を添付しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。
一 法人の代表者又は代理人が記名押印した者である場合において、その会社法人等番号を代替措置等申出書に記載したとき（登記官が記名押印した者の印鑑に関する証明書を作成することが可能である場合に限る。）
二 公示用住所提供者が記名押印した当該書面について公証人又はこれに準ずる者の認証を受けたとき。
（公示用住所管理ファイルへの記録）
第二百二条の十二 登記官は、代替措置申出があつたときは、申出人についての次に掲げる事項を公示用住所管理ファイルに記録しなければならない。
一 氏名及び住所
二 措置対象住所
三 措置対象住所に係る登記記録を特定するため必要な事項
四 公示用住所

2 前項の交付の請求をするときは、次に掲げる事項をも請求情報の内容としなければならない。
一 請求人の住所
二 請求人が代替措置申出をした申出人の相続人であるときは、その旨及び当該申出人の氏名
三 代理人によつて請求をするときは、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が代理人の氏名又は名称及び住所に係る登記記録を特定するため必要な事項
四 措置対象住所について代替措置を講じないことを求める旨
五 措置対象住所に係る登記記録を特定するため必要な事項

4 3 第一百九十四条第二項及び第三項の規定は、第一項の交付の請求においては、次に掲げる書面を請求書に添付しなければならない。
一 請求人が請求書又は委任状に記名押印した場合における請求人の印鑑に関する証明書
二 代替措置申出をした申出人が請求する場合における請求人の氏名又は住所が法第一百十九条第六項の登記記録に記録されている者の氏名又は住所と異なるときは、当該者であることを証する書面
三 代替措置申出をした申出人の相続人が請求するときは、当該代替措置申出に係る登記記録に記録されている者の相続人であることを証する書面
四 代理人によつて請求をするときは、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が代理人の氏名又は名称及び住所に係る登記記録を特定するため必要な事項

5 第二百二条の九の規定は、第一項の交付の請求をした請求人について準用する。この場合に於いて、同条第一項中「代替措置等申出添付書面」とあるのは「第二百二条の十四第四項第二号から第四号までに掲げる書面」と、同条第三項中「調査完了後」とあるのは「登記事項証明書の交付後」と、同条第四項中「公示用住所管理ファイルへの記録完了後、申出立件関係書類つづり込み帳」とあるのは「登記事項証明書の交付後、請求書類つづり込み帳」と読み替えるものとする。
6 法人である代理人によつて第一項の交付の請求をする場合において、当該代理人の会社法人等番号をも請求情報の内容としたときは、当該代理人の代表者の資格を証する書面を添付することを要しない。
7 第二百二条の九の規定は、第一項の交付の請求をした請求人について準用する。この場合に於いて、同条第一項中「代替措置等申出添付書面」とあるのは「第二百二条の十四第四項第二号から第四号までに掲げる書面」と、同条第三項中「調査完了後」とあるのは「登記事項証明書の交付後」と、同条第四項中「公示用住所管理ファイルへの記録完了後、申出立件関係書類つづり込み帳」とあるのは「登記事項証明書の交付後、請求書類つづり込み帳」と読み替えるものとする。
8 登記官は、第一項の交付の請求があつた場合には、登記事項証明書を作成するに当たり、当該措置対象住所に代替措置を講じないものとする。
（代替措置申出の撤回）

第二百二条の十五 代替措置申出をした申出人は、登記官に対し、いつでも、代替措置申出を撤回することができる。
（代替措置申出の撤回）
第二百二条の十六 代替措置申出をした申出人は、登記官に対し、代替措置申出に係る公示用住所の変更を申し出ることができる。
（第三款 公示用住所の変更）
第二百二条の十七 第二百二条の十二第二項の規定は、前項の規定による削除をした場合について準用する。

6 登記官は、第一項の規定による撤回があつた場合には、当該代替措置申出についての第二百二条の十二第一項各号に掲げる事項の記録を公示用住所管理ファイルから削除しなければならない。
（第三款 公示用住所の変更）
第二百二条の十八 代替措置申出をした申出人は、登記官に対し、代替措置等申出書に記載しなければならない。
（第二百二条の四第二項から第五項までの規定は、代替措置申出の撤回について準用する。）
第二百二条の十九 第二項の規定による申出においては、次に掲げる事項をも代替措置等申出書に記載しなければならない。

3 第二項の規定による申出においては、次に掲げる書面をも代替措置等申出書に添付しなければならない。
（第一項第二号に掲げる事項を証する書面）
（第二項に掲げる事項を証する書面）
（第三項に掲げる事項を証する書面）
（第四項に掲げる事項を証する書面）

2 変更後の公示用住所及び公示用住所提供者の氏名又は名称
（第一項第二号に掲げる事項を証する書面）
（第二項に掲げる事項を証する書面）
（第三項に掲げる事項を証する書面）
（第四項に掲げる事項を証する書面）

公務員が職務上作成した情報（公務員が職務上作成した情報がない場合には、これに代わるべき情報）

七 申請人が法第百三十一条第二項の規定に基づいて筆界特定の申請をする地方公共団体であるときは、その区域内の対象土地の所有権登記名義人等のうちいずれかの者の同意を得たことを証する当該所有権登記名義人等が作成した情報

2 前項第一号及び第二号の規定は、国の機関の所管に属する土地について命令又は規則により指定された官庁又は公署の職員が筆界特定の申請をする場合には、適用しない。

3 一 次号に規定する場合以外の場合にあっては、当該法人の代表者の資格を証する登記事項証明書

二 支配人等によって筆界特定の申請をする場合にあっては、当該支配人等の権限を証する登記事項証明書

3 4 前項各号の登記事項証明書は、その作成後三月以内のものでなければならない。

5 第一項第一号の規定は、申請人が同号に規定する法人であつて、次に掲げる登記事項証明書を提供して筆界特定の申請をする場合には、適用しない。

6 四項に規定する場合以外の場合にあっては、当該住所についての変更又は錯誤若しくは遺漏があつたことを確認することができる。所有権登記名義人が職務上作成した情報の提供を代えることとされるべきことは、当該住所民票コード（当該所有権の登記名義人又は表題部所有者の住所についての変更又は錯誤若しくは遺漏があつたことを確認することができる）を提供する場合には、申請人又はその代理人によつて、当該代理人の代表者の資格を証する場合において、当該代理人の会社法人等番号の提供をもつて、当該代理人によつて筆界特定の申請をする場合において、当該代理人の会社法人等番号を提供したときは、当該会社法人等番号の提供をもつて、当該代理人の代表者の資格を証する場合において、当該代理人の会社法人等番号の提供をもつて、当該代理人によつて筆界特定の申請をする場合において、所有権登記名義人又は表題部所有者の第三十六条第四項に規定する住民票コード（当該所有権の登記名義人又は表題部所有者の住所についての変更又は錯誤若しくは遺漏があつたことを確認することができる）を提供したときは、当該住所民票コードの提供をもつて、当該住所についての変更又は錯誤若しくは遺漏があつたことを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報の提供を代えることができる。（筆界特定電子申請の方法）

第二百十条 筆界特定電子申請における筆界特定申請情報及び筆界特定添付情報は、法務大臣の定めるところにより送信しなければならない。

ただし、筆界特定添付情報の送信に代えて、法務局又は地方法務局に筆界特定添付書面を提出することを妨げない。

2 前項ただし書の場合には、筆界特定添付書面を法務局又は地方法務局に提出する旨を筆界特定申請情報の内容とする。

3 令第十二条第一項の規定は筆界特定電子申請において、同条第二項の規定は筆界特定申請情報を送信する場合について、同条第二項の規定は筆界特定電子申請において送信する場合における筆界特定添付情報に適用する。

4 第四十二条の規定は前項において準用する令第十四条の規定は筆界特定電子申請において、第四十四条第二項及び第三項の規定は筆界特定電子申請をする場合について、そこで第四十三条第二項の規定は前項において準用する令第十四条の法務省令で定める電子証明書について、第四十四条第二項及び第三項の規定は筆界特定電子申請をする場合について、そこで第四十三条第一項及び第一項の電子署名について、令第十四条の規定は筆界特定電子申請において電子署名が行われている情報を送信する場合について、それぞれ準用する。

5 第十二条第一項及び第一項の電子署名について、令第十四条の規定は筆界特定電子申請において電子署名が行われている情報を送信する場合について、それぞれ準用する。

6 第二项第一号及び第二号の規定は、筆界特定申請書に筆界特定書面を添付して提出しなければならない。

7 第二百九条第一項第一号ロ及び第二号に掲げる登記事項証明書について、市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成したもののは、作成後三月以内のものでなければならない。ただし、官庁又は公署が筆界特定の申請をする場合は、この限りでない。

8 申請人は、筆界特定申請書につき文字の訂正、加入又は削除をしたときは、その旨及びその字数を欄外に記載し、又は訂正、加入若しくは削除をして文字に括弧その他の記号を付して、その範囲を証明書」と読み替えるものとする。

9 第二百九条第一項第一号ロ及び第二号に掲げる登記事項証明書について、市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成したもののは、作成後三月以内のものでなければならない。ただし、官庁又は公署が筆界特定の申請をする場合は、この限りでない。

10 第二项第一号及び第二号の規定は、筆界特定申請書につき文字の訂正、加入又は削除をしたときは、その旨及びその字数を欄外に記載し、又は訂正、加入若しくは削除をして文字に括弧その他の記号を付して、その範囲を証明書」と読み替えるものとする。

11 第二项第一号及び第二号の規定は、筆界特定申請書につき文字の訂正、加入又は削除をしたときは、その旨及びその字数を欄外に記載し、又は訂正、加入若しくは削除をして文字に括弧その他の記号を付して、その範囲を証明書」と読み替えるものとする。

12 第二项第一号及び第二号の規定は、筆界特定申請書につき文字の訂正、加入又は削除をしたときは、その旨及びその字数を欄外に記載し、又は訂正、加入若しくは削除をして文字に括弧その他の記号を付して、その範囲を証明書」と読み替えるものとする。

13 第二项第一号及び第二号の規定は、筆界特定申請書につき文字の訂正、加入又は削除をしたときは、その旨及びその字数を欄外に記載し、又は訂正、加入若しくは削除をして文字に括弧その他の記号を付して、その範囲を証明書」と読み替えるものとする。

14 第二项第一号及び第二号の規定は、筆界特定申請書につき文字の訂正、加入又は削除をしたときは、その旨及びその字数を欄外に記載し、又は訂正、加入若しくは削除をして文字に括弧その他の記号を付して、その範囲を証明書」と読み替えるものとする。

15 第二项第一号及び第二号の規定は、筆界特定申請書につき文字の訂正、加入又は削除をしたときは、その旨及びその字数を欄外に記載し、又は訂正、加入若しくは削除をして文字に括弧その他の記号を付して、その範囲を証明書」と読み替えるものとする。

記録した磁気ディスクを提出する方法による筆界特定の申請について、第五十二条の規定は筆界特定添付情報を記録した磁気ディスクについて、それぞれ準用する。この場合において、令第十五条後段において準用する令第十二条第一項中「令第十五条第五項」と、第五十二条第一項中「令第十五条の添付情報を記録した磁気ディスク」とあるのは、「筆界特定添付情報を記録した磁気ディスク」と、同条第二項」とあるのは、「第二百十一条第五項」とある。

前項前段の規定にかかるわらず、筆界特定登記官は、偽造された書面その他の不正な筆界特定の申請のために用いられた疑いがある書面については、これを還付することができない。

4 第二款 筆界特定の申請の受付等

（筆界特定書面申請の方法等）

2 前項ただし書の場合は、筆界特定登記官は、法第百三十一條第五項において読み替えて準用する法第十八条の規定により筆界特定申請情報を提供されたときは、当該筆界特定申請情報を記録した磁気ディスクに記録すべき電子証明書」とあるのは、「筆界特定添付情報を記録した磁気ディスク」とある。

3 第二百四十四条 筆界特定登記官は、法第百三十一條第五項において読み替えて準用する法第十八条の規定により筆界特定申請情報を手続番号を付さなければならぬ。

4 第二百四十五条 筆界特定登記官は、筆界特定の申請の受付をしなければならない。

5 第二百四十六条 筆界特定登記官は、筆界特定の申請の受付をしなければならない。

6 第二百四十七条 筆界特定登記官は、筆界特定の申請の受付をしなければならない。

7 第二百四十八条 筆界特定登記官は、筆界特定の申請の受付をしなければならない。

8 第二百四十九条 筆界特定登記官は、筆界特定の申請の受付をしなければならない。

9 第二百五十条 筆界特定登記官は、筆界特定の申請の受付をしなければならない。

10 第二百五一条 筆界特定登記官は、筆界特定の申請の受付をしなければならない。

11 第二百五十二条 筆界特定登記官は、筆界特定の申請の受付をしなければならない。

12 第二百五十三条 筆界特定登記官は、筆界特定の申請の受付をしなければならない。

13 第二百五十四条 筆界特定登記官は、筆界特定の申請の受付をしなければならない。

14 第二百五十五条 筆界特定登記官は、筆界特定の申請の受付をしなければならない。

15 第二百五十六条 筆界特定登記官は、筆界特定の申請の受付をしなければならない。

16 第二百五十七条 筆界特定登記官は、筆界特定の申請の受付をしなければならない。

ての調査完了後、当該請求に係る書面の原本を還付しなければならない。この場合には、前項の謄本と当該請求に係る書面の原本を照合し、これらの内容が同一であることを確認した上、同項の謄本に原本還付の旨を記載し、これに登記官印を押印しなければならない。

前項前段の規定にかかるわらず、筆界特定登記官は、偽造された書面その他の不正な筆界特定の申請のために用いられた疑いがある書面については、これを還付することができない。

（筆界特定の申請の受付）

2 前項ただし書の場合は、筆界特定登記官は、法第百三十一條第五項において読み替えて準用する法第十八条の規定により筆界特定申請情報を手続番号を付さなければならぬ。

3 第二款 筆界特定の申請の受付等

（筆界特定申請書等の送付方法）

2 前項ただし書の場合は、筆界特定登記官は、法第百三十一條第五項において読み替えて準用する法第十八条の規定により筆界特定申請情報を手続番号を付さなければならぬ。

3 第二款 筆界特定の申請の受付等

（管轄区域がまたがる場合の移送等）

2 前項ただし書の場合は、筆界特定登記官は、法第百三十一條第五項において読み替えて準用する法第十八条の規定により筆界特定申請情報を手續番号を付さなければならぬ。

3 第二款 筆界特定の申請の受付等

（管轄区域がまたがる場合の移送等）

2 前項ただし書の場合は、筆界特定登記官は、法第百三十一條第五項において読み替えて準用する法第十八条の規定により筆界特定申請情報を手續番号を付さなければならぬ。

3 第二款 筆界特定の申請の受付等

（管轄区域がまたがる場合の移送等）

2 前項ただし書の場合は、筆界特定登記官は、法第百三十一條第五項において読み替えて準用する法第十八条の規定により筆界特定申請情報を手續番号を付さなければならぬ。

3 第二款 筆界特定の申請の受付等

（管轄区域がまたがる場合の移送等）

二週間行うものとする。

2 法第百三十三条第一項の規定による通知は、郵便、信書便その他適宜の方法によりするものとする。

（公告及び通知の方法）

2 前項ただし書の場合は、筆界特定登記官は、法第百三十三条规定により公告する。

3 第二款 筆界特定の申請の受付等

（公告及び通知の方法）

(意見又は資料の提出)	前項の通知は、関係人が法第百三十九条の定めるところにより筆界特定に関し意見又は図面その他の資料を提出することができる旨を明らかにしてしなければならない。
(意見又は資料の提出)	第三款 意見又は資料の提出 意見又は資料を提出する者は関係人は、当該手続番号
(意見又は資料の提出)	第二百八十八条 法第百三十九条第一項の規定による意見又は資料の提出は、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。
(意見又は資料の提出)	一 手続番号 二 意見又は資料を提出する者の氏名又は名称 三 意見又は資料を提出する者が法人であるときは、その代表者の氏名 四 提出の年月日 五 法務局又は地方法務局の表示
(意見又は資料の提出)	二 法第百三十九条第一項の規定による資料の提出は、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。 一 資料の表示 二 作成者及びその作成年月日 三 写真又はビデオテープ（これらに準ずる方 法により一定の事項を記録することができる物を含む。）にあつては、撮影、録画等の対象並びに日時及び場所 四 当該資料の提出の趣旨
(情報通信の技術を利用する方法)	（法第百三十九条第二項の法務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。 一 法務大臣の定めるところにより電子情報処理組織を使用して情報を送信する方法 二 法務大臣の定めるところにより情報を取り扱うための電磁的記録を提出する方法 三 前二号に掲げるもののほか、筆界特定登記書面であるときは、当該書面の写し三部を提出する方法）
(意見又は資料の提出)	第二百一十九条 法第百三十九条第二項の法務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。 一 法務大臣の定めるところにより電子情報処理組織を使用して情報を送信する方法 二 法務大臣の定めるところにより情報を取り扱うための電磁的記録を提出する方法 三 前二号に掲げるもののほか、筆界特定登記書面であるときは、当該書面の写し三部を提出する方法）
(意見又は資料の提出)	第二百二十一条 法第百三十九条第一項の規定による意見又は資料の提出は、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。 一 筆界特定登記官は、申請人又は関係人が提出したものと同一のものであることを証する書面を提示する場合において、申請人又は関係人が資料を提出することを求めることがある。 二 筆界特定登記官は、申請人又は関係人が提出した書面であるときは、当該書面の写し三部を提出することができる。
(意見又は資料の提出)	第二百二十二条 法第百四十一条第一項の規定による意見又は資料の提出は、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。 一 筆界特定登記官は、前項の規定による請求が当該請求に係る資料を筆界特定をするために留め置く必要がなくなったと認めるときは、速やかに、これを還付するものとする。
(意見又は資料の提出)	第二百二十三条 法第百四十四条第一項の規定による通知は、申請人及び関係人が同項の定めるところにより対象土地の筆界について意見を述べ、又は資料を提出することができる旨を明らかにしてしなければならない。 （意見聴取等の期日の通知）
(意見又は資料の提出)	第二百二十七条 法第百四十四条第一項の規定により一定の事項を記録することができる物を含む。）にあつては、撮影、録画等の対象並びに日時及び場所 四 当該資料の提出の趣旨
(情報通信の技術を利用する方法)	（法第百三十九条第二項の法務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。 一 法務大臣の定めるところにより電子情報処理組織を使用して情報を送信する方法 二 法務大臣の定めるところにより情報を取り扱うための電磁的記録を提出する方法 三 前二号に掲げるもののほか、筆界特定登記書面であるときは、当該書面の写し三部を提出する方法）
(意見又は資料の提出)	第二百二十四条 筆界特定登記官は、意見聴取等の期日において、発言を許し、又はその指示に従わない者の発言を禁ずることができる。
(意見又は資料の提出)	第二百二十九条 筆界特定登記官は、意見聴取等の期日における筆界特定登記官の権限
(意見又は資料の提出)	第二百二十五条 第二百二十九条、第二百三十一条及び第二百二十二条の規定は、意見聴取等の期日において申請人又は関係人が資料を提出する場合について準用する。
(意見又は資料の提出)	（意見聴取等の期日の調査）
(意見又は資料の提出)	第二百二十六条 法第百四十一条第四項の調査書には、次に掲げる事項について準用する。
(意見又は資料の提出)	一 手續番号 二 筆界特定登記官及び筆界調査委員の氏名
(意見又は資料の提出)	（意見聴取等の期日の調査）
(意見又は資料の提出)	第二百二十七条 法第百四十二条の規定による意見の提出は、書面又は電磁的記録をもつてするものとする。
(意見又は資料の提出)	（筆界特定書の記録事項等）
(意見又は資料の提出)	第二百三十二条 筆界特定書には、次に掲げる事項を記録するものとする。
(意見又は資料の提出)	一 手續番号 二 対象土地に係る不動産所在事項及び不動産番号（表題登記がない土地にあっては、法第
(意見又は資料の提出)	三十四条第一項第一号に掲げる事項及び当該土地を特定するに足りる事項）
(意見又は資料の提出)	三 結論 四 理由の要旨 五 申請人の代理人があるときは、その氏名又は名称 六 申請人の代理人によるときには、その氏名又は名称 七 筆界調査委員の氏名 八 筆界特定登記官の所属する法務局又は地方法務局の表示

2 筆界特定登記官は、書面をもつて筆界特定書を作成するときは、筆界特定書に職氏名を記載し、職印を押印しなければならない。
3 筆界特定登記官は、電磁的記録をもつて筆界特定書を作成するときは、筆界特定登記官を明らかにするための措置であつて法務大臣が定めるものを講じなければならない。
4 法第一百四十三条第二項の図面には、次に掲げる事項を記録するものとする。
一 地番区域の名称
二 方位
三 縮尺
四 対象土地及び関係土地の地番
五 筆界特定の対象となる筆界又はその位置の範囲
六 筆界特定の対象となる筆界に係る筆界点（筆界の位置の範囲を特定するときは、その範囲を構成する各点。次項において同じ。）
七 境界標があるときは、当該境界標の表示範囲
八 測量の年月日
5 法第一百四十三条第二項の図面上の点の現地における位置を示す方法として法務省令で定めるものは、国土調査法施行令第二条第一項第一号に規定する平面直角座標系の番号又は記号及び基本三角点等に基づく測量の成果による筆界点の座標値とする。ただし、近傍に基本三角点等が存しない場合その他的基本三角点等に基づく測量ができない特別の事情がある場合にあっては、近傍の恒久的な地物に基づく測量の成果による筆界点の座標値とする。
6 第十条第四項並びに第七十七条第三項及び第四項の規定は、法第一百四十三条第二項の図面について準用する。この場合において、第七十七条第三項中「第一項第九号」とあるのは、「第二百三十二条第四項第七号」と読み替えるものとする。
（筆界特定の公告及び通知）
第二百三十二条 筆界特定登記官は、法第一百四十三条第一項の筆界特定書の写しを作成するときは、筆界特定書の写しである旨の認証文を付した上で、作成の年月日及び職氏名を記載し、職印を押印しなければならない。
2 法第一百四十四条第一項の法務省令で定める方法は、電磁的記録をもつて作成された筆界特定書の内容を証明した書面を交付する方法とする。

3 筆界特定登記官は、前項の書面を作成するとときは、電磁的記録をもつて作成された筆界特定書を書面に出力し、これに筆界特定書に記録されている内容を証明した書面である旨の認証文を付した上で、作成の年月日及び職氏名を記載し、職印を押印しなければならない。
4 法第一百四十四条第一項の規定による公報に於いて、第二百七十二条第一項の規定による筆界特定書の写し（第二項の書面を含む。）の交付は、送付の方法によりすることができる。
5 第二百七十二条第一項の規定は法第一百四十四条第一項の規定による公報について、第二百七十二条第一項の規定は法第一百四十四条第一項の規定による関係人に対する通知について、それぞれ準用する。
（第四節 筆界特定手続記録の保管）
第二百三十三条 筆界特定登記官は、筆界特定の手続が終了したときは、遅滞なく、対象土地の所在地を管轄する登記所に筆界特定手続記録を送付しなければならない。
2 対象土地が二以上の法務局又は地方法務局の管轄区域にまたがる場合には、前項の規定によると送付は、法第一百二十四条第二項において読み替えて準用する法第六条第二項の規定により法務大臣又は法務局の長が指定した法務局又は地方法務局の管轄区域内にある登記所であつて対象土地の所在地を管轄するものに対するものとのする。この場合には、筆界特定登記官は、当該二以上の法務局又は地方法務局のうち法務大臣又は法務局の長が指定した法務局又は地方法務局以外の法務局又は地方法務局の管轄区域内にある登記所であつて対象土地の所在地を管轄するものに筆界特定書等の写し（筆界特定書等が電磁的記録をもつて作成されているときには、その内容を書面に出力したもの）を送付しなければならない。

3 対象土地が二以上の登記所の管轄区域にまたがる場合（前項に規定する場合を除く。）には、第一項の規定による送付は、法務局又は地方法務局の長が指定する登記所に対してもするものとす。
4 筆界特定手続記録の全部又は一部が書面をもつて作成されているときは、当該電磁的記録を記録された情報の保存は、当該情報の内容を記録した電磁的記録を保存する方法によつてすることができる。
2 筆界特定手続記録の全部又は一部が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録を記録された情報の保存は、当該情報の内容を記録した電磁的記録を保存する方法によつてすることができる。
（第五節 筆界特定書等の写しの交付の請求等）
第二百三十八条 法第一百四十九条第一項の規定により筆界特定書等の写し（筆界特定書等が電磁的記録をもつて作成されている場合における当該記録された情報の内容を証明した書面を含む。以下同じ。）の交付の請求をするときは、次に掲げる事項を内容とする情報（以下この節において「請求情報」という。）を提供しなければならない。筆界特定手続記録の閲覧の請求をするときも、同様とする。

3 請求人の住所
4 法第一百四十九条第二項の規定により筆界特定書等以外の筆界特定手続記録の閲覧の請求をするときは、前項第一号及び第二号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を請求情報の内容とする。
2 法第一百四十九条第二項の規定により筆界特定書等の一部の写しの交付の請求をするときは、請求する部分の通数
3 交付の請求をするときは、その旨及び送付先の請求をするときは、その旨及び送付先の住所
4 筆界特定書等の一部の写しの交付の請求をするときは、請求する部分の通数
5 送付の方法により筆界特定書等の写しの交付の請求をするときは、その旨及び送付先の住所
2 法第一百四十九条第二項の規定により筆界特定書等以外の筆界特定手続記録の閲覧の請求をするときは、前項第一号及び第二号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を請求情報の内容とする。
3 代理人による請求するときは、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名
4 法第一百四十九条第二項ただし書の利害関係人を有する理由及び閲覧する部分
3 前項の閲覧の請求をするときは、同項第四号の利害関係がある理由を証する書面を提示しなければならない。
4 第二項の閲覧の請求をする場合において、請求人が法人であるときは、当該法人の代表者の

資格を証する書面を提示しなければならない。ただし、当該法人の会社法人等番号をも請求情報の内容としたときは、この限りでない。

5 第二項の閲覧の請求を代理人によってするとときは、当該代理人の権限を証する書面を提示しなければならない。ただし、支配人等が法人を代理して同項の閲覧の請求をする場合において、当該法人の会社法人等番号をも請求情報の内容としたときは、この限りでない。

6 法人である代理人によつて第二項の閲覧の請求をする場合において、当該代理人の会社法人等番号をも請求情報の内容としたときは、当該代理人の代表者の資格を証する書面を提示することを要しない。

(筆界特定書等の写しの交付の請求方法等)

第二百三十九条 前条第一項の交付の請求又は同一項若しくは同条第二項の閲覧の請求は、請求情報記載した書面を登記所に提出する方法によりしなければならない。

2 送付の方法による筆界特定書等の写しの交付の請求は、前項の方法のほか、法務大臣の定めるところにより、請求情報を電子情報処理組織を使用して登記所に提供する方法によりすることができる。この場合には、送付先の住所をも請求情報の内容とする。

3 法第百四十九条第三項において準用する法律は、前項に規定する方法とする。

(筆界特定書等の写しの作成及び交付)

第二百四十条 登記官は、筆界特定書等の写しを作成するとき(次項に規定する場合を除く。)は、筆界特定書等の全部又は一部の写しである旨の認証文を付した上で、作成の年月日及び職氏名を記載し、職印を押印しなければならない。

2 登記官は、筆界特定書等が電磁的記録をもつて作成されている場合において、筆界特定書等の写しを作成するときは、電磁的記録に記録された筆界特定書等を書面に出力し、これに筆界特定書等に記録されている内容を証明した書面である旨の認証文を付した上で、作成の年月日及び職氏名を記載し、職印を押印しなければならない。

3 筆界特定書等の写しの交付は、請求人の申出により、送付の方法によりすることができる。(準用)

第二百四十二条 第二百二条の規定は筆界特定手続記録の閲覧について、第二百三条第一項の規

定は法第百四十九条第一項及び第二項の手数料を収入印紙をもつて納付するときについて、第二百四条の規定は請求情報を記載した書面を登記所に提出する方法により第二百三十八条第二項に規定する方法により筆界特定書等の写しの交付の規定による申出をするときについて、第二百五条第二項の規定は第二百三十九条第二項に規定する方法により筆界特定書等の写しの交付の規定をする場合において手数料を納付するときについて、それぞれ準用する。この場合において、第二百五十二条第二項中「法第百二十一条第二項及び第二百二十二条第二項」とあるのは「法第百四十九条第二項」と、同条第三項中「法第百二十二条第三項又は第四項の規定による登記簿の附屬書類」とあるのは「法第百四十九条第二項に規定する筆界特定手続記録」と、第二百三十三条第一項中「法第百十九条第一項及び第二項、第二百二十条第一項及び第二項並びに第二百二十二条第一項から第四項まで」とあるのは「法第百四十九条第一項及び第二項」と、第二百四十四条第一項中「法第百十九条第二項」とあるのは「法第百三十八条第一項」と、「法第百九十七条第六項(第二百三条第三項及び第二百二十二条第三項において準用する場合を含む。)」とあるのは「法第百四十四条第三項」と読み替えるものとする。

第二百四十二条 法第百四十六条第一項の法務省令で定める費用は、筆界特定登記官が相当と認める者に命じて行わせた測量、鑑定その他の専門的な知見を要する行為について、その者に支給すべき報酬及び費用の額として筆界特定登記官が相当と認めたものとする。

(手続費用)

第六節 雜則

四十条第三項」と読み替えるものとする。

第二百四十二条 法第百四十六条第一項の法務省令で定める費用は、筆界特定登記官が相当と認める者に命じて行わせた測量、鑑定その他の専門的な知見を要する行為について、その者に支給すべき報酬及び費用の額として筆界特定登記官が相当と認めたものとする。

一 次号に規定する場合以外の場合にあつては、当該法人の代表者の資格を証する登記事項証明書

取り下げる旨の情報を筆界特定登記官に提供する方法

二 筆界特定書面申請 申請を取り下げる旨の情報を記載した書面を筆界特定登記官に提出する方法

三 筆界特定の申請がされた後、申請人又は関係人が代理人を選任したときは、当該申請人又は関係人は、当該代理人の権限を証する情報を法務局又は地方法務局に提供しなければならない。ただし、当該申請人又は関係人が会社法人等番号を有する法人であつて、当該代理人が支

配人等である場合は、この限りでない。

4 前項本文に規定する代理人が法人である場合において、当該代理人の会社法人等番号を提供したときは、当該会社法人等番号の提供をもつて、当該代理人の代表者の資格を証する情報の提供に代えることができる。

(申請の却下)

第二百四十四条 筆界特定登記官は、法第百三十一条第三項の規定により筆界特定の申請を却下するときは、決定書を作成し、これを申請人に交付しなければならない。

2 前項の規定による交付は、当該決定書を送付する方法によりすることができる。

第二百四十四条 筆界特定登記官は、法第百三十二条第一項の規定により筆界特定の申請を却下したときは、決定書を作成し、これを申請人に交付しなければならない。

2 前項の規定による交付は、当該決定書を送付する方法によりすることができる。

第二百四十四条 筆界特定登記官は、申請を却下したときは、その旨を公告しなければならない。第二百十七条第一項の規定は、この場合における公告について準用する。

第二百四十五条 筆界特定登記官は、法第百三十三条第一項の規定による通知をした後に筆界特定の申請を却下したときは、その旨を公告しなければならない。第二百十七条第一項の規定は、この場合における公告について準用する。

2 筆界特定登記官は、申請に対する明白な誤りがあるときは、筆界特定登記官は、いつでも、当該筆界特定登記官の長の許可を得て、更正することができる。

第二百四十六条 筆界特定書に誤記その他これに類する明白な誤りがあるときは、筆界特定登記官は、いつでも、当該筆界特定登記官の監督する法務局又は地方法務局の長の許可を得て、更正することができる。

2 筆界特定登記官は、申請に対する明白な誤りがあるときは、筆界特定登記官は、いつでも、当該筆界特定登記官の長の許可を得て、更正した旨を公告し、かつ、関係人に通知しなければならない。法第百三十三条第二項及びこの省令第二百十七条第二項の規定は、この場合における通知について、同条第一項の規定はこの場合における公告について、それぞれ準用する。

第二百四十七条 表題部所有者、登記名義人又はその他の相続人について相続が開始した場合において、当該相続に起因する登記その他の手続のために必要があるときは、その相続人(第三項第二号に掲げる書面の記載により確認することができる者に限る。以下本条において同じ。)又は当該相続人の地位を相続により承継した者は、被相続人の本籍地若しくは最後の住所地、

申出人の住所地又は被相続人を表題部所有者若しくは所有権の登記名義人とする不動産の所在地を管轄する登記所の登記官に対し、法定相続情報（次の各号に掲げる情報）を記載（以下同じ。）を記載した書面（以下「法定相続情報一覧図」という。）の保管及び法定相続情報一覧図の写しの交付の申出をすることができる。

一 被相続人の氏名、生年月日、最後の住所及び死亡の年月日

二 相続開始の時における同順位の相続人の氏名、生年月日及び被相続人との続柄

前項の申出は、次に掲げる事項を内容とする申出書を登記所に提供してしなければならない。

一 申出人の氏名、住所、連絡先及び被相続人との続柄

二 代理人（申出人の法定代理人又はその委任による代理人にあってはその親族若しくは戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第十条の二第三項に掲げる者に限る。以下本条において同じ。）によって申出をするときは、当該代理人の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名

三 利用目的

四 交付を求める通数

五 被相続人を表題部所有者又は所有権の登記名義人とする不動産があるときは、不動産所在事項又は不動産番号

六 申出の年月日

七 送付の方法により法定相続情報一覧図の写しの交付及び第六項の規定による書面の返却を求めるときは、その旨

前項の申出書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 法定相続情報一覧図（第一項各号に掲げる情報及び作成の年月日を記載し、申出人が記名するとともに、その作成をした申出人又はその代理人が記名したものに限る。）

二 被相続人（代役相続がある場合には、被代襲者を含む。）の出生時からの戸籍及び除かれ戸籍の謄本又は全部事項証明書

三 第一項第二号の相続人の戸籍の謄本、抄本又は記載事項証明書

五 申出人が相続人の地位を相続により承継した者であるときは、これを証する書面

六 申出書に記載されている申出人の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市町村長その他の公務員が職務上作成した証明書（当該申出人が原本と相違がない旨を記載した謄本を含む。）

七 代理人によって第一項の申出をするときは、当該代理人の権限を証する書面

四 前項第一号の法定相続情報一覧図に相続人の住所を記載したときは、第二項の申出書には、その住所を証する書面を添付しなければならない。

五 登記官は、第三項第一号から第四号までに掲げる書面によって法定相続情報の内容を確認し、かつ、その内容と法定相続情報一覧図に記載された法定相続情報の内容とが合致していることを確認したときは、法定相続情報一覧図の写しを交付するものとする。この場合には、申出に係る登記所に保管された法定相続情報一覧図の写しである旨の認証文を付した上で、作成の年月日及び職氏名を記載し、職印を押印するものとする。

六 登記官は、法定相続情報一覧図の写しを交付するときは、第三項第二号から第五号まで及び第四項に規定する書面を返却するものとする。

七 第四項の規定（第三項第一号から第五号まで及び第四項を除く。）は、第一項の申出をした者がその申出に係る登記所の登記官に対し法定相続情報一覧図の写しの再交付の申出をする場合について準用する。

（法定相続情報一覧図の写しの送付の方法等）

第二百四十八条 法定相続情報一覧図の写しの交付及び前条第六項の規定による書面の返却申出人の申出により、送付の方法によりすることができる。

2 前項の送付に要する費用は、郵便切手又は信書便の役務に関する料金の支払のために使用することができる証票であつて法務大臣が指定するものを提出する方法により納付しなければならない。

3 前項の指定は、告示してしなければならない。

4 前項の送付に要する費用は、郵便切手又は信書便の役務に関する料金の支払のために使用することができる証票であつて法務大臣が指定するものを提出する方法により納付しなければならない。

5 第二項の規定により登記を移記した旨を記録しなければならない。

6 登記官は、第二項の規定により登記を移記したときは、登記用紙の表題部又は権利部の相当区に移記した登記の末尾に同項の規定により移記した旨を記録しなければならない。

7 登記官は、第二項の規定により登記を移記したときは、登記用紙の表題部にその旨及びその年月日を記載し、当該登記用紙を開鎖しなければならない。この場合には、旧登記簿の目録に当該旧登記簿につづり込んだ登記用紙の全部を閉鎖した旨及びその年月日を記載し、これに登記官印を押印しなければならない。

（未指定事務に係る旧登記簿）

第四条 新規則第四条第八条、第九条、第九十条、第九十二条第二項、第一百六十六条、第一百九十七条、第一百九十九条、第二百一十四条第二項及び第二百二十二条、第二百九十九条までの規定は、法附則第三条第一項の規定による指定（同条第三項の規定により指定を受けたものとみなされる

第一条 この省令は、法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。（施行期日）

第二条 この省令による改正後の不動産登記規則（以下「新規則」という。）の規定は、この附則（経過措置の原則）

第三条 登記所は、その事務について法附則第三条第一項の規定による指定（同条第三項の規定により指定を受けたものとみなされるものとみなされる）を受けたとき、当該事務に係る旧登記簿（法附則第三条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第二十四条第二項に規定する閉鎖登記簿を含む。）については、旧細則（この省令の施行前にした旧細則の規定による処分、手続その他の行為は、この附則に特別の定めがある場合を除き、新規則の適用については、新規則の相当規定によつてしたものとみなす。）の規定により生じた効力を妨げない。

第四条 第二項第一号の法定相続情報一覧図に相続人の住所を記載したときは、第二項の申出書には、その住所を証する書面を添付しなければならない。

第五条 不動産登記法（法附則第三条第四項の規定による指定を受けたものとみなされる）

第六条 不動産登記法（平成十六年法律第二百一十三条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧細則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。）

第三十五条から第三十五条ノ三まで、第四十八条ノ二から第五十四条ノ二まで、第五十七条ノ九、第六十三条ノ二、第六十四条、第六十四条ノ二及び第七十一条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧細則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	第三十五条から第三十五条ノ三まで、第四十八条ノ二から第五十四条ノ二まで、第五十七条ノ九、第六十三条ノ二、第六十四条、第六十四条ノ二及び第七十一条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧細則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
第一条 第二項第一号の法定相続情報一覧図に相続人の住所を記載したときは、第二項の申出書には、その住所を証する書面を添付しなければならない。	第一条 第二項第一号の法定相続情報一覧図に相続人の住所を記載したときは、第二項の申出書には、その住所を証する書面を添付しなければならない。
第二条 不動産登記法（平成十六年法律第二百一十三条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧細則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。）	第二条 不動産登記法（平成十六年法律第二百一十三条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる旧細則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。）
第三条 第二項第一号の法定相続情報一覧図に相続人の住所を記載したときは、第二項の申出書には、その住所を証する書面を添付しなければならない。	第三条 第二項第一号の法定相続情報一覧図に相続人の住所を記載したときは、第二項の申出書には、その住所を証する書面を添付しなければならない。
第四条 第二項第一号の法定相続情報一覧図に相続人の住所を記載したときは、第二項の申出書には、その住所を証する書面を添付しなければならない。	第四条 第二項第一号の法定相続情報一覧図に相続人の住所を記載したときは、第二項の申出書には、その住所を証する書面を添付しなければならない。
第五条 第二項第一号の法定相続情報一覧図に相続人の住所を記載したときは、第二項の申出書には、その住所を証する書面を添付しなければならない。	第五条 第二項第一号の法定相続情報一覧図に相続人の住所を記載したときは、第二項の申出書には、その住所を証する書面を添付しなければならない。
第六条 第二項第一号の法定相続情報一覧図に相続人の住所を記載したときは、第二項の申出書には、その住所を証する書面を添付しなければならない。	第六条 第二項第一号の法定相続情報一覧図に相続人の住所を記載したときは、第二項の申出書には、その住所を証する書面を添付しなければならない。
第七条 第二項第一号の法定相続情報一覧図に相続人の住所を記載したときは、第二項の申出書には、その住所を証する書面を添付しなければならない。	第七条 第二項第一号の法定相続情報一覧図に相続人の住所を記載したときは、第二項の申出書には、その住所を証する書面を添付しなければならない。
第八条 第二項第一号の法定相続情報一覧図に相続人の住所を記載したときは、第二項の申出書には、その住所を証する書面を添付しなければならない。	第八条 第二項第一号の法定相続情報一覧図に相続人の住所を記載したときは、第二項の申出書には、その住所を証する書面を添付しなければならない。
第九条 第二項第一号の法定相続情報一覧図に相続人の住所を記載したときは、第二項の申出書には、その住所を証する書面を添付しなければならない。	第九条 第二項第一号の法定相続情報一覧図に相続人の住所を記載したときは、第二項の申出書には、その住所を証する書面を添付しなければならない。
第十条 第二項第一号の法定相続情報一覧図に相続人の住所を記載したときは、第二項の申出書には、その住所を証する書面を添付しなければならない。	第十条 第二項第一号の法定相続情報一覧図に相続人の住所を記載したときは、第二項の申出書には、その住所を証する書面を添付しなければならない。

二 第二 三 項 第三 號 ノ 番 号	五 九 條 ノ 第 四 十 不 動 產 登 記 法 第 十 五 條 但 書	法 附 則 第 三 條 第 四 項 ノ 規 定 三 依 リ 仍 其 ノ 効 力 ヲ ス ル モ ノ ト サ レ タ ル 旧 法 第 十五 號
ノ 二	同 法 第 九 十一 條 第 二 項 第 一 号 号 乃 至 第 三 号	法 第 四 十 四 条 第 一 項 第一 号、 第七 号及 ビ 第八 号
九 十九 条 第 五 項 又 ハ	同 法 第 九 十一 條 第 二 項 第 一 号 号 乃 至 第 三 号	法 第 四 十 四 条 第 一 項 第一 号、 第七 号及 ビ 第八 号
ノ 二	同 法 第 九 十一 條 第 二 項 第 一 号 号 乃 至 第 三 号	法 第 四 十 四 条 第 一 項 第一 号、 第七 号及 ビ 第八 号
九 十九 条 第 五 項 又 ハ	同 法 第 九 十一 條 第 二 項 第 一 号 号 乃 至 第 三 号	法 第 四 十 四 条 第 一 項 第一 号、 第七 号及 ビ 第八 号

部分」と、新規則第百九十三条第一項第五号中「登記事項証明書」とあるのは「登記簿の謄本又は抄本」と、新規則第二百二十二条第一項中「地図等」とあるのは「登記簿、地図等」とする。

4 第三条指定を受けていない事務において登記用紙に記録された事項を抹消する記号を記録するには、当該事項を抹するものとする。

5 第三条指定を受けていない事務において登記用紙に登記官の識別番号を記録するには、登記用紙に登記官が登記官印を押印するものとする。

(閉鎖登記簿)

第五条 新規則第一百九十三条第一項、第一百九十四条第一項、第二百二十二条第一項、第二百三十三条第一項及び第二百四条の規定は、法附則第四条第一項に規定する閉鎖登記簿の謄本若しくは抄本の交付又は閲覧について準用する。

2 前項の閉鎖登記簿の謄本又は抄本については、旧細則第三十五条から第三十五条ノ三までの規定は、なおその効力を有する。

3 新規則第三十条及び第三十二条の規定は、第一項の閉鎖登記簿に関する事務について準用する。

(旧登記簿が滅失した場合の回復手続)

第六条 第三条指定を受けていない事務に係る旧登記簿(信託目録を含む。)が滅失したときは、旧法第十九条、第二十三条及び第六十九条から第七十五条までに規定する手続により回復するものとする。この場合には、当該事務について本登記済証交付帳を備える。

2 前項に規定する手続により交付された登記済証は、旧法第六十条の規定により還付された登記済証とみなす。

3 旧細則第二十二条及び第六十条から第六十条ノ三までの規定は、第一項の旧登記簿についてなおその効力を有する。この場合において、旧細則第二十二条第一項中「不動産登記法第二十三条ノ告示」とあるのは、「新規則附則第六条第一項ニ規定スル手続ノ告示」と、旧細則第六十条ノ二中「不動産登記法第七十二条第一項」とあるのは、「新規則附則第六条第一項」と、旧細則第六十条ノ三中「不動産登記法第七十四条第一項」とあるのは、「新規則附則第六条第一項」と、「同法第七十一条第

	(信託目録)
第十二条	信託目録に関する事務について第三条 指定を受けていない登記所(以下「信託目録未 指定登記所」という。)においては、信託目録未 つづり込み帳を備える。
2	信託目録に記録すべき情報が提供されたとき は、登記官は、書面で信託目録を別記第五号様 式により作成しなければならない。
3	前項の規定による信託目録は、第一項の信託 目録つづり込み帳につづり込むものとする。
4	信託目録未指定登記所において信託の登記の 申請を書面申請によりするときは、申請人は、 別記第五号様式による用紙に信託目録に記録す べき情報を記載して提出しなければならない。 信託目録に関する事務について第三条指定を受 けた登記所において、その登記簿が附則第三条 第一項の規定による改製を終えていない登記簿 (電子情報処理組織による取扱いに適合しない 登記簿を含む。)である不動産について、信託 の登記の申請を書面申請によりするときも、同 様とする。
5	前項の規定により信託目録に記録すべき情報 を記載した書面が提出されたときは、当該書面 は、法第九十七条第三項の信託目録とみなす。 この場合には、当該書面は、新規則第十九条の 規定にかかわらず、第一項の信託目録つづり込 み帳につづり込むものとする。
6	旧細則第十六条ノ四第一項、第四十三条ノ六 から第四十三条ノ九まで、第五十七条ノ十及び 第五十七条ノ十一の規定は、信託目録未指定登 記所の信託目録について、なおその効力を有す る。この場合において、旧細則第十六条ノ四第 一項中「信託原簿」とあるのは「信託目録」 と、「申請書」とあるのは「申請ノ」と、旧細 則第四十三条ノ六中「信託原簿」とあるのは 「信託目録二記録すべき情報ヲ記載シタル書面 と、「附録第十号様式」とあるのは「不動産登 記規則(平成十七年法務省令第十八号)別記第 五号様式」と、旧細則第四十三条ノ七及び第四 十三条ノ八中「信託原簿用紙」とあるのは「信 託目録二記録すべき情報ヲ記載シタル書面ノ用 紙」と、旧細則第四十三条ノ九中「第四十三 ノ三」とあるのは「新規則附則第九条第五項ノ 規定ニ依リ仍其ノ効力ヲ有スルモノトサレタル 第四十三条ノ三」と、「信託原簿」とあるのは 「信託目録二記録すべき情報ヲ記載シタル書面」

1	と、旧細則第五十七条ノ十及び第五十七条ノ十 一中「信託原簿」とあるのは「信託目録」とす る。
2	第十三条 この省令の施行の際、現に登記所に備 え付けてある信託原簿は、法第九十七条第三項 の信託目録とみなす。
3	第十四条 附則第三条の規定は、共同担保目録及 び信託目録について準用する。 (第三条指定に関する経過措置)
4	第十四条の二 第三条指定を受けた事務のうち、 附則第三条第一項(附則第十四条において準用 する場合を含む。以下同じ。)の規定による改 製を終えていない登記簿(電子情報処理組織に よる取扱いに適合しない登記簿を含む。以下同 じ。)に関する事務は、法附則第三条第一項、第 四項及び第七項並びに附則第四条第一項、第 二項、第四項及び第五项、第六条第一項及び第 四項、第七条第一項、第八条第一項、第十条第一 項、第八项及び第九項並びに第十二条第一項、 及び第六項の適用については、第三条指定を受 けない事務とみなす。
5	法附則第六条第三項の規定により読み替え て適用される法第二十一条本文の規定により 登記済証の交付を受けるべき者が、登記完了 の時から三月以内に登記済証を受領しない 場合

6	三 法附則第六条第三項の規定により読み替え て適用される法第二十一条本文の規定により 登記済証の交付を受けるべき者が官序又は公署 登記済証の交付を希望する旨の申出をした 場合を除く。)
7	四 新規則第六十四条第二項の規定は、前項第一 号及び第三号の申出をするときについて準用す る。
8	五 新規則第六十四条第三項の規定により読み替え て適用される法第二十二条の規定により提出された登 記済証を旧法第六十条第一項に規定する登記原 因を証する書面若しくは申請書の副本又は同条 第二項に規定する登記済証若しくは書面とみな す。
9	六 第四項及び第五項の規定は、前項の場合につ いて準用する。
10	七 第四項及び第五項の規定は、前項の場合につ いて準用する。

11	八 第六条指定がされるまでの間ににおける第六条 第三項の規定により読み替えて適用される法第 一百七条の登記済証その他の登記権利者に係る 登記済証の作成及び交付については、なお從前 の例による。この場合においては、前項の規定 により提出された書面を旧法第六十条第一項に規 定する登記原因を証する書面若しくは申請書の副 本又は同条第二項に規定する登記済証若しくは書 面とみなす。
12	九 旧細則第四十四条ノ十七の規定は、第六条指 定がされるまでの間、第六条指定を受けていな い登記手続について、なおその効力を有する。 (法附則第七条の登記手続)
13	第十六条 第六条指定を受けた登記手続におい て、申請人が法附則第七条の規定により登記済 証を提出して登記の申請をしたときは、当該申 請人である登記義務者(登記権利者及び登記義 務者がない場合にあっては、申請人である登記 名義人)に対し、登記完了証に代えて、旧法第 六十条第二項の規定による方法により作成した 登記済証を交付するものとする。 (第六条指定に関する経過措置)
14	第十七条 第九十四条第三項の規定は、 法務大臣が指定した登記所における登記事項証 明書の交付の請求について、当該指定の日から 当該指定に係る登記所ごとに適用する。 前項の指定は、告示してしなければなら ない。
15	第十八条 登記官は、職権で、旧法第三条に規定 する予告登記の抹消することができる。 (予告登記の抹消)
16	第十九条 民法の一部を改正する法律(昭和四十 六年法律第九十九号)附則第五条第一項の規定 による分割による権利の変更の登記は、増額の 登記についてする付記登記によつてするものと する。この場合において、登記官は、分割によ り根抵当権の設定を登記する旨を記録し、か

適用する。ただし、改正前の不動産登記規則の規定により生じた効力を妨げない。
この省令の施行に不動産登記規則第二十九条の規定に基づき法務局又は地方法務局长の廃棄の認可を受けている情報の保存期間については、なお従前の例による。
附 則 (平成二〇年一月二十五日法務省令第六二号)
(施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。 (経過措置)
第二条 この省令による改正後の不動産登記規則の規定(他の省令において準用する場合を含む)は、この省令による改正後の不動産登記規則(以下「旧規則」という)の規定は、この附則(以下「新規則」という)の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この省令の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、改正前の不動産登記規則(以下「旧規則」という)により生じた効力を妨げない。
第三条 新規則別記第五号及び第七号から第十号までは、登記所ごとに日本工業規格X〇二二三(平成十六年二月二十日において経済産業大臣が公示した工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)第十四条の規定に基づく改正後のもの)に適合する登記記録について行うものとして法務大臣が指定した共同担保目録及び信託目録並びに登記事項証明書の作成に係る事務について、その指定の日から適用する。
2 前項の規定による指定は、告示してしなければならない。
3 第一項の規定による指定がされるまでの間は、同項の規定による指定を受けていない共同担保目録若しくは信託目録又は登記事項証明書の作成に係る事務については、旧規則別記第五号及び第七号から第十号までは、なその効力を有する。
附 則 (平成二一年四月二三日法務省令第三号)
(施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。 この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成二二年四月一日法務省令第十七号)
(施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中不動産登記規則第七十七条及び第二百三十三条第六項の改正規定は、平成二十二年七月一日から施行する。
(不動産登記規則の一部改正に伴う経過措置)
第二条 この省令による改正後の不動産登記規則の規定(他の省令において準用する場合を含む)は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この省令の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、改正前の不動産登記規則により生じた効力を妨げない。
第三条 この省令の施行前にされた登記の申請について、なお従前の例による。

む。)は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この省令の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、改正前の不動産登記規則により生じた効力を妨げない。
附 則 (平成二二年一月二十五日法務省令第六二号)
(施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成二三年一月一二日法務省令第一号)
(施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成二三年三月二十五日法務省令第五号)
(施行期日)
第一条 この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第一条中不動産登記規則第六十四条、第六十九条、第一百八十一條第二項、第一百八十二条、第一百八十二條の二及び別記第六号の改正規定、第八条の規定、第九条の規定、第十条中船舶登記規則第四十九条の改正規定(同令第一百九十五条を削る改正規定を除く)、第十一条中農業用動産抵当登記規則第四十条の改正規定(同令第九十五条を削る改正規定を除く)、第十二条の規定並びに第十四条の規定を削る改正規定(平成二十三年六月二十七日付)、第一条中不動産登記規則第一百八十九条第七項の改正規定、所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第号)の施行の日又はこの規則の施行日のいずれか遅い日
2 第二条 不動産登記規則第七十二条第二項第一号の規定により登録証明書が在留カードとみなされる登録証明書は特別永住者証明書とみなされることは改正法附則第二十八条第二項各号に定める期間とし、特別永住者証明書とみなされる期間は改正法附則第二十八条第二項各号に定める期間とする。
附 則 (平成二四年二月六日法務省令第四号)
(施行期日)
第一条 この省令は、平成二十四年二月二十日から施行する。
附 則 (平成二四年一〇月一日法務省令第三八号)
(施行期日)
第一条 この省令は、平成二十四年二月二十日から施行する。
附 則 (平成二五年三月二一日法務省令第三号)
(施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成二五年八月一五日法務省令第二〇号)
(施行期日)
第一条 この省令は、大規模災害からの復興に関する法律附則第一条(ただし書に規定する規定の施行の日(平成二十五年八月二十日)から施行する)の規定により手数料を収入印紙又は登記印紙をもつて納付するときは、収

入印紙又は登記印紙を請求書、嘱託書又は申請書に貼つてしなければならない。
附 則 (平成二三年一二月二二日法務省令第四一号)
この省令は、東日本大震災復興特別区域法の施行の日(平成二十三年十一月二十六日)から施行する。
附 則 (平成二三年一二月二六日法務省令第四三号)
(施行期日)
第一条 この省令は、改正法施行日(平成二十四年七月九日)から施行する。
附 則 (平成二四年三月二七日法務省令第一〇号)
(施行期日)
第一条 この省令は、改正法施行日(平成二十四年七月九日)から施行する。
附 則 (平成二七年九月一八日法務省令第三七号)
(施行期日)
この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成二七年七月一八日法務省令第四三号)
(施行期日)
この省令は、不動産登記令等の一部を改正する政令の施行の日(平成二十七年十一月二一日)から施行する。
附 則 (平成二七年三月二七日法務省令第二〇号)
(経過措置)
この省令の施行前にされた登記、筆界特定、抵当証券交付、抵当証券の記載の変更及び鉛害賠償の登録の申請については、第一条の規定による改正後の不動産登記規則第三十六条、第三十七条の二及び第四十四条第二項(これらの規定を他の省令において準用する場合を含む。)並びに第二百九条の規定、第二条の規定による改正後の抵当証券法施行細則第二十二条(同令第五十三条において準用する場合を含む。)の規定、第三条の規定による改正後の鉛害賠償登記規則第二十条の規定、第四条の規定による改正後の企業担保登記規則第五条の規定並びに第五十五条第一項又は第八十八条第一項の申出について、なお従前の例による。

と/or)。第二百七条第二項第五号の規定に基づき明らかにされた事項又は旧規則第二百九条第一項第七号の規定に基づき提供された情報は、第三条において読み替えて準用する第一条又は第二条の規定に基づき明らかにされた事項又は提供された情報とみなす。
附 則 (平成二三年一二月二二日法務省令第四一号)
この省令は、改正法施行日(平成二十四年七月九日)から施行する。
附 則 (平成二四年三月二七日法務省令第一〇号)
(施行期日)
この省令は、改正法施行日(平成二十四年七月九日)から施行する。
附 則 (平成二七年九月一八日法務省令第三七号)
(施行期日)
この省令は、不動産登記令等の一部を改正する政令の施行の日(平成二十七年十一月二一日)から施行する。
附 則 (平成二七年三月二七日法務省令第二〇号)
(経過措置)
この省令の施行前にされた不動産登記規則第五条の規定並びに第五十三条において準用する場合を含む。の規定による改正後の船舶登記規則第二十条の規定にかかるわらず、なお従前の例によ

第六号に掲げる事項を法人識別事項申出情報の内容とすることを要しない。	4
法人識別事項の申出においては、第二項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を法人識別事項申出情報の内容とするものとする。	5
一 申出人又は代理人の電話番号その他の連絡先	6
二 第七項に規定する法人識別事項申添付情報の表示	7
三 申出の年月日	8
四 登記所の表示	9
五 法人識別事項の申出は、次に掲げる方法のいずれかにより、法人識別事項申出情報を登記所に提供してしなければならない。	10
一 電子情報処理組織を使用する方法	11
二 法人識別事項申出情報を記載した書面(第十二項及び第十七項において「法人識別事項申出書」という。)を提出する方法	12
三 法人識別事項申出情報は、一の不動産及び所有権の登記名義人ごとに作成して提供しなければならない。ただし、同一の登記所の管轄区域内にある二以上の不動産についての法人識別事項の申出が同一の所有権の登記名義人に関するものであるときは、この限りでない。	13
四 法人識別事項の申出をする場合には、次に掲げる情報(以下この条において「法人識別事項申添付情報」という。)をその法人識別事項申出情報と併せて登記所に提供しなければならない。	14
五 代理人によつて申出をするときは、当該代理人の権限を証する情報	15
六 申出人が会社法人等番号(商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)第七条(他の法令において準用する場合を含む。)に規定する会社法人等番号をいう。次号において同じ。)を有する法人以外の法人であるときは、当該法人の代表者の資格を証する情報	16
七 第二項第五号に掲げる事項を証する情報(会社法人等番号(所有権の登記名義人に係るものであることを登記官が確認することができるものに限る。)を法人識別事項申出情報の内容としたときを除く。)	17
八 不動産登記規則第三十七条の二の規定は、法人識別事項の申出をする場合について準用する。	18
九 新不動産登記規則第百五十八条の八第一項及び第五十九条の九の規定は、第五項第一号につき。	19

第六号に掲げる事項を法人識別事項申出情報を登記する場合について準用する。	20
一 登記の目的	21
二 申出の受付の年月日及び受付番号	22
三 登記原因及びその日付	23
四 所有权の登記名義人の法人識別事項	24
五 新不動産登記規則第百五十八条の十八の規定は、第十八項の規定による登記をした場合について準用する。	25

第六号に掲げる事項を法人識別事項申出情報を登記する場合について準用する。	20
一 登記の目的	21
二 申出の受付の年月日及び受付番号	22
三 登記原因及びその日付	23
四 所有权の登記名義人の法人識別事項	24
五 新不動産登記規則第百五十八条の十八の規定は、第十八項の規定による登記をした場合について準用する。	25

第六号に掲げる事項を法人識別事項申出情報を登記する場合について準用する。	20
一 登記の目的	21
二 申出の受付の年月日及び受付番号	22
三 登記原因及びその日付	23
四 所有权の登記名義人の法人識別事項	24
五 新不動産登記規則第百五十八条の十八の規定は、第十八項の規定による登記をした場合について準用する。	25

第六号に掲げる事項を法人識別事項申出情報を登記する場合について準用する。

土地の表示												不動産番号																																																																																																			
別表二（第四条第二項関係）区分建物でない建物の登記記録														不動産番号																																																																																																	
<table border="1"> <tr> <td colspan="2">所有者欄</td> <td colspan="2">付欄</td> <td colspan="2">登記の日</td> <td colspan="2">欄</td> <td colspan="2">地目欄</td> <td colspan="2">地積欄</td> <td colspan="2">地番欄</td> <td colspan="2">所在欄</td> </tr> <tr> <td colspan="2">所在図番号欄</td> <td colspan="2">登記欄</td> <td colspan="2">登記の日</td> <td colspan="2">河川区域内又は高規格堤</td> <td colspan="2">河川区域内、特定樹林帶区域内</td> <td colspan="2">防特別区域、樹林帶区域</td> <td colspan="2">河川区域内、樹林帶区域</td> <td colspan="2">所在欄</td> </tr> <tr> <td colspan="2">原因及びその日の表示欄</td> <td colspan="2">不動産番号欄</td> <td colspan="2">不動産番号</td> <td colspan="2">若しくは河川立体区域</td> <td colspan="2">若しくは河川立体区域</td> <td colspan="2">若しくは河川立体区域</td> <td colspan="2">若しくは河川立体区域</td> <td colspan="2">所在欄</td> </tr> <tr> <td colspan="2">登記原因及びその日付</td> <td colspan="2">床面積欄</td> <td colspan="2">床面積</td> <td colspan="2">建物の名称があるときは、む。</td> <td colspan="2">建物の名称があるときは、む。</td> <td colspan="2">建物の名称があるときは、む。</td> <td colspan="2">建物の名称があるときは、む。</td> <td colspan="2">登記原因及びその日付</td> </tr> <tr> <td colspan="2">建物を新築する場合の不動産工事の先取特権の保存の登記における建物の種類、構造及び床面積が設計書による旨</td> <td colspan="2">構造欄</td> <td colspan="2">構造</td> <td colspan="2">番号欄</td> <td colspan="2">番号欄</td> <td colspan="2">番号欄</td> <td colspan="2">番号欄</td> <td colspan="2">登記原因及びその日付</td> </tr> <tr> <td colspan="2">閉鎖の事由</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>														所有者欄		付欄		登記の日		欄		地目欄		地積欄		地番欄		所在欄		所在図番号欄		登記欄		登記の日		河川区域内又は高規格堤		河川区域内、特定樹林帶区域内		防特別区域、樹林帶区域		河川区域内、樹林帶区域		所在欄		原因及びその日の表示欄		不動産番号欄		不動産番号		若しくは河川立体区域		若しくは河川立体区域		若しくは河川立体区域		若しくは河川立体区域		所在欄		登記原因及びその日付		床面積欄		床面積		建物の名称があるときは、む。		建物の名称があるときは、む。		建物の名称があるときは、む。		建物の名称があるときは、む。		登記原因及びその日付		建物を新築する場合の不動産工事の先取特権の保存の登記における建物の種類、構造及び床面積が設計書による旨		構造欄		構造		番号欄		番号欄		番号欄		番号欄		登記原因及びその日付		閉鎖の事由																不動産番号	
所有者欄		付欄		登記の日		欄		地目欄		地積欄		地番欄		所在欄																																																																																																	
所在図番号欄		登記欄		登記の日		河川区域内又は高規格堤		河川区域内、特定樹林帶区域内		防特別区域、樹林帶区域		河川区域内、樹林帶区域		所在欄																																																																																																	
原因及びその日の表示欄		不動産番号欄		不動産番号		若しくは河川立体区域		若しくは河川立体区域		若しくは河川立体区域		若しくは河川立体区域		所在欄																																																																																																	
登記原因及びその日付		床面積欄		床面積		建物の名称があるときは、む。		建物の名称があるときは、む。		建物の名称があるときは、む。		建物の名称があるときは、む。		登記原因及びその日付																																																																																																	
建物を新築する場合の不動産工事の先取特権の保存の登記における建物の種類、構造及び床面積が設計書による旨		構造欄		構造		番号欄		番号欄		番号欄		番号欄		登記原因及びその日付																																																																																																	
閉鎖の事由																																																																																																															
別表三（第四条第三項関係）区分建物である建物の登記記録														不動産番号																																																																																																	
<table border="1"> <tr> <td colspan="2">所有者欄</td> <td colspan="2">付欄</td> <td colspan="2">登記の日</td> <td colspan="2">欄</td> <td colspan="2">床面積欄</td> <td colspan="2">構造欄</td> <td colspan="2">種類欄</td> <td colspan="2">付欄</td> </tr> <tr> <td colspan="2">所在図番号欄</td> <td colspan="2">登記欄</td> <td colspan="2">登記の日</td> <td colspan="2">敷地権の目的である土地</td> <td colspan="2">敷地権の目的である土地</td> <td colspan="2">敷地権の目的である土地</td> <td colspan="2">敷地権の目的である土地</td> <td colspan="2">登記の年月日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">原因及びその日の表示欄</td> <td colspan="2">不動産番号欄</td> <td colspan="2">不動産番号</td> <td colspan="2">敷地権の目的である土地</td> <td colspan="2">敷地権の目的である土地</td> <td colspan="2">敷地権の目的である土地</td> <td colspan="2">敷地権の目的である土地</td> <td colspan="2">登記の年月日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">建物を新築する場合の不動産工事の先取特権の保存の登記における建物の種類、構造及び床面積が設計書による旨</td> <td colspan="2">床面積欄</td> <td colspan="2">床面積</td> <td colspan="2">書による旨</td> <td colspan="2">書による旨</td> <td colspan="2">書による旨</td> <td colspan="2">書による旨</td> <td colspan="2">登記の年月日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">建物を新築する場合の不動産工事の先取特権の保存の登記における建物の種類、構造及び床面積が設計書による旨</td> <td colspan="2">構造欄</td> <td colspan="2">構造</td> <td colspan="2">所有者及びその持分</td> <td colspan="2">所有者及びその持分</td> <td colspan="2">所有者及びその持分</td> <td colspan="2">所有者及びその持分</td> <td colspan="2">登記の年月日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">建物を新築する場合の不動産工事の先取特権の保存の登記における建物の種類、構造及び床面積が設計書による旨</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>														所有者欄		付欄		登記の日		欄		床面積欄		構造欄		種類欄		付欄		所在図番号欄		登記欄		登記の日		敷地権の目的である土地		敷地権の目的である土地		敷地権の目的である土地		敷地権の目的である土地		登記の年月日		原因及びその日の表示欄		不動産番号欄		不動産番号		敷地権の目的である土地		敷地権の目的である土地		敷地権の目的である土地		敷地権の目的である土地		登記の年月日		建物を新築する場合の不動産工事の先取特権の保存の登記における建物の種類、構造及び床面積が設計書による旨		床面積欄		床面積		書による旨		書による旨		書による旨		書による旨		登記の年月日		建物を新築する場合の不動産工事の先取特権の保存の登記における建物の種類、構造及び床面積が設計書による旨		構造欄		構造		所有者及びその持分		所有者及びその持分		所有者及びその持分		所有者及びその持分		登記の年月日		建物を新築する場合の不動産工事の先取特権の保存の登記における建物の種類、構造及び床面積が設計書による旨																不動産番号	
所有者欄		付欄		登記の日		欄		床面積欄		構造欄		種類欄		付欄																																																																																																	
所在図番号欄		登記欄		登記の日		敷地権の目的である土地		敷地権の目的である土地		敷地権の目的である土地		敷地権の目的である土地		登記の年月日																																																																																																	
原因及びその日の表示欄		不動産番号欄		不動産番号		敷地権の目的である土地		敷地権の目的である土地		敷地権の目的である土地		敷地権の目的である土地		登記の年月日																																																																																																	
建物を新築する場合の不動産工事の先取特権の保存の登記における建物の種類、構造及び床面積が設計書による旨		床面積欄		床面積		書による旨		書による旨		書による旨		書による旨		登記の年月日																																																																																																	
建物を新築する場合の不動産工事の先取特権の保存の登記における建物の種類、構造及び床面積が設計書による旨		構造欄		構造		所有者及びその持分		所有者及びその持分		所有者及びその持分		所有者及びその持分		登記の年月日																																																																																																	
建物を新築する場合の不動産工事の先取特権の保存の登記における建物の種類、構造及び床面積が設計書による旨																																																																																																															
別表四（第四条第四項関係）敷地権の表示														不動産番号																																																																																																	
<table border="1"> <tr> <td colspan="2">所有者欄</td> <td colspan="2">付欄</td> <td colspan="2">登記の日</td> <td colspan="2">欄</td> <td colspan="2">床面積欄</td> <td colspan="2">構造欄</td> <td colspan="2">種類欄</td> <td colspan="2">付欄</td> </tr> <tr> <td colspan="2">原因及びその日の表示欄</td> <td colspan="2">付欄</td> <td colspan="2">登記の日</td> <td colspan="2">敷地権の表示</td> <td colspan="2">敷地権の表示</td> <td colspan="2">敷地権の表示</td> <td colspan="2">敷地権の表示</td> <td colspan="2">登記の年月日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">建物を新築する場合の不動産工事の先取特権の保存の登記における建物の種類、構造及び床面積が設計書による旨</td> <td colspan="2">床面積欄</td> <td colspan="2">床面積</td> <td colspan="2">付欄</td> <td colspan="2">付欄</td> <td colspan="2">付欄</td> <td colspan="2">付欄</td> <td colspan="2">登記の年月日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">建物を新築する場合の不動産工事の先取特権の保存の登記における建物の種類、構造及び床面積が設計書による旨</td> <td colspan="2">構造欄</td> <td colspan="2">構造</td> <td colspan="2">所有者及びその持分</td> <td colspan="2">所有者及びその持分</td> <td colspan="2">所有者及びその持分</td> <td colspan="2">所有者及びその持分</td> <td colspan="2">登記の年月日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">建物を新築する場合の不動産工事の先取特権の保存の登記における建物の種類、構造及び床面積が設計書による旨</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>														所有者欄		付欄		登記の日		欄		床面積欄		構造欄		種類欄		付欄		原因及びその日の表示欄		付欄		登記の日		敷地権の表示		敷地権の表示		敷地権の表示		敷地権の表示		登記の年月日		建物を新築する場合の不動産工事の先取特権の保存の登記における建物の種類、構造及び床面積が設計書による旨		床面積欄		床面積		付欄		付欄		付欄		付欄		登記の年月日		建物を新築する場合の不動産工事の先取特権の保存の登記における建物の種類、構造及び床面積が設計書による旨		構造欄		構造		所有者及びその持分		所有者及びその持分		所有者及びその持分		所有者及びその持分		登記の年月日		建物を新築する場合の不動産工事の先取特権の保存の登記における建物の種類、構造及び床面積が設計書による旨																不動産番号																	
所有者欄		付欄		登記の日		欄		床面積欄		構造欄		種類欄		付欄																																																																																																	
原因及びその日の表示欄		付欄		登記の日		敷地権の表示		敷地権の表示		敷地権の表示		敷地権の表示		登記の年月日																																																																																																	
建物を新築する場合の不動産工事の先取特権の保存の登記における建物の種類、構造及び床面積が設計書による旨		床面積欄		床面積		付欄		付欄		付欄		付欄		登記の年月日																																																																																																	
建物を新築する場合の不動産工事の先取特権の保存の登記における建物の種類、構造及び床面積が設計書による旨		構造欄		構造		所有者及びその持分		所有者及びその持分		所有者及びその持分		所有者及びその持分		登記の年月日																																																																																																	
建物を新築する場合の不動産工事の先取特権の保存の登記における建物の種類、構造及び床面積が設計書による旨																																																																																																															

別記第一号（第七十四条第三項関係）

別記第一号（第七十四条第三項関係）	
年 月 日	令和元年六月一日
被験者番号	1234567890
被験者の性別	女性
被験者の年齢	25歳
内訳表	（年 月 日作成）
被験者	1/1
申請人	1/1
相談員	1/1

別記第二号（第七十四条第三項関係）

別記第二号（第七十四条第三項関係）	
年 月 日	令和元年六月一日
被験者番号	1234567890
被験者の性別	女性
被験者の年齢	25歳
内訳表	（年 月 日作成）
被験者	1/1
申請人	1/1
相談員	1/1

別記第三号（第八十条第一項関係）

別記第三号（第八十条第一項関係）	
年 月 日	令和元年六月一日
被験者番号	1234567890
被験者の性別	女性
被験者の年齢	25歳
内訳表	（年 月 日作成）
被験者	1/1
申請人	1/1
相談員	1/1

別記第四号（第九十四条第二項関係）

別記第四号（第九十四条第二項関係）	
年 月 日	令和元年六月一日
被験者番号	1234567890
被験者の性別	女性
被験者の年齢	25歳
内訳表	（年 月 日作成）
被験者	1/1
申請人	1/1
相談員	1/1

別記第四号（第九十四条第二項関係）	
年 月 日	令和元年六月一日
被験者番号	1234567890
被験者の性別	女性
被験者の年齢	25歳
内訳表	（年 月 日作成）
被験者	1/1
申請人	1/1
相談員	1/1

別記第四号の二（第一百五十八条の九第三項関係）

提出書類の表示		書面により提出した交付機関の内容	
申請の文書の用件	提出の用件	提出の用件	提出の用件
被認定人又は代理人の氏名 又は名前（申請人は日本国外 に在住するときは、日本国外の 代理者の氏名を含むもの）及 び認証番号その他の連絡先			

別記第五号（第一百九十七条第二項第五号並びに附則第十二条第二項及び第三項関係）

種類	類別	登録番号	開拓日	開拓者
1	委託契約に関する事項			
2	委託契約に関する事項			
3	委託契約に関する事項			
4	備考			

別記第六号（第一百八十一条第二項関係）

種類	類別	登録番号	開拓日	開拓者
1	委託契約に関する事項			
2	委託契約に関する事項			
3	委託契約に関する事項			
4	備考			

注1：「開拓の用件」欄は、被認定する認証契約にて開拓に認証されます。

2：「開拓」欄に記載されている是認証のうち、下線のあるものは、是認証が開拓されたことを示すものです。

3：「開拓の用件」欄に記載された事項は、被認定する認証契約の開拓の用件内に記載された事項と同一です。被認定する認証契約の開拓の用件内に記載された事項により開拓してください。

4：この開拓完了後は、是認証の権限を適用するものではありません。

年 月 日
登録者
登記官

別記第六号（第一百八十一条第二項関係）

種類	類別	登録番号	開拓日	開拓者
1	委託契約に関する事項			
2	委託契約に関する事項			
3	委託契約に関する事項			
4	備考			

注1：「開拓の用件」欄に表示されている内容は、「不動産」欄の最初に表示されない不動産に記載された記の表示です。（複数の開拓の用件に複数あります）

2：「開拓の用件」欄は、表示に関する記載が完了した後に記載されます。

3：「開拓」欄に記載されている不動産のうち、下線のあるものは、是認証が開拓されたことを示すものです。

4：この開拓完了後は、是認証の権限を適用するものではありません。

年 月 日
登録者
登記官

別記第七号（第一百九十七条第二項第一号関係）

別記第七号（第一百九十七条第二項第二号関係）（印込済印・金印）		
登録番号	土地の表示	測量
地図番号	測量地図	不動産番号
地名		
① 地番	② 地目	③ 地塊
測定及びその方法（測量方 法）		
測量者		
権利者（甲区）（所有権に競合する事項） 権利番号：登記の目的：権利者名：権利者との他の事項		
権利者（乙区）（所有権以外の権利に関する事項） 権利番号：登記の目的：権利者名：権利者との他の事項		
権利者（丙区）（所有権以外の権利に関する事項） 権利番号：登記の目的：権利者名：権利者との他の事項		

別記第八号（第一百九十七条第二項第二号関係）

別記第八号（第一百九十七条第二項第二号関係）（印込済印・金印）		
登録番号	土地の表示	測量
地図番号	測量地図	不動産番号
地名		
① 地番	② 地目	③ 地塊
測定及びその方法（測量方 法）		
測量者		
権利者（甲区）（所有権に競合する事項） 権利番号：登記の目的：権利者名：権利者との他の事項		
権利者（乙区）（所有権以外の権利に関する事項） 権利番号：登記の目的：権利者名：権利者との他の事項		
権利者（丙区）（所有権以外の権利に関する事項） 権利番号：登記の目的：権利者名：権利者との他の事項		

別記第九号（第一百九十七条第二項第三号関係）

別記第九号（第一百九十七条第二項第三号関係）（印込済印・金印）		
登録番号	土地の表示	測量
地図番号	測量地図	不動産番号
地名		
① 地番	② 地目	③ 地塊
測定及びその方法（測量方 法）		
測量者		
建物の名称		
① 建物	② 建築	③ 建設
測定及びその方法（測量方 法）		
測量者		
権利者（甲区）（所有権に競合する事項） 権利番号：登記の目的：権利者名：権利者との他の事項		
権利者（乙区）（所有権以外の権利に関する事項） 権利番号：登記の目的：権利者名：権利者との他の事項		
権利者（丙区）（所有権以外の権利に関する事項） 権利番号：登記の目的：権利者名：権利者との他の事項		

別記第十号（第一百九十七条第二項第四号関係）

別記第十号（第一百九十七条第二項第四号関係）（印込済印・金印）		
登録番号	測量	測量
地図番号	測量地図	不動産番号
地名		
① 地番	② 地目	③ 地塊
測定及びその方法（測量方 法）		
測量者		

別記第十一号（第二百九十八条第一項関係）

別記第十一号（第二百九十八条第一項関係）	
姓	國
名	別
姓	國
名	別
姓	國
名	別

別記第十二号（第二百九十八条第二項関係）

別記第十二号（第二百九十八条第二項関係）	
姓	國
名	別
姓	國
名	別

別記第十三号（附則第二十一条第三項関係）

別記第十三号（附則第二十一条第三項関係）	
登記局の名称	
申請の受け付ける日	
交付番号	
審査により異議した原付 登録の請求	
申請人又は代理人の氏名 又は登録の請求に登録する 個人が他人であることを その代わりとして氏名を記 入する場合は登録の請求 の書類	
	回